

信託法改正と相続税・贈与税の諸問題

川 口 幸 彦

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

要 約

1 研究の目的

新しい信託法は、平成 18 年 12 月 8 日に国会で成立し、自己信託に関する規定を除き、平成 19 年 9 月 30 日に施行された。大正 11 年に制定された旧信託法は、84 年ぶりに全面改正されたこととなる。

信託法の改正に伴い、平成 19 年度税制改正により、信託課税制度の抜本的な改正が行われたが、その中でも、受益者等（又は信託に関する権利）と信託財産等との関係の明確化が図られた点が注目される。信託所得課税においては、所得税法第 13 条と法人税法第 12 条の規定が基本的な考え方とされ、受益者が特定している場合には受益者が信託財産を有するものとして課税され、受益者が特定していない場合等には委託者が信託財産を有するものとして課税されてきた。しかし、この税制改正により、いわゆる実質基準が導入され、受益者と同等の地位を有する者は「みなし受益者」とされ、受益者とともに信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされ、かつ、信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者等の収益及び費用とみなされて課税されることとされた。また、受益者等が存しない信託等については、法人課税信託という制度が導入された。相続税法においても、従来どおり、受益者課税が採用されているが、法人課税信託となる受益者等が存しない信託については、受託者に受贈益について法人税等が課税されるとともに、一定の場合には、相続税等が課税（課税された法人税額等は控除）されるなど、様々な改正が行われた。

信託課税制度に関しては、これまで様々な問題があると指摘されてきたが、今回の税目横断的かつ抜本的な改正により、これらの問題は解決されたのであろうか。本稿で研究の対象とする相続税等に関しては、「信託行為時課税、受益者課税、信託受益権に対する課税」という 3 つの特徴を基に、様々な問題提起がなされてきたが、今回の改正でどのような解決が図られたのか、新たな問題は生じていないのかについて研究の目的とした。また、信託の歴史

からも明らかなおと、信託は、その所有権の分散機能により、所得隠しや財産隠しに利用されることが懸念される。そこで、新しい信託課税制度は、様々な租税回避防止策が講じられたとされているが、それで十分と言えるかについても研究の目的とした。

2 研究の内容

(1) 信託法の改正内容

新しい信託課税制度を検討するには、まず新しい信託法の内容を理解しておく必要があり、相続税や贈与税に関連する項目である①信託の設定方法や信託の効力の発生時期、②受益者等、③委託者、④信託の終了及び清算、⑤信託の新たな類型の創設等について検討を行った。

① 信託の設定方法は、信託契約、遺言の方法に加え、新たに公正証書等によってする意思表示の方法が認められた。この「公正証書等によってする意思表示の方法」は、これまで認められるか否かについて議論があった、いわゆる信託宣言（自らが受託者として管理することを宣言するもの）と呼ばれる方法である。また、信託法第4条に信託の効力の発生に関する規定が設けられたが、相続税法施行令第1条の11においても同様な規定が設けられ、整合が取られている。

② 新しい信託法では、「資産流動化信託」や「福祉型信託」という全く異質な信託を等しく規律しようとしている。後者に該当する新たな信託として、遺言代用の信託又は後継ぎ遺贈型の受益者連続信託等がある。特に、受益者連続信託は、相続税法の特例の対象ともなっているが、民法では認められていない後継ぎ遺贈と同様な効果があることから、その活用が期待されている。

③ 財務省主税局は、その課税方法の変更理由の一つに、「委託者は基本的には何らの権利も有さないことがより明確にされた」ことを挙げている。確かに委託者の権利は、旧法に比べ、原則として縮小しているが、その信託の性格に応じて、拡大することもできる。したがって、同主税

局は、「単に委託者であるということで課税関係を生ぜしめていた従来の方式」から、「受託者等に対して一定の行為を求めることができる権限と財産的な権利を有するか否かをメルクマールとして課税関係を生ぜしめる」方式としたと説明するが、従来、受益者が特定しない又は存在しないすべての場合において、信託収益は委託者に帰属するものとみなして課税するとしていた一連の問題を解決することを狙いとするものであったのではないかと考える。

- ④ 委託者と受益者は、いつでも合意があれば信託を終了することができる」と明文化された。また、従来、信託が終了した場合には、帰属権利者に帰属するものとされていたため、受益者としての権利行使が認められるか否かについて解釈が分かれていたが、新しい信託法では、残余財産の帰属主体となる残余財産受益者と帰属権利者が区分・定義された。相続税法においてもこれらの使い分けがなされ、帰属権利者に関する課税上の疑義も解消された。

- ⑤ 新たに創設された信託のうち、特に相続税等と関連のある自己信託や受益者の定めのない信託(いわゆる目的信託)について検討を行った。

(2) 従来における相続税等における信託課税の考え方

従来の相続税等における信託課税制度の内容と問題点がどのようなものであったかを中心として、①信託課税制度の沿革、②従来の信託課税に対する批判等、③アメリカのグランター・トラスト、④信託受益権の評価、⑤従来の信託課税における問題点と改善策について検討を行った。

- ① 信託課税制度をその特徴に合わせると、第1期(大正12年～昭和12年)から第4期(昭和25年～平成18年)に区分され、「現実受益時課税」が行われた時期(第2期：昭和13年～昭和21年)はあるものの、他の時期は信託行為時課税が行われ、また、受益者不特定・未存在の場合については、受託者課税又は委託者課税が行われるなど、信託課税の困難さのため様々な議論がなされて修正が加えられ、現行制度に至るまでに紆余曲折を経てきたと言える。

- ② 多くの学者や実務家は、信託時における受益者の地位は極めて不安定であることから、信託行為時課税には反対であり、(i)受益時課税の導入、(ii)新たな事後救済措置の導入を求めている。委託者が種々の権限を留保している撤回可能信託とその反対の撤回不能信託に区分して課税すべきとの意見があった。また、受益内容が受託者に委ねられている裁量信託に対する合理的な課税方法を明らかにすべきとの意見もあった。さらに、始期付受益者(遺言代用の信託や受益者連続信託の受益者等、これらの信託の考え方は以前から存在していた)に対する課税方法の見直しや、受益者連続信託に係る受益権の評価について、受益者の平均寿命までの期間を前提とした(統計的手法を用いた)評価方法の導入を求める意見もあった。
- ③ 撤回可能信託は、グラントー・トラスト(譲与者信託、みなし自益信託)の代名詞のようなものであるが、グラントー・トラストの委託者は、その信託財産を所有しているものとみなされ、遺産税が課税されている。なお、平成19年度税制改正において、特定委託者(又はみなし受益者)が採用され、グラントー・トラストと類似の効果が期待できると考える。
- ④ 信託受益権の評価について、信託課税制度と同様、第1期(大正12年ー昭和12年)から第4期(昭和25年ー平成18年)までを検討した結果、第2期(昭和13年ー昭和21年)までは具体的な評価方法が定まっておらず、統一的基準が求められていた。第3期(昭和22年ー昭和24年)になって具体的な評価基準が定められたが、その後は大きな変更はなかった。ただし、平成9年に信託受益権の分割による多大な節税効果が専門誌等に掲載されるようになったことから、平成11年と12年に通達改正が行われた。
- ⑤ 上記②の批判等に対しては、次のとおり考える。信託行為時課税は、相続税等の累進税率を用いた課税制度においては、現実受益時課税よりも課税の公平の点で優れている。新たな事後救済措置については、昭和22年改正法において実績はあるものの、他の財産とのバランス等も考慮

し、慎重な検討が必要である。また、委託者が種々の権限を留保している撤回可能信託は、受益者に課税せず、グランター・トラストと同様、委託者がその信託財産を有するものとみなして課税関係を整理すべきである。裁量信託については、個々人の受益額が特定できないことから、受益者に対する課税ではなく、(i)信託財産に対する課税、(ii)遺産税(又は贈与者課税)も検討すべきである。遺言代用の信託については、実質的には、民法の死因贈与と同じ効果を有することから、同じ課税方法(相続時に相続税を課税)とすべきであり、信託行為時に贈与税を課税すべきではない。受益者連続信託の評価については、上記②の中の改正意見を採用するとともに、課税方法の見直しが必要である。

(3) 信託法の改正に伴う新たな信託課税制度

相続税法第9条の2から第9条の5までについて条文ごとに検討を行った。

① 第9条の2

従来の相続税法第4条の規定と比べると、受益者課税であることに変わりはないが、「特定委託者」という概念が導入され、受益者の中に取り込まれて受益者等(受益者としての権利を現に有する者に限られる。)として整理された。また、いったん信託が設定されると、相続税法施行令第1条の12第3項(2号:「受益者等が2以上存する場合には、信託に関する権利の全部をそれぞれの受益者等がその有する権利の内容に応じて有するものとする。」⇒土地信託通達の考え方)が適用され、その後、受益者等の変更があれば、受益者等から受益者等への贈与等として扱われることとなった。これにより、例えば、停止条件が付された受益者は、受益者とはみなされないことから、受益することが確実であったとしても、当面は他の受益者に停止条件が付された受益者の受益分も課税される場合が生じることとなる。

なお、財務省主税局は、「従来は、一定の土地信託について同様の取扱いとされていましたが、今回のこの規定の新設により、この取扱いが土

地以外の資産にも拡充されることとなり、信託に関する権利と信託財産との関係の明確化が図られました。」と説明している。この取扱い（土地信託通達）は、昭和 61 年の税制改正要綱に記載されているとおり、「現在商品化されている委託者を受益者とする土地信託で、受益権を相続の場合を除き分割しないもの」を対象に通達化されたものであった。今回の改正では、自益信託のみならず他益信託にも適用され、さらに受益権が分割されているものについても適用されている点に注目する必要があると考える。

② 第 9 条の 3

相続税法 9 条の 3 は、受益者連続型信託の特例規定である。この規定では、収益受益権しか有していなくても、一切の制約のない、いわば信託財産を所有しているのと同様に扱っているが、第 1 受益者、第 2 受益者等にとってみれば、自分が死亡するまでの間に受益を受けるのみであり（信託財産の価額と受益額とは大きく異なる場合があると考えられる。）、実際には信託を終了させることや信託財産を処分等することができないことから、それらの受益者に対しては、その受益に対応する部分についてだけ課税すべきであると考ええる。

③ 第 9 条の 4

相続税法 9 条の 4 は、「受益者等が存しない信託」という信託法とは別の概念を設けて課税関係を整理した租税回避を防止する規定といえる。

④ 第 9 条の 5

相続税法 9 条の 5 は、「未だ生まれていない孫等を受益者とする信託を設定した場合等」に対応できる、いわゆる相続税の一代飛ばしに対処するための規定である。しかし、現行の相続税法において、このような対処規定としては、相続税法第 18 条に相続税額の加算する規定が設けられているのみである。米国では、世代飛ばし移転税（Generation-Skipping Transfer Tax）が導入されているが、我が国においても、信託課税という部分的な対処に止まることなく、相続税全体のあり方の中での議論す

べき課題であると考える。

(4) 新しい信託課税制度における問題点とその解決策等

以上で述べた信託課税制度の問題点を踏まえた上で、新しい信託課税制度の問題点とそれらに対する解決策について検討(①～③)を行った。また、新しい信託課税制度には、いくつかの租税回避防止の手法が採られているが、それらの実効性についての検討(④)を行った。

① 受益者連続型信託の課税上の問題点等については、上記(3)の②で述べたとおりであるが、受益者連続型信託の受益権については、受益者の死亡(平均余命)を前提とした相続税法24条(財産評価基本通達による方法でも可)のような評価方法とすべきである。また、収益受益者に対する受益部分の課税だけでは、残りの受益部分が課税漏れとなるとの主張が考えられるが、その部分(又は全部)について受託者又は信託財産そのものに対する課税方法とすべきであると考える。

② 遺言代用の信託は、委託者が死亡するまでは受益者が存しない場合があることから、「受益者等が存しない信託」として相続税法9条の4の規定が適用されるおそれがある。所得課税の観点からは当然との意見もあるだろうが、民法の死因贈与と同じ効果を有するので、同じ課税関係(相続時に相続税を課税)とすべきであると考える。

③ 信託行為時課税は、全く問題がないとは言えない。特に、いわゆる元本受益権については、実際に受益するのは将来であり、不安定さも抱え、担税力等においても問題があることから、農地等の納税猶予制度と同様な猶予制度(ただし、猶予税額を一定期間の後に免除するわけではない。)を導入したらよいのではないだろうか(信託行為時課税の原則を崩すことなく、納税者感情や担税力にも配慮できる。さらに、租税回避の抑制機能も期待できるのではないかと考える。)

④ 新しい信託課税制度は租税回避の防止に力点が置かれ、規定上は容易に租税回避ができないと考える。また、信託に関する調書の規定(相続税法59条2項)が整備されたのは、相続税等(特に信託課税)において

資料情報の収集が極めて重要であるとの表れであると考え。しかし、信託業法等が改正され、信託の受託者の範囲が拡大され、故意に調書を提出しない受託者が現れないとも限らないことから、そのような事実が把握された場合には、罰則（相続税法 70 条 1 項 1 号）の強化も含め厳正に対処すべきと考える。また、平成 10 年 4 月から、新しい外国為替及び外国貿易法の施行に併せ、国外送金等に係る調書制度が導入され、200 万円を超える国外送金をした場合には、氏名・住所、送金金額等が記載された調書が税務署に提出されることから、その有効活用が期待される場所である。さらに、受益権の評価はあくまでも、課税時点における状況を踏まえた上で将来予測を行って評価することから、評価するのに有利な状況を作り出すことを考える者がいないとも限らない。この場合、信託及び評価に関する知識等を基に、本質を見抜く力を発揮することが必要である。

3 結論

新しい信託法が「資産流動化信託」と「福祉型信託」という全く異質な信託を等しく規律しうるのはのかについては、今後、様々な議論がされると考えるが、信託課税制度についても同様である。実際に様々な信託が設定されることによって、その真価が問われることとなると考える。

信託課税制度をどのような仕組みにするかは、大正 11 年の制度発足当時から様々な検討がされて今日を迎えている。言うまでもなく、信託は弾力性を有するだけでなく、委託者、受託者、受益者という三者が登場し、財産を有する者と受益する者が異なることなどから、課税関係を規定する上で大きな困難を伴うこととなる。さらに、信託の特質を利用して租税回避をしようとする者がいないとも限らないことから、その防止策を意識して課税規定を設けなければならないなど、課税の公平を完全に実現する信託課税制度を構築することは極めて困難であると考え。

今後、民事の福祉型信託が活用され、具体的な問題が表面化することも予

想されるが、第一歩を踏み出した新たな信託課税制度について、今後、様々な議論が行われ、より良い制度となっていくことを期待したい。

目 次

はじめに	258
第1章 信託法の改正内容	262
序	262
第1節 信託とは	263
1 信託の方法	264
2 信託の効力の発生	265
第2節 受益者等	267
1 受益権の取得等	267
2 受益者指定権等を有する者の定めのある信託	268
3 遺言代用の信託	271
4 後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託	274
5 受益権と受益債権	279
第3節 委託者	280
1 委託者の権利	281
2 委託者の地位の移転	283
3 委託者の地位の相続	284
第4節 信託の終了及び清算	286
1 信託の終了	286
2 残余財産の帰属	287
第5節 信託の新たな類型の創設	289
1 自己信託	289
2 受益証券発行信託	292
3 限定責任信託	294
4 受益者の定めのない信託（目的信託）	295
第2章 従来の相続税等における信託課税の考え方	299

序	299
第1節 信託課税制度の沿革	299
1 信託法制定と相続税法の改正(大正11年改正)	299
2 大正15年改正	304
3 昭和13年改正	307
4 昭和22年改正	311
5 昭和25年改正	315
6 昭和63年改正	318
7 まとめ	319
第2節 従来の信託課税制度に対する批判等	322
1 「信託行為時課税」に対する肯定的意見	322
2 「信託行為時課税」等に対する否定的意見	323
3 「受益者連続信託」に対する課税関係の整備の必要性	331
4 他国の信託課税制度との比較	332
第3節 アメリカの譲与者信託(グランター・トラスト)	334
1 グランター・トラストと課税制度	334
2 遺言代用としてのグランター・トラスト	337
第4節 信託受益権の評価	340
1 信託受益権の評価の沿革	340
2 信託受益権の分割を利用した節税策	344
3 アメリカの信託受益権の評価	350
4 まとめ	352
第5節 従来の信託課税における問題点とその解決策	353
第3章 信託法の改正に伴う新たな信託課税制度	359
序	359
第1節 相続税法第9条の2	362
1 信託の効力が生じた場合(第1項)	364

2	受益者等の存する信託について、新たに信託の受益者等 が存するに至った場合（第2項）	376
3	受益者等の存する信託について、一部の受益者等が存しなく なった場合（第3項）	378
4	受益者等の存する信託が終了した場合（第4項）	379
5	信託に関する権利と信託財産との関係の明確化（第6項）	381
第2節	新しい信託課税の特例	386
1	相続税法第9条の3	386
2	相続税法第9条の4	395
3	相続税法第9条の5	403
第4章	新しい信託課税制度における問題点とその解決策等	407
	序	407
第1節	新しい信託課税制度における問題点とその解決策	408
1	受益者連続型信託における課税上の問題点とその解決策	409
2	受益者等が存しない信託における課税上の問題点とその解決策	415
3	その他の問題点とその解決策	416
第2節	考えられる租税回避策とその対応策	419
1	資料情報の充実	419
2	信託受益権の評価を利用した租税回避策	428
3	まとめ	432
	おわりに	434

はじめに

信託 (trust) とは何か。簡単に言えば、自分の財産を信じて託すことである。この信託は、中世のイギリスのユースを歴史的な起源としている。

「ユース」とは、「のために」を意味するラテン語の *ad opus* が訛り、ユースになったと言われている。ユースは、11 世紀後半、十字軍兵士が遠征に際し、妻子のために土地等を信頼できる他人に移転・管理させるという形で利用された。また、当時のイギリスでは、キリスト教に対する信仰心が厚く、人々は自分の死後、土地を教会に寄進しようとしたが、封建領主としては、教会に寄進されるとその力が及ばず、地代や税金が取れなくなるため、13 世紀になるとこれを禁止する法律が相次いで制定された。その後、15 世紀になってバラ戦争が始まると、戦争に行くと死んでしまうと、土地を没収されることから、家族のために信頼できる人に土地を託するというユースが広まった。その後もユースを利用する人々と封建領主との攻防が続いたが、最終的には人と人との信頼を意味するトラスト (trust) という近代的な信託制度へと発展していった。

このように信託は、イギリスで発生する過程の中で、家族にスムーズに財産承継させるという重要な役割があったといえる。すなわち、通常、人が死亡し、相続人が財産を承継すれば、そこに相続税等の税が課されるが、財産自体は既に違う人が取得・管理し、財産から生まれる収益のみを相続人が取得するので、税が課されない又は課されにくいという状況が生まれるのである。我が国では、信託は財産承継のために利用されてきた、又は租税回避を図るために利用されてきたとは必ずしもいえないが、信託課税を検討する上では忘れてはならない視点である⁽¹⁾。

さて、大正 11 年に制定された信託法は、80 年以上にわたり、実質的な改正

(1) 水野忠恒「信託法の全面改正と平成 19 年度税制改正」税研 22 巻 6 号 71 頁(平 19)。
「従来から、信託とは、“no body’s property” とよばれ、その所有権の権能が分散されることが、信託の利点であったが、そのことと裏腹に、信託は所得隠しや財産隠しに利用される懸念がある。」

が行われなかったが、平成 18 年 12 月に抜本的な改正が行われた。同じく大正 11 年に制定された信託業法についても、平成 16 年の抜本的な改正に続き、平成 18 年 12 月にも改正が行われた。新しい信託法においては、最近の社会経済の発展に的確に対応した信託法制を整備するという観点から、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定が整備されたほか、多様な信託の利用形態に対応するため、信託の併合及び分割、委託者が自ら受託者となる信託（自己信託）、受益証券発行信託、限定責任信託、受益者の定めのない信託（目的信託）等の新たな制度が導入されるとともに、国民に理解されやすい法制とするために、その表記が現代語化されるなどの整備が行われた。

信託法の制定に伴い、平成 19 年度税制改正により、信託課税は抜本的な改正が行われた。その中でも、受益者等（又は信託に関する権利）と信託財産等との関係の明確化が図られた点について注目したい。信託所得課税においては、所得税法第 13 条と法人税法第 12 条の規定が課税の基本な考え方とされ、受益者が特定している場合には受益者が信託財産を有するものとして課税され、受益者が特定していない場合等には委託者が信託財産を有するものとして課税されてきた。しかし、この税制改正により、実質基準が導入され、受益者と同等の地位を有する者は「みなし受益者」とされ、受益者とともに信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされ、かつ、信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者等の収益及び費用とみなされて課税されることが明確にされた。また、受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託等については、受託者に課税する法人課税信託⁽²⁾という制度が導入された。

(2) 「法人課税信託」とは、法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託をいい（所得税法 2 条 1 項 8 号の 3）、次のイからホまでに掲げる信託（集団投資信託並びに退職年金等信託及び特定公益信託等を除く。）をいうこととされている。

イ 受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託

ロ 受益者等の存しない信託

ハ 法人（公共法人及び公益法人を除く。）が委託者となる信託（信託財産に帰属する資産のみを信託するものを除く。）で、次に掲げるもの

(1) 法人の事業の重要部分の信託で委託者の株主等をその受益者とするもの

(2) その法人の自己信託等で信託の存続期間が 20 年を超えるもの

相続税法においては、従来どおり、受益者課税が採用されているが、法人課税信託となる受益者等の存しない信託については、受託者に受贈益について法人税等が課税されるとともに、一定の場合には、受託者に贈与税又は相続税が課税（課税された法人税等は控除）されることとされている（すなわち、受託者課税が採用されている。）。また、信託の変更をする権限を現に有し、かつ、信託財産の給付を受けることとされている者（相続税法においては、「特定委託者」と定義されている。上記の「みなし受益者」と同義である。）は、受益者とみなすというような整理も行われている。さらに、信託法の改正によって制度化された受益者連続型信託については独自の特例規定が設けられている。

上記のとおり、信託課税については、税目横断的で抜本的な改正が行われている。今回の研究の中心となる相続税・贈与税に関しては、従来は、「信託行為（設定）時課税、受益者課税、信託受益権に対する課税」という3つの特徴とともに、様々な問題点が指摘されてきた。これらの問題点について具体的にどのような解決が図られたのか、また、新たな問題はないかなどについて検討を行うこととする。

また、上記のイギリスにおける信託の歴史でも述べたとおり、信託には租税回避（特に相続税において）が付き物である。これまで我が国では、信託を租税回避のために利用されたことはほとんどなかったのではないかと考えられるが、例えば、信託受益権の評価を利用した節税策が取り上げられ、記事を賑わしたことがあったことは事実である。平成19年度税制改正の内容を概観すると、租税回避策については、予め蓋をしておこうという考えが現れているが、それで充分といえるかについても検討を行うこととする。

能見善久教授は『現代信託法』の中で「私は、税法の専門家ではないが、敢えて信託税制について検討しておくことにする。その理由は2つある。第1は、実質的な理由である。信託は、いろいろな目的のために使える便利な制度であ

(3) その法人の自己信託等で信託の損益分配割合が変更可能であるもの
 ニ 投資信託
 ホ 特定目的信託

るが、どのような課税がなされるかを知らないと、実際には使えない。その意味では、信託制度自体が税制による制約を受けている。この現実を直視した方がよいからである。第2に、信託制度が信託法によって法律制度としては認められていながら、税制の制約を受けることは、ときに信託の姿をゆがめる危険がある。その意味では、信託制度の視点から、その税制が適当であるか否かについて批判的に見る目を失ってはならない。」⁽³⁾と述べている。税は中立的な立場でなければならず、ようやく出来上がった新たな信託制度を歪ませるような課税制度であってはいけない。

したがって、今回の信託課税の検討に当たっては、租税回避ができるような規定ぶりになっていないかと同時に、信託課税制度が84年ぶりに改正された信託法による新たな制度を制約し、歪ませることになっていないかについても考えていきたい。

(3) 能見善久『現代信託法』306頁（有斐閣、平16）。

第1章 信託法の改正内容

序

信託法は、平成 18 年 12 月 8 日に国会で成立し、同月 15 日に平成 18 年法律第 108 号及び第 109 号として公布され、平成 19 年 9 月 30 日に施行（政令第 231 号⁽⁴⁾）された。今回の信託法の改正作業については、平成 13 年 9 月に開始された信託法制研究会を始めとし、法制審議会信託法部会及び国会の審議を含め、5 年余りの歳月を要したこととなる。なお、信託業法については、一足早い平成 16 年 12 月に抜本的な改正（平成 16 年 12 月 3 日法律第 154 号）が行われており、受託可能財産の範囲が拡大され、信託サービスの担い手の拡大等が図られたことにより、信託の多目的な利用への期待が高まっていた。

旧信託法（大正 11 年法律第 62 号、以下「旧信託法」という。）は、大正 11 年 4 月 21 日に、旧信託業法（大正 11 年法律第 65 号）とともに制定された。制定当時は、「信託会社」という名の下に、高利貸し、訴訟代行等を行う不健全な事業を行う者が横行していたことから、その制定の目的は、信託の発展というよりは、当時社会問題化していた「信託会社」を取り締まることにあり、私法法規でありながら、取締り法規としての色彩が強いという特色を有していた。旧信託法は、84 年ぶりに全面的に改正されたが、新しい信託法では、最近の社会経済の発展に的確に対応するため、委託者、受託者、受益者相互間の権利義務関係の合理化や現代化が行われるとともに、信託の併合・分割、自己信託、受益証券発行信託、限定責任信託、受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）等の新たな信託制度が導入されている⁽⁵⁾。今後、知的財産の管理やオーダーメイドの個人信託など幅広い活用が期待されているところである。

(4) 政令第 231 号（平成 19 年 8 月 3 日公布）「内閣は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）附則第 1 号の規定に基づき、この政令を制定する。信託法の施行期日は、平成 19 年 9 月 30 日とする。」

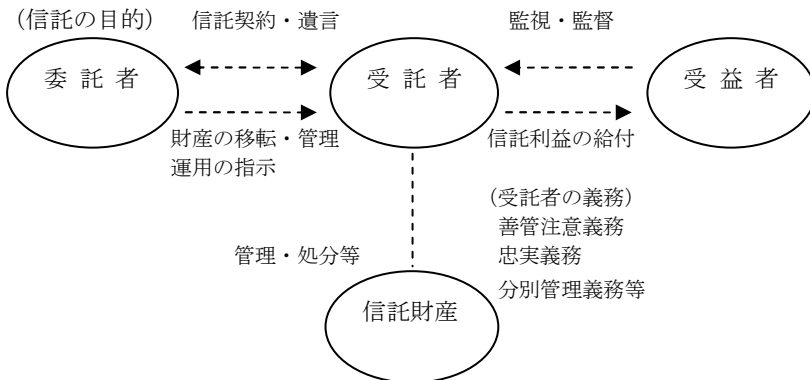
(5) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』3～4 頁（商事法務、平 19）。

さて、本稿においては、第2章以下で、従来の信託課税制度と新しい信託課税制度について検討するが、まず、新しい信託法の内容について理解しておく必要があると考える。そこで、第1章では、信託法の中で相続税や贈与税に関連する部分を中心とし、特に、遺言代用の信託や後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託等の新しい信託の内容についても確認しておく。また、新しい信託課税制度がどのような考え方で構築されているのかを理解するためには、信託法と旧信託法では、どのような点が変わったのかにも関わってくると考えられるので、できる限りこれらの点についても明らかにすることとしたい。

第1節 信託とは

信託とは、委託者が、信託契約や遺言等の信託行為により、その信託できる者（受託者）に財産を移転し、移転された受託者は委託者が設定した信託の目的に従って、受益者のためにその財産（信託財産）の管理や処分等を行う制度のことである。なお、受託者に財産が移転され、管理・処分されることから、受託者には、善管注意義務や忠実義務等が課されることとなる。

【信託の基本的なしくみ】



1 信託の方法

信託は、実際にどのような方法によってすることができるかであるが、これについては、次のとおり、信託法第3条に規定されているが、①信託契約、②遺言、③公正証書等によってする意思表示の3種類の意思表示の方法によるものとされている。新しい信託法では、これまで認められるか否かについて議論があった、いわゆる信託宣言（自ら受託者として管理することを宣言するもの）についても上記③の「公正証書等によってする意思表示」の方法により認められることとなった。

信託法第3条（信託の方法）

信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする。

- 一 特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約（以下「信託契約」という。）を締結する方法
- 二 特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法
- 三 特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したのによってする方法

2 信託の効力の発生

相続税法第9条の2第1項では「当該信託の効力が生じた時」、同法第9条の4では「当該信託の効力が生ずる時」といった表現が使用されているが、これらは課税要件の成立に関わることから、重要な意味を持っている。しかし、これらについては、相続税法の中では特に定義されていないことから、信託法の規定に基づき判断することとなろう。信託法第4条では、上記1のとおり、同法第3条の第1号から第3号までに掲げる方法によってされる信託ごとに規定され、それを整理すると次のとおりである。

- ① 信託契約の方法による信託の場合 信託契約の締結によって効力を生じる
- ② 遺言の方法による信託の場合 遺言の効力の発生によって効力を生ずる（民法第985条により、遺言の効力は、遺言者の死亡の時に生ずることとなる。）
- ③ イ 公正証書等の方法による信託の場合 公正証書等の作成によって効力を生ずる
ロ 公正証書等以外の書面又は電磁的記録の方法による信託の場合
受益者となるべき者として指定された第三者（2人以上の場合は、その1人）に対する確定日付のある証書による信託がされた旨及びその内容の通知

なお、相続税法第9条の5の中でも「当該信託の契約が締結された時その他の時として政令で定める時（以下この条において「契約締結時等」という。）・・・」と規定されている。この政令とは、相続税法施行令第1条の11（契約締結時の範囲）を指しているが、次のとおり、信託法第4条とほぼ同じ書きぶりとなっており、信託法の規定と整合を取っている。

信託法第4条（信託の効力の発生）

前条第1号に掲げる方法によってされる信託は、委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によってその効力を

生ずる。

- 2 前条第2号に掲げる方法によってされる信託は、当該遺言の効力の発生によってその効力を生ずる。
- 3 前条第3号に掲げる方法によってされる信託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものによってその効力を生ずる。
 - 一 公正証書又は公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録（以下この号及び次号において「公正証書等」と総称する。）によってされる場合 当該公正証書等の作成
 - 二 公正証書等以外の書面又は電磁的記録によってされる場合 受益者となるべき者として指定された第三者（当該第三者が2人以上ある場合にあっては、その1人）に対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知
- 4 前三項の規定にかかわらず、信託は、信託行為に停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件の成就又は当該始期の到来によってその効力を生ずる。

相続税法施行令第1条の11（契約締結等の範囲）

法第9条の5に規定する政令で定める時は、次の各号に掲げる信託の区分に応じ当該各号に定める時とする。

- 一 信託法第3条第1号（信託の方法）に掲げる方法によってされる信託 委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結の時
- 二 信託法第3条第2号に掲げる方法によってされる信託 遺言者の死亡の時
- 三 信託法第3条第3号に掲げる方法によってされる信託 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める時
 - イ 公正証書又は公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録（以下及びロにおいて「公正証書等」と総称する。）によってされる場合

当該公正証書等の作成の時

- ロ 公正証書等以外の書面又は電磁的記録によってされる場合 受益者となるべき者として指定された第三者（当該第三者が2人以上ある場合にあっては、その1人）に対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知の時

第2節 受益者等

相続税等を始めとして信託課税制度においては、従来から受益者課税が基本とされていることから、信託法における受益者（受益権を有する者）に関する規定を理解することが重要となる。特に相続に関係するものについては、①受益者指定権等を有する者の定めのある信託、②遺言代用の信託、③後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託等があり、相続税法の中でも特例措置の対象となっているものもあることから、それらの内容を検討する。

1 受益権の取得等

信託法第88条第1項は、「信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者（次条第1項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定された者を含む。）は、当然に受益権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。」と規定している。これは、旧信託法第7条「信託行為ニ依リ受益者トシテ指定セラレタル者ハ当然信託ノ利益ヲ享受ス但シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ従フ」⁽⁶⁾と同様の規定であり、その考え方は新しい信託法におい

(6) 寺本振透編著『解説新信託法』151頁（弘文堂、平19）は、「旧法7条については、他益信託のみに適用される規定と解する有力な見解が存在する。自益信託の場合には、委託者でもある受益者は信託契約の当事者となることから、同条本文は当然のことを明らかにしたに過ぎないとの考えによるものであると考えられる。もっとも、同条但書に従って信託契約に別段の定めを置くことによって、自益信託の場合であっても信託契約の効力発生により後に受益権の取得時期を設定することを可能とするために、

でも引き継がれている。その理由は、「受益者として指定された者が当然に受益権を取得することにより、その後は、委託者と受託者との合意のみによって受益権の内容を変更することはできず、受託者に対して各種の義務が課されることになる等の効果を直ちに導くことができるのであって、受益者の利益となり、その合理的意思にも合致するからである」⁽⁷⁾と説明されている。

なお、信託法第99条第1項は、「受益者は、受託者に対し、受益権を放棄する旨の意思表示をすることができる。ただし、受益者が信託行為の当事者である場合は、この限りでない。」とし、受益者として指定されても信託の利益の享受を強制されることはなく、受益権の放棄ができることを明らかにしている。また、同条第2項は、「受益者は、前項の規定による意思表示をしたときは、当初から受益権を有していなかったものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。」とし、受益権の放棄については、遡及効を有するものとしている。

2 受益者指定権等を有する者の定めのある信託

信託法第89条は、受益者を指定し、又は変更する権利（以下「受益者指定権等」という。）を有する者の定めのある信託が設定できることを明確にするため、新たに設けられた。旧信託法では、第7条のただし書きに「・・・但シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ従フ」と規定され、受益者を変更することができるかと解されていたが、受益者の指定や変更を巡る法律関係が不明確であったために、受益者指定権等の内容を明確にしたものと説明されている⁽⁸⁾。信託法第89条第2項は、受益者指定権等は、遺言によって行使することができる規定し、同条第3項では、遺言によって、この権利が行使されたことを受託者が知らない場合には、新たな受益者は、この受託者に対

自益信託にも適用される規定であるとの考え方もあり得よう。これらの解釈は、新法88条1項についてもあてはまるものと解される。」と説明している。

(7) 寺本・前掲注(5)252頁。

(8) 福田政之＝池袋真実＝大矢一郎＝月岡崇『新信託法』318頁(清文社、平19)。

抗することができないと規定している⁽⁹⁾（遺言の存在や内容を知らない受託者の利益を保護することとなる。）。そして、重要なことは、同条第5項において、「受益者指定権等は、相続によって承継されない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。」と規定していることである。これにより、「受益者を指定する権利を有する者が、受益者を指定しないうちに死亡した場合には、当該信託については、原則として、受益者が存しないことが確定し、『信託の目的を達成することができなくなったとき』（163条第1号）に当たるものとして終了することになる。これに対し、受益者を変更する権利を有する者が、受益者を変更しないうちに死亡した場合には、当該信託については、原則として、その時点における受益者に受益権が確定的に帰属し、そのまま存続することになる」⁽¹⁰⁾のである。

受益者指定権等を有する者の定めのある信託は、具体的には、どのような活用が考えられるのであろうか。例えば、受益者指定権等を有する者を委託者自身とする場合が一般的であると考えるが、もちろん受託者や信頼できる第三者を定めることもできる。特に、委託者が高齢で、行為能力がなく、死亡後においても状況の変化に応じた財産の分配が可能となる。このことから、個人財産の管理・承継を目的とする民事信託において有効活用されることが期待されている⁽¹¹⁾。なお、受益者指定権等を有する者の定めのある信託については、信託法第91条に規定する後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託と同様、新設された相続税法第9条の3（受益者連続型信託の特例）の適用があることとされている。したがって、この信託の実際の活用

(9) 寺本・前掲注(6)154頁は、「遺言は単独行為であり、それによって受益者指定権等が行使された場合においては、遺言者が死亡してかかる遺言が効力を生じてから（民法985条）、遺言に含まれる受益者指定権の意思表示が受託者に伝わるまで一定の時間を要することが予想される（たとえば、遺言者の死亡後、遺言の発見、検認（民法1004条1項）、遺言執行者の選任および就任（民法1006条、1007条および1010条ほか）を経て、同執行者による受託者に対する通知が行われるという経緯も想定される。）」と説明している。

(10) 寺本・前掲注(5)255頁。

(11) 寺本・前掲注(5)254～255頁。

(12)に当っては、その特例の内容について十分な理解をしておく必要があるう。

信託法第 89 条（受益者指定権等）

受益者を指定し、又はこれを変更する権利（以下この条において「受益者指定権等」という。）を有する者の定めのある信託においては、受益者指定権等は、受託者に対する意思表示によって行使する。

- 2 前項の規定にかかわらず、受益者指定権等は、遺言によって行使することができる。
- 3 前項の規定により遺言によって受益者指定権等が行使された場合において、受託者がこれを知らないときは、これにより受益者となったことをもって当該受託者に対抗することができない。
- 4 受託者は、受益者を変更する権利が行使されたことにより受益者であった者がその受益権を失ったときは、その者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 5 受益者指定権等は、相続によって承継されない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(12) 道垣内弘人『信託法入門』171～172 頁（日本経済新聞出版社、平 19）は、「たとえば、委託者が、自分の死亡後、自分の子どものうち、生活が苦しい者に金銭を給付しようとしめると、必要状況を判断し、受益者を指定・変更できるようにする必要があります。このとき、必要状況の判断を、第三者や受託者に委ねておくわけです。また、遺言による財産継承に代わるものとして、委託者の死亡時に、受益者が受益権を取得したり、実際に給付を受け始めたりするような形で信託が設定されることも考えられます。具体的には、たとえば、S が有している金銭を信託財産として信託を設定し、それを株式に投資することにより運用するのですが、受益者である B が受益権を取得するのは、S の死亡時であるとしたり、B が当初から受益者であるものの、さしあたっては収益はそのまま再投資され、S の死亡後になって初めて B が給付を受けるとしたりしておくわけです。そうすると、これは、S の財産を S 死亡時に B に帰せしめるという機能、すなわち遺言と同様の機能を果たすわけです。」と説明している。

- 6 受益者指定権等を有する者が受託者である場合における第1項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受益者となるべき者」とする。

3 遺言代用の信託

上記のとおり、受益者指定権等を有する者の定めのある信託は、遺言と同等の機能が果たせることが判明したが、信託法第90条には、次のとおり、「遺言代用の信託」と呼ばれる信託に関する規定が設けられた。また、相続税法第9条の4には、受益者等が存しない信託等の特例が設けられた。この遺言代用の信託については、受益者は委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有しない、すなわち受益者が存しない場合があるのではないかと考えられるが、相続税法第9条の4の適用を受けるのであろうか。この問題については、第4章第1節の2「受益者等が存しない信託における課税上の問題点」で検討するが、ここでは、「遺言代用の信託」とは何かについて明らかにしておくこととする。

信託法第90条(委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例)

次の各号に掲げる信託においては、当該各号の委託者は、受益者を変更する権利を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- 一 委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託
 - 二 委託者の死亡の時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託
- 2 前項第2号の受益者は、同号の委託者が死亡するまでは、受益者としての権利を有しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

「遺言代用の信託」とは、簡単に言えば、委託者が生前に遺言の代用として設定する信託のことである。例えば、委託者 A が自らの財産を信託し、A が生存中は A 自身を受益者とし、A が死亡した場合には、A の配偶者や子供を受益者として定めることにより、A が自己の死亡後における財産の分配を信託によって実現しようとするものである。生前の行為により、自らの死亡後の財産の分配を図るという点において死因贈与と類似する機能を有していると言われている⁽¹³⁾。

旧信託法においては、「遺言代用の信託」は存在しなかったが、今後は「いわゆる福祉型の信託、すなわち、高齢者や障害者の財産管理のための信託（例えば、高齢者が、将来自らの判断能力が低下する事態に備えるとともに、自己の死後における財産の利用・分配等の方法を生前に定めておくために、その財産を信託できる受託者に信託するというもの）や、親亡き後の障害者などケアを要する者の扶養のための信託（例えば、障害者を持つ親が、自己の死後も子の福祉の保障を維持するために、自己の財産を信託できる受託者に信託するというもの）等において活用される余地が広」⁽¹⁴⁾く期待されている。

遺言代用の信託は、死因贈与に類似すると述べたが、死因贈与は、民法 554 条により、遺贈に関する規定がその方式に関する部分を除いて準用することとされている。そして、民法 1022 条は、「遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる」とし、遺言代用の信託についても、委託者が死亡後の受益者をいつでも自由に変更することができる。そこで、信託法第 90 条第 1 項は、①委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託（1 号）、②委託者の死亡の時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託（2 号）については、委託者が信託行為に別段の定めを設けない限り、受益者を変更する権利を有することとしている。

ところで、上記②の信託の受益者については、同法第 88 条（受益権の取得）

(13) 田中和明『新信託法と信託実務』286～287 頁（清文社、平 19）。

(14) 寺本・前掲注(5)256 頁。

の一般原則に従い、信託設定の効力発生時から、委託者の生前中において受益権を取得するが、委託者が信託を変更又は終了させようとする場合においても、当該受益者の同意が必要となり、必ずしも遺言代用の信託を設定しようとした委託者の通常の意味に沿わないこととなる。そこで、同法第 90 条第 2 項では、信託行為に別段の定めがない限り、委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有しないこととされている。そうすると、遺言代用の信託においては、委託者が死亡するまでの間、受益者が現に存しない（信託法 90 条 1 項 1 号）か、受益者としての権利を有しない（信託法 90 条 1 項 2 号）こととなることから、通常の受益者の存する信託に比べて委託者の受託者に対する監視・監督権の強化を図っているのである（信託法 148⁽¹⁵⁾）⁽¹⁶⁾ ⁽¹⁷⁾。

なお、信託法 90 条 1 項 1 号と 2 号の相違を再整理すると、「第 1 号の場合においては、受益者となるべき者として指定された者は委託者の死亡時までにはそもそも受益権を取得しないのに対し、第 2 号の場合においては、受益者は委託者の死亡前から受益権を取得するものの、信託財産に係る給付を受ける権利については委託者の死亡時まで取得せず、かつ、第 2 項により、委託者が死亡するまでは受益者としての権利も原則として有しない」⁽¹⁸⁾ということとなる。

【参考】遺言代用の信託と遺言信託

遺言代用の信託を代替する方法として、遺言信託がある。遺言信託とは、遺言（遺言者はいつでも撤回できる。）により設定される信託のことであり、

(15) 信託法第 148 条（委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例）

第 90 条第 1 項各号に掲げる信託において、その信託の受益者が現に存せず、又は同条第 2 項の規定により受益者としての権利を有しないときは、委託者が第 145 条第 2 項各号に掲げる権利を有し、受託者が同条第 4 項各号に掲げる義務を負う。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(16) 寺本・前掲注(5)257 頁。

(17) 田中・前掲注(13)289～290 頁。

(18) 寺本・前掲注(5)257～258 頁

遺言代用の信託とその効果等において類似しているが、相違点をまとめると、次のとおりである。

項 目	遺言代用の信託	遺言信託
1 信託設定の方法等	生前信託であり、生前に信託財産は受託者に移転する。	遺言による死後処分としての信託設定である。
2 委託者の地位	原則として、相続人に承継される。	別段の定めをおかない限り、相続人には承継されない。
3 遺留分の減殺順序	「遺贈」等の減殺後の減殺対象財産となる。	「遺贈」、「相続させる」と同順位となる。
4 受益者が給付を受けるまでの時間	受託者に形式的に所有権が移動することから、遺産の管理が確実であり、相続開始後早期に受託者から受益者が給付を受けることができる。	遺言の場合、遺言執行者による執行を経る必要があることなどから、遺言執行者から受託者に財産が移転され、受益者が給付を受けるまでに時間を要す。

4 後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託

信託法第 91 条に、いわゆる「後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託」についての規定が新たに設けられた。この信託は、ある受益者の死亡により、その受益者の有する受益権が消滅し、次に他の者（受益者の相続人でなくてもよい）が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）という信託である。この信託の効力は、信託

の設定から 30 年⁽¹⁹⁾を経過した時以後に、最初に受益権を取得した受益者が死亡するまで、又はこの受益権が消滅するまでの間とされている。この信託は、配偶者や子供の生活保障、病気や障害を持つ子供の療養費等の確保、個人の事業経営又は農業経営における後継者の確保等の観点から、法定相続分にとらわれず、自由な財産承継又は事業承継をしたいというニーズに応えられることなどから、活用が期待されている^{(20) (21)}。

なお、信託法第 91 条の規定は次のとおりであるが、この後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託についても、同法第 89 条の受益者指定権等を有する者の定めのある信託と同様、相続税法第 9 条の 3（受益者連続型信託の特例）の適用対象とされている。

信託法第 91 条(受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例)

受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託は、当該信託された時から 30 年

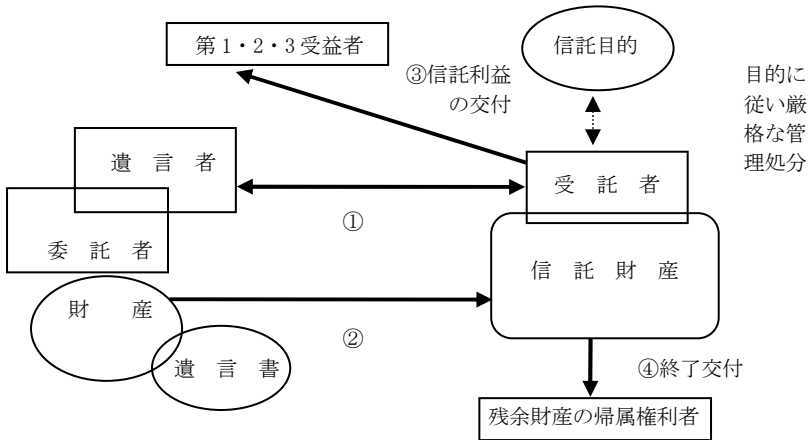
(19) 寺本・前掲注(5)262 頁は、30 年となった経緯について、信託部会において「議論も多岐にわたったが、大別すれば、一方において、個人の財産処分、財産設計の自由という観点からすれば、財産を有する人が自己の財産の承継や利用の在り方をある程度自由に定めることができて良いのではないかという考え方があり、他方において、ある世代の人が将来の長期間にわたる財産の承継や利用の在り方を自由に定め、次世代以降の人はこの定めにと束縛され続けることになれば、時代の変化に応じた有効な財産の利用（広い意味での財産権秩序）を阻害したり、先々の世代の人の財産や生き方にまでも影響を及ぼしかねないおそれがあり不当ではないかという考え方があり、この両者の考え方の対立の構図であったといえる。その結果、最終的には、両者の考え方のバランスを図りつつ、委託者がその孫の世代までは配慮する（すなわち、受益者とする）ことが可能であり、かつ、全体の有効期間としては 100 年程度にとどまるのが相当であろうとの観点から、この一定の期間については、信託の設定時から 30 年間とすることで、全員の意見の一致を見るに至ったものである。」と説明している。

(20) 寺本・前掲注(5)258 頁。

(21) 田中・前掲注(13)290～295 頁。

を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。

【遺言信託による受益者連続信託の仕組み】⁽²²⁾



- ① 委託者（遺言者）は、信託目的、受益者、信託期間、管理方法、給付等について受託者との事前協議を経て、遺言に遺言執行者と受託者を指定し信託内容を定める。
- ② 遺言者の相続開始後に遺言執行者はその遺産を信託財産として受託者に引き渡す。
- ③ 受託者は、遺言の定めにより当初は第1受益者に、その死亡後は第2受益者（その次は第3受益者）に対し信託内容を通知し、受益するかを確認し、信託目的に従い信託財産の管理・運用を行い、目的の範囲で信託の利益を交付する。

(22) 星田寛「いわゆる福祉型信託のすすめ—家族のための信託—」新井誠編『新信託法の基礎と運用』175頁（日本評論社、平19）。

- ④ 第3受益者の死亡により信託目的が終了すれば残余の信託財産を帰属権利者に交付する。

(1) 民法における後継ぎ遺贈

後継ぎ遺贈とは、例えば、X所有の不動産をまずXの妻であるYに与える(第1次遺贈)、その後、Yが死亡した場合には、XYの相続人ではないZ(Xの姪)に与える(第2次遺贈＝後継ぎ遺贈)というものである。この場合、①Xが自らの意思によって相続の流れを変更するということと、②Zは、Yから本件不動産を第1次遺贈の失効を介して、Xから直接に承継するということが重要である⁽²³⁾。このような後継ぎ遺贈が有効なものとされると、民法の定めている相続に関するルールを遺贈者が自由に決めることができ、それに従って承継者に財産を引き継がせていくことができるということとなるからである⁽²⁴⁾。民法において、所有権とは、完全・包括的・恒久的な権利であることから、存続期間が一定期間に限られた所有権は認められず、このような後継ぎ遺贈は許されないとの考え方が有力である⁽²⁵⁾。

(2) 後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託

上記(1)のとおり、後継ぎ遺贈は民法上では許されないとしても、これと同様の効果を有し、代替的な機能を果たそうとするのが、後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託である。上記(1)の後継ぎ遺贈のケースで見れば、

(23) 米倉明「信託による後継ぎ遺贈の可能性－受益者連続の解釈論的根拠づけ－」ジュリスト1162号87～88頁(平11)。米倉教授は、後継ぎ遺贈について、その目的・機能から、生活保障専一型と・生活保障・家業維持型という2類型を用いて説明している。

(24) 道垣内・前掲注(12)176頁は、「民法は、兄弟姉妹以外の相続人に、最低保障の相続額として、遺留分という制度を用意しています。そして、遺留分に満たない相続額しか得られない相続人は、自己の遺留分を侵害して、たくさん取得した者に対する遺贈や贈与を減殺(少なくすること)することができますとしています(民法1028条以下)。信託によって、財産の承継がされた場合も、この遺留分を侵害することはできません。」と説明している。

(25) 無効と論じたものには、中川善之助・泉久雄『相続法[第4版]』569頁(有斐閣、平12)があり、信託法上は有効であるとしても、民法上の効力との関係において最終的に無効と論じたものには、米倉・前掲注(23)がある。

Xは、その所有する不動産を信託し、Yを受益者に指定する。Yが受け取るのは、この不動産の所有権ではなく、信託の受益権となる。しかし、信託行為の定めに従うこととなるので、Yがこの受益権を有するのはYの生存している間だけであり、Yが死亡するとYの受益権は消滅し、次はYの相続人ではなく、Xの姪であるZが新たに受益権を取得する。さらにZが死亡しても受益者が指定されていれば、その受益者が受益権を受け取ることとなる。ただし、信託されてから30年経過した時以後は、その時の受益者が死亡するまで、又はその受益権が消滅するまで、その信託の効力は続くこととなる⁽²⁶⁾。

後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託については、旧信託法において規定がなく、民法上は後継ぎ遺贈は許されないと解されていたことから、この後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託が許されるかどうかについて意見が対立している状況にあり、法律上明確にすべきとの要望がなされていた。平成16年に発足した信託法部会⁽²⁷⁾では、この要望に応えるため、この問題を「信託法改正要綱試案」で提起し、パブリック・コメントに付し、その結果を

(26) 星田・前掲注(22)176頁。「たとえば、遺言信託により、第一受益者を委託者の配偶者、第二受益者を委託者の特定の子とし、さらに第三受益者をその子孫とするスキームを構築した場合、第一受益者が30年以上長寿であっても第二および第三受益者が設定後30年を経過する時以後に存在する限りにおいて信託は存続し、第二・第三受益者は終生または受益権が消滅するまで信託の利益を享受できる」のではないかとの意見もある。

(27) 寺本・前掲注(5)7頁は、「信託法部会（部会長：能見善久東京大学教授）では、同年（平成16年一筆者注）10月1日から平成17年7月15日までの間、合計18回にわたる会議を重ねた結果、同日、それまでの審議内容を「信託法改正要綱試案」として中間的に取りまとめ、法務省民事局参事官室において作成された補足説明とともに公表し、パブリック・コメントの手續に付すとともに、関係団体に対する意見照会を行った。さらに、信託法部会では、そこで寄せられた意見等をも踏まえて、同年9月18日から平成18年1月20日までの間、合計11回にわたり引き続き精力的に審議を進めた結果、同日、第30回会議において、全員一致により、「信託法改正要綱案」を取りまとめた。そして、同年2月8日に開催された法制審議会の第148回総会において、この要綱案が、全員一致により、「信託法改正要綱」として決定され、法務大臣に答申された。」と記述している。

も踏まえて審議を行った。そして、後継ぎ遺贈を民法上無効とする見解の主な論拠は、所有権は完全・包括的・恒久的な権利であり、「受遺者の死亡時を終期とする期限付きの所有権」の創設は認められないという点にあったが、後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託において、対象は所有権ではなく受益権であり、受益権に存続期間を定めることは法律上可能であるとして、信託法部会としての最終結論をまとめるに至ったのである⁽²⁸⁾。

なお、上記(1)の後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託のケースにおいて、受益者であるYやZはいつまで生きるか分からないので、受益権の価値を算定することは困難となる。民法第1029条第2項は、遺留分の算定に際して、「条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。」としていることから、選任された鑑定人の評価によることとなるが、評価の基準作りは将来の課題との指摘がされている⁽²⁹⁾。このことは、後で検討する相続税法第9条の3に関連する重要な問題となるのである。

5 受益権と受益債権

我が国の信託課税制度においては、その課税対象を信託財産そのものではなく、信託受益権としていることから、「受益権」とは何かを新しい信託法によっても確認しておく必要がある。

「受益権」とは、信託法第2条第7号に規定が置かれているとおり、「信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権」である「受益債権」と「これを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利」を合わせたものをいうである。これを言い換えると、「受益債権」とは、受益者が受託者に対し、信託行為に基づいて信託利益の給付を受ける権利をいい、この権利を確保するた

(28) 寺本・前掲注(5)259頁。

(29) 道垣内・前掲注(12)176～177頁。

めに、次の①から⑨に掲げる請求権などを併せたものが、「受益権」ということとなる（つまり、受益者が有する各種の権利の総体が「受益権」であり、その中心となるのが、「受益債権」である。）。

- ① 違法な強制執行等に対する異議申立権（23条5・6項）
- ② 受託者の権限違反行為の取消権（27条1・2項）
- ③ 受託者の利益相反行為に関する取消権（31条6・7項）
- ④ 信託事務の処理の状況等に関する報告請求権（36条）
- ⑤ 帳簿等の閲覧又は謄写の請求権（38条1項）
- ⑥ 損失のてん補又は現状の回復の請求権（40条1項）
- ⑦ 受託者の法令・信託違反行為の差止請求権（44条）
- ⑧ 裁判所に対する受託者解任の申立権（58条4項）
- ⑨ 裁判所に対する新受託者選任の申立権（62条4項）

第3節 委託者

第3章以下で改正後の信託課税制度の内容について検討するが、この改正作業に携わった財務省の主税局担当者（以下「主税局担当者」という。）は、「今回の信託法の改正においては、遺言によって信託がされた場合には原則として委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないことが規定されるなど、委託者は基本的には何らの権利も有さないことがより明確にされました。このようなことから、信託課税においても単に委託者であるということで課税関係を生ぜしめていた従来の方式から、受託者等に対して一定の行為を求めることができる権限と財産的な権利を有するか否かをメルクマールとして課税関係を生ぜしめることとされました。」⁽³⁰⁾と説明している。それでは、実際に、今回の信託法の改正で委託者に関する規定はどのように変わったのであろうか。

(30) 松田淳ほか『平成19年版改正税法のすべて』476頁（大蔵財務協会、平19）。

1 委託者の権利

旧信託法においても、委託者は信託行為の当事者であり、信託目的を設定する上で重要な立場にあるが、信託が設定されると、原則として、受託者は受益者との間で権利義務関係を形成していくこととなり、信託は財産の管理・運用を受託者に委ねる制度であることから、委託者は設定された信託について、権限を留保しない限りは、あまり口出しをすべきではないという、英米と同様に基本的な考え方があった。しかし、信託財産を提供したのは委託者であり、設定された信託目的に従って運営されるか否かについて利害関係を有し、信託契約の設定においては、受託者とともに契約の当事者であることに相違はない。したがって、旧信託法において、委託者は、①信託財産の管理方法の変更請求権、②信託事務についての説明請求権、③受託者の解任請求権等の権限を有していた⁽³¹⁾。ただし、委託者が多くの権限を有していると、受益者と委託者の意見が対立するなど、法律関係が複雑になり、受託者の信託事務の円滑な処理に支障を来すおそれがある。また、「資産流動化のピークルとして信託を利用する場合においては、委託者の恣意性や倒産からの隔離の必要性があり、その権利をなくすことが望ましい」⁽³²⁾と考えられていた⁽³³⁾。

そこで、新しい信託法においては、「委託者は、信託行為の当事者ではあるものの、信託の設定後は、当該信託について主たる利害関係を有するのは受益者であり、受託者は基本的に受益者との間で信託に関する権利義務関係を形成していくものであるとの観点から、委託者の信託法上の権利の内容を見直し、受益者の

(31) 能見・前掲注(3)210頁。

(32) 田中・前掲注(13)239頁。

(33) 道垣内・前掲注(12)64～65頁は、「たとえば、資産流動化のための信託を考えてみますと、委託者は、受益権を第三者に取得させることによって資金を調達します。このとき、信託の成立後も委託者が受託者にいろいろと指示できるとしますと、そのことによって、信託の内容が変更され、受益者の権利が不安定なものになってしまうおそれが生じます。そうなると、第三者は受益権を購入してくれないわけできて、こういったタイプの信託においては、委託者の権利を制限しなければならないことになります。また、理論的に考えても、信託が成立してしまえば、委託者は不可欠の存在ではなくなります。英米法では、むしろ委託者は法律関係から離脱すると考えられています。」と説明している。

定めのない信託（第 258 条以下）の場合を除き、次の〔表 1〕および〔表 1〕の（注 2）のとおり、委託者が信託法上原則として有する権利の内容を、旧法よりも若干後退させる方向で修正等を加えることとしたものである。」⁽³⁴⁾と説明されている。

〔表 1〕委託者の信託法上の権利に関する旧法と新法との対照表

権 利 の 内 容	旧法の根拠規定	新法の取扱い
・裁判所に対する信託管理人の選任申立権	8①*	○123④*
・違法な強制執行等に対する異議申立権	16②	×23⑤
・裁判所に対する信託の変更の申立権	23①、②	○150①
・受託者に対する損失てん補等請求権	27、29	×40①、④
・帳簿の閲覧請求権	40①*	×38①
・財産目録の閲覧請求権	40①*	○38⑥*
・信託事務の処理に関する書類の閲覧請求権	40②	×38①
・信託事務の処理の状況に関する説明請求権	40②	○36
・裁判所に対する検査役の選任申立権	41②*	×46①
・受託者の辞任に対する同意権	43	○57①
・裁判所に対する受託者の解任申立権	47	○58④
・裁判所に対する新受託者の選任申立権	49①*、②*	○6①*、62④*
・信託の解除権	57	○164①
・裁判所に対する信託の解除の申立権	58*	○165①
・信託の終了時の法定帰属権利者	62	○182②

（注 1） 「旧法の根拠規定」の後に*が付記してあるものは、利害関係人一般に認められている権利であり、付記のないものは「委託者」に認められている権利である。

（注 2） 新法における取扱いは、受益者の定めのない信託（第 258 条以下）を除き、記載のとおりである。

なお、「新法の取扱い」に○とあるのは、信託行為に別段の定めをしなくても委託者が原則として有する権利、×とあるのは、信託行為の別段の定めをしない限り委託者は原則として有しない権利であり、*は、（注 1）と同様である。

（34） 寺本・前掲注(5)325～326 頁。

新しい信託法では、上記のとおり、「受託者に対する損失てん補等請求権」について権利者を受益者のみにする（信託法 40 条 1 項）など、委託者に与えられていた権利が縮小された。また、委託者の希望があれば、これらの権利の全部又は一部を有しないことを信託行為に定めることができる⁽³⁵⁾こととされた。しかし、委託者が口出しできるタイプの信託を設定することもでき、一定の権利については、委託者がその権利を有することを信託行為に定めることができることとされた（信託法 145 条 2 項）。上記の「受託者に対する損失てん補等請求権」等の権利がそれに該当している。すなわち、新しい信託法は、委託者に与える権利を原則的に縮小してはいるが、その信託の性格に応じて、縮小したり、逆に拡大したりすることもできるようにしていると言えるのである⁽³⁶⁾。

2 委託者の地位の移転

信託法第 146 条第 1 項は「委託者の地位は、受託者及び受益者の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができる。」と規定し、委託者の地位を第三者に移転することができることが明らかにされた。旧信託法には、委託者の地位の移転に関する規定はなかったが、能見善久教授は、『現代信託法』の中で「信託において、受益権を譲渡することは、一般に可能である。この場合に、委託者の地位は譲渡されないとすると、受益者の地位と委託者の地位が分離することになり、委託者に各種の権利を認める信託法のもとでは、複雑な関係が生じる。この問題を避けるためには次のように考えるべきであろう。自益信託においては、受益者が受益権を譲渡した場合には、譲渡契約の解釈として委託者の地位も一緒に譲渡されたと考えるべきである。それが通常、受益権を譲渡する者の意思だからである。他益信託の場合には、委託者の地位は、受益権からは独立しているが、

(35) 信託法第 145 条第 1 項「信託行為においては、委託者がこの法律の規定によるその権利の全部又は一部を有しない旨を定めることができる。」

(36) 道垣内・前掲注(12)64～65 頁。

委託者の地位には経済的な価値がないことを考えると、譲渡はできないと考えるのが適当である。」⁽³⁷⁾との考えを述べている。これに対しては反対意見もあるが、信託法の改正により、委託者の地位の移転ができることがはっきりしたわけである^{(38) (39)}。

3 委託者の地位の相続

信託法第 147 条は、「第 3 条第 2 号に掲げる方法によって信託がされた場合には、委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。」と規定し、信託法第 3 条第 2 号に規定する遺言により信託がされた場合には、信託行為に別段の定めがない限りは、委託者の地位を相続により承継しないことが明らかにされた。この規定は、いわゆる遺言信託における委託者の地位の相続に関する規定であり、次に述べる相続の場合とは状況が異なる。なぜならば、遺言信託の場合には、①信託によって法定相続分とは異なる財産承継を実現しようとするものであること、委託者の相続人と受益者とは必ずしも利害が一致しているとは限らないこと、②このような委託者の相続人に委託者に代わって適切な権利の行使を期待することは一般に困難であるといえるからである⁽⁴⁰⁾。

上記の規定は、遺言による信託の場合であるが、「委託者の地位の相続」に

(37) 能見・前掲注(3)214 頁。

(38) 寺本・前掲注(5)334 頁。「信託の関係人の全員の同意がある場合には、委託者の地位の移転を否定する理由はないと考えられるし、委託者には、信託の終了時の法定帰属権利者としての地位が与えられることに鑑みると(第 182 条第 2 項参照)、委託者の地位に経済的な価値がないといえるかは疑問があり得る上、経済的な価値の有無が直ちにその移転の可否を決することにはならないものと考えられる。」

(39) 道垣内・前掲注(12)66 頁は、「実務上、委託者の権利を認めるとしても、それをずっと最初の委託者にとどめるのではなく、第三者に移転させたいというニーズがあります。たとえば、資産流動化の局面では、資金調達者（オリジネーター）を法律関係から切り離し、委託者の権利は、他の者に帰属させることによって、受託者に対する監督権を行使してもらうことが考えられます。」と説明している。

(40) 寺本・前掲注(5)336 頁。

については、寺本昌広氏は『逐条解説 新しい信託法』の中で「委託者の地位の相続性の有無という点については、①委託者または受託者の死亡によっても信託は終了しないことに鑑みれば、委託者の地位をもって受託者との間の個人的な信頼関係に基づく一身専属的な権利義務であるとはいい難いこと、②信託行為という法律行為の当事者としての委託者の権利義務（例えば、詐欺を理由とする信託契約の取消権や、信託財産の受託者に対する引渡義務等）、あるいは、信託終了時の残余財産の法定帰属権利者としての地位については、相続による承継を認めることが相当であると考えられるところ、このように一定の権利義務について相続性を肯定する場合には、これらの権利義務と相続性を否定すべき権利義務との区別の基準を見出すことは困難であること等の観点から、新法においては、委託者の地位の相続性を肯定する考え方をとっている。」⁽⁴¹⁾と述べ、「委託者の地位の相続性」を肯定している。なお、旧信託法の下では、委託者の権利の相続性は、原則として否定されていたが、委託者の相続人にも権利行使を認めるのが適当なものについては、旧信託法が個別に委託者の相続人にも権利を与えたのだと解する見解⁽⁴²⁾がある。

このようにしてみると、前述のとおり、主税局担当者が「委託者の地位の相続」について遺言信託の場合を特に強調して述べたものかは定かではないが、「委託者は基本的には何らの権利も有さないことがより明確にされ」たとまでは言い切れないのではないかと考えられる。「信託課税においても単に委託者であるということで課税関係を生ぜしめていた従来の方式」から、「受託者等に対して一定の行為を求めることができる権限と財産的な権利を有するか否かをメルクマールとして課税関係を生ぜしめる」方式したのは、従来、

(41) 寺本・前掲注(5)335頁。

(42) 能見・前掲注(3)213頁。「委託者の有する権利については、その相続人も権利行使ができることが規定されていることが多い(信託法23条・27条・40条2項・57条)。しかし、これらの規定を根拠に、委託者の権利が一般的に相続されると考えるべきではない。むしろ、委託者の権利は、帰属上も一身専属性があり、原則として相続されない。ただ、委託者の相続人にも権利行使を認めるのが適当な場合については、信託法が個別に委託者の相続人にも権利を与えた、と考えるべきであろう。」

受益者が特定しないか又は存在しないすべての場合において、信託収益は委託者（その委託者の相続人を含む。）に帰属するものとみなして課税するとしていた一連の問題⁽⁴³⁾を解消することを狙いとするものであったのではないだろうか。

第4節 信託の終了及び清算

1 信託の終了

旧信託法第57条は、「委託者カ信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テハ委託者又ハ其ノ相続人ハ何時ニテモ信託ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第651条第2項ノ規定ヲ準用ス」と規定し、委託者が信託利益をすべて享受する場合（自益信託）には、委託者はいつでも信託を解除することができることとしていた。しかし、能見善久教授は、旧信託法57条を類推適用⁽⁴⁴⁾し、委託者と受益者の異なる他益信託の場合であっても、両者の合意があれば、解除できると考えるべきであるとしている⁽⁴⁵⁾。

旧信託法57条前段における上記の解釈を明文化したものが、信託法第164条第1項「委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる。」であり、同条第2項では、旧信託法57条後段の趣旨を受け継ぎ、委託者及び受益者が受託者に不利な時期に信託を終了した場合には、

(43) 佐藤英明『信託と課税』154頁（弘文堂、平12）は、「・・・すでに委託者が信託財産について何らの利益も権限も有していない場合があり、そのような場合にまで信託収益にかかる所得税の納税義務者を委託者に負わせるべき理論的根拠は存在しない。」としている。

(44) 四宮和夫『信託法〔新版〕』348頁（有斐閣、平元）。『『委託者カ信託利益ノ全部ヲ享受スル』場合（自益信託）には、委託者・その相続人（受益権を相続することを要する）はいつでも解除できる（57条）。信託目的の設定者でありしかも信託財産の実質的帰属者たる者が信託の終了を欲する以上、これを妨げる理由はないからである。同じ趣旨から、他益信託の場合でも、委託者と受益者が合意すれば、受託者の意思を問わず、信託を解除しうるものと解すべきである（Scott, §338 参照）。』

(45) 能見・前掲注(3)257頁。

委託者と受益者は受託者に生じた損害を賠償すべきであるとしている。また、信託法第 164 条第 4 項は、「委託者が現に存しない場合には、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。」とし、委託者が存しない場合には、受益者だけでは同条第 1 項による信託の終了はできないことを明らかにしている。この場合、受益者が信託の終了をしたいのであれば、同法第 163 条第 1 号「信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成できなくなったとき。」又は第 165 条（特別の事情による信託の終了を命ずる裁判）⁽⁴⁶⁾等の規定の適用を考えることとなる⁽⁴⁷⁾。

2 残余財産の帰属

信託が終了した場合において、残余財産の帰属主体としては、「残余財産受益者」と「帰属権利者」がある。また、相続税法第 9 条の 2 第 4 項では、「受益者の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、・・・」というように表現されており、残余財産受益者と帰属権利者の課税関係について規定している。それでは、この両者については、どのような相違があるのであろうか。

第 182 条（残余財産の帰属）

残余財産は、次に掲げる者に帰属する。

- 一 信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者（次項において「残余財産受益者」という。）となるべき者として指定された者

(46) 信託法第 165 条第 1 項「信託行為の当時予見することができなかった特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。」

(47) 寺本・前掲注(5)366 頁。

- 二 信託行為において残余財産の帰属すべき者（以下この節において「帰属権利者」という。）となるべき者として指定された者
- 2 信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者（以下この項において「残余財産受益者等」と総称する。）の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合には、信託行為に委託者又はその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなす。
- 3 前二項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、清算受託者に帰属する。

旧信託法では、第 62 条に「信託終了ノ場合ニ於テ信託行為ニ定メタル信託財産ノ帰属権利者ナキトキハ其ノ信託財産ハ委託者又ハ其ノ相続人ニ帰属ス」と規定されていただけであった。この帰属権利者の解釈について、①信託の終了事由の発生前であっても受益者として権利行使が認められるという説⁽⁴⁸⁾と、②認められないという説⁽⁴⁹⁾に分かれていたが、信託法第 182 条では、信託行為の定め方により、残余財産受益者と帰属権利者の 2 種類の権利主体が認められることとなった。そして、同条第 1 項第 1 号に規定する残余財産受益者は、受益債権の内容が残余財産の給付であるということを除けば、一般の受益者と異なることなく、信託が終了する以前から受益者としての権利を有する者であるのに対し、同項第 2 号に規定する帰属権利者は、信託

(48) 四宮・前掲注(44)351～352 頁。「信託終了事由発生の際に残存する信託財産の帰属すべきことが、信託行為で定められている者、という意味に理解すべきだから、まだ給付を受けていない元本受益者（61 条の受益者を含む）、給付を受ける権利がまだ残っている収益受益者、残余財産の帰属権利者としてとくに指定された者を含むことになる。」

(49) 能見・前掲注(3)269 頁。「現行法の説明としては、『帰属権利者』という概念は、信託存続中には受益者の権利を行使できないが、終了した時に残余財産が自己に帰属することについて期待権を有する者、という意味で用いることにする。」

終了後、その清算中においてのみ受益者としての権利を有する者である⁽⁵⁰⁾という違いがある⁽⁵¹⁾。

また、同条第2項のとおり、信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者の指定に関する定めがない場合、又は、信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合には、信託行為に委託者又はその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなすこととしている。これは上記の旧信託法62条の規定内容を踏襲したものと言える。さらに、信託法第182条第3項は、同条第2項においても残余財産の帰属が定まらない場合には、残余財産清算受託者の固有財産に帰属するものとしている。

第5節 信託の新たな類型の創設

信託法では、信託を多様な形で利用したいというニーズに応えるため、これまでに述べた以外にも、①自己信託、②受益証券発行信託、③限定責任信託、④受益者の定めのない信託（受益者の利益のためではなく、一定の目的に資する信託であることから、目的信託とも呼ばれる。）等の新しい類型の信託の創設が認められたので、次のとおり、これらの概要を確認しておく。これらの中で相続税等と関係があるものは、①の自己信託、④の受益者の定めのない信託ということになるのか。相続税法第9条の4に「受益者等が存しない信託等の特例」が創設され、これは必ずしも受益者の定めのない信託のみを適用対象としているわけではないが、適用対象となることも予想されるところである。

1 自己信託

自己信託とは、信託宣言とも言われるが、財産権者がその財産を他人のた

(50) 信託法第183条第6項「帰属権利者は、信託の清算中は、受益者とみなす。」

(51) 寺本・前掲注(5)381頁。

めに管理・処分する旨を宣言する方法により信託を設定することをいう⁽⁵²⁾。
したがって、委託者自らが受託者となり、受益者のために信託財産を管理・処分することとなる。

旧信託法においては、理論的には可能とされながらも、信託宣言は認められてはいなかった。四宮和夫教授は、「それは、信託法自体、特に同法1条の表現が、信託宣言の不採用を前提としている（立法者の意思でもある）からであるが、実質的理由は次の3点、すなわち、(i)自己の財産を目的財産とすることによって債権者を害するおそれがあること、(ii)法律関係が不明確になること、(iii)義務履行が不完全になりやすいこと」⁽⁵³⁾とその理由を説明している。

なお、平成18年12月15日に公布された信託法は、附則第1項で「この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とされ、平成19年9月30日に施行された。しかし、自己信託に関しては、附則第2項で「第3条第3号の規定は、この法律の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない」とされた。これは、「自己信託については、旧法にはない新たな信託の方法として導入されるのであるため、制度の本旨に従った適切な運用がされるよう、自己信託の制度趣旨および内容、新法上設けられている各種の濫用防止措置等の周知徹底を図るとともに、会計や税制等の関連する制度の内容等についても十分な検討と周知を図るべく、さらに、1年の猶予期間を設けることとしたものである。」⁽⁵⁴⁾と説明されている。

信託法において自己信託を認めた規定は、第3条第3号「特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書

(52) 勝田信篤「信託の設定—自己信託と目的信託を中心に—」新井誠編『新信託法の基礎と運用』34頁（日本評論社、平19）。

(53) 四宮・前掲注(44)84頁。

(54) 寺本・前掲注(5)41頁。

面又は電磁的記録（・・・）で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したのによってする方法」であり、自己信託の意思表示は、書面又は電磁的記録に法定事項を記載することとしている。また、自己信託については、同法第4条第3項⁽⁵⁵⁾により、①公正証書又は公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録の作成、②受益者となるべき者として指定された第三者に対する確定日付のある証書による通知が、その効力要件とされており、信託契約や遺言による信託の場合とは異なる要件が定められている。

自己信託の利用に関しては、パブリック・コメント等においては、「①障害者の生活のサポート：親が障害を有する子の生活を経済的にサポートしようとする場合において、子に財産を贈与してもその管理が困難であるところ、自己信託が可能になれば、親が委託者兼受託者となって、たとえ比較的少額の財産であっても、第三者を受託者として信託を設定する場合に要する信託報酬等のコストを省きつつ、親の経済状態が将来悪化した場合にも備えながら、親自身が当該財産を管理し、受益者である子のために必要に応じたきめ細やかなサポートを行うことが可能となる。②債権の流動化：金融機関等が有する貸付債権を流動化しようとする場合には、金融機関等が自己信託を行えば、債権者が変更することがないため、貸付債権者の変更に対する債務者の心理的な抵抗感を避けつつ、債権の流動化を行うことが可能となる。また、信託銀行やクレジット会社、リース会社等が有する貸付債権やリース債権、住宅ローン債権等を流動化しようとする場合には、これまでは、外部の信託会社との間で信託契約を締結したり、特別目的会社（SPC）を設立して、このSPCにいったん債権譲渡をした上で、SPCが委託者、信託銀行自らが受託者となって信託の設定を受ける等の必要があったが、自己信託が可能になれば、これらに要する手続的、金銭的なコストを省きつつ、小口かつ多数の債権に

(55) 本章第1節の2「信託の効力の発生」を参照。

についても機動的な流動化を行うことが可能となる。」⁽⁵⁶⁾等、様々な意見が寄せられたようである。

さて、四宮和夫教授が自己信託の不採用理由として挙げた債権者詐害についてであるが、これは「自己信託の設定には他人の関与を要しないことから、委託者の債権者が委託者の下にある財産を差し押さえようとしたところ、委託者側から、当該財産についてはすでに自己信託を設定済みであるとの虚偽の抗弁をすることによって、違法かつ容易に差押えを免れることができることになりはしないか」⁽⁵⁷⁾といった内容であると考えるが、これは国税等の滞納処分を行う場合においても同じことが言えるのではないだろうか。このため、信託法においては、次のような濫用防止措置が設けられていると説明されている⁽⁵⁸⁾。

- ① 自己信託の方法及び効力の発生に関する特則
- ② 自己信託に対応した信託の登記・登録制度の創設
- ③ 信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限に関する特則
- ④ 公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判の制度の新設
- ⑤ 受益者の定めのない信託の設定方法に関する特則
- ⑥ 自己信託についても、委託者兼受託者である法人の社員や株主の利益を保護する観点から、法人の事業の譲渡に関する会社法その他の法律の規定が適用されることとした第 266 条第 2 項の規定
- ⑦ 附則第 2 項における自己信託に関する経過措置の規定

2 受益証券発行信託

信託法第 185 条第 1 項は、「信託行為においては、この章の定めるところにより、一又は二以上の受益権を表示する証券（以下「受益証券」という。）を発行する旨を定めることができる」と定めている。この規定のとおり、信託

(56) 寺本・前掲注(5)44 頁。

(57) 寺本・前掲注(5)45 頁。

(58) 寺本・前掲注(5)39～41 頁。

行為において、受益権を表示する有価証券が受益証券であり、受益証券を発行する旨を定めた信託が受益証券発行信託である。同条第2項は、受益証券は、信託行為において特定の内容の受益権について受益証券を発行しない旨を定めることができるとしている。また、同条第3項は、受益証券を発行する旨の定めのある信託は、信託行為の変更によって、この定め又は特定の内容の受益権については受益証券を発行しない旨の定めを変更することはできないとし、同条第4項は、受益証券を発行する旨の定めのない信託は、信託の変更によって、受益証券を発行する旨の定め又は特定の内容の受益権については受益証券を発行しない旨の定めを設けることはできないとしている。これらの規定が示すように、受益証券発行信託であるか否か、受益権が有価証券化されているか否かは、受益者に限らず、受託者や委託者にとっても大きな影響を与えることとなるのである⁽⁵⁹⁾。

この受益証券発行信託には、「受益者原簿（第186条）や受益証券（第207条ないし第211条）等に関する規定を整備するほか、関係当事者の権利義務の特例として、善管注意義務等の軽減の禁止（第212条）、受益者の権利行使に関する一定の制限の許容（第213条）、受益者集会における多数決の原則（第214条）等」⁽⁶⁰⁾の規定が設けられている。

これまで受益権の有価証券化は、特別法（貸付信託法、投資信託及び投資法人に関する法律、資産流動化に関する法律等）がある場合に限られ、他に受益権の有価証券化のニーズがあっても法的安定性等の観点から認められていなかった。しかし、「信託の利用には多様なニーズがあり、商事信託においては、受益者が多数で、かつ、受益者を転々流通させることが求められるものがあり、そのような場合には、受益権を有価証券化することが効率的である。」⁽⁶¹⁾とその実現が望まれていたものである。

(59) 寺本・前掲注(5)387～388頁。

(60) 寺本・前掲注(5)19頁。

(61) 田中・前掲注(13)296～297頁。

3 限定責任信託

限定責任信託とは、「受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託をいう。」と定義されている（信託法 2 条 12 項）。限定責任信託では、信託法第 216 条第 1 項により、①「信託行為においてそのすべての信託財産責任負担債務について受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の定めをすること」、②「第 232 条の定めるところにより登記をすること」という 2 つの要件を限定責任信託の効力発生要件としている。

このように限定責任信託では、信託財産のみが責任財産となることから、「一般の信託とは異なり、信託債権者の保護および信託財産の確保のために、登記制度の創設（第 232 条ないし第 247 条）、名称規制（第 218 条）、情報開示の強化（第 219 条、第 222 条、第 223 条）、受託者のいわゆる第三者責任の制度の導入（第 224 条）、受益者に対する給付の制限（第 225 条ないし第 228 条）、会計監査人の設置（第 10 章）など各種の措置を講じている。」⁽⁶²⁾のである。

旧信託法における「土地信託の実務では、借入債務等が信託財産を上回る債務超過に陥った事例も発生しているが、このような場合、受託者は、信託契約（旧信託法 36 条 2 項に基づく場合も考えられる。）に基づき、委託者兼受益者に対して、補償請求を行うが、委託者兼受益者に資力がないときには、その損失を受託者が負担することとなっていた」⁽⁶³⁾ため、近年の実務においては、受託者の責任を信託財産に限定するため、責任財産限定特約を結ぶのが通例であった。限定責任信託が認められたことにより、「これまでかかる特約を付しても排除できなかった受託者の責任（例えば、民法 717 条の土地工作物責任等）を排除できるなど、不動産の流動化・証券化に利用される信託に有効に機能するのではないか」⁽⁶⁴⁾とその活用が期待されている。

(62) 寺本・前掲注(5)19～20 頁。

(63) 田中・前掲注(13)312 頁。

(64) 石寄政信「金銭債権流動化と信託」新井誠編『新信託法の基礎と運用』278 頁（日

なお、受益証券発行信託と限定責任信託の性質を併せ持つ信託のことを「受益証券発行限定責任信託」という（信託法 248 条 1 項）。この信託は、受益証券発行信託と限定責任信託を組み合わせることができることから、「①市場動向の変化などに即応した迅速な新規事業の立上げ、②ベンチャー事業等の実施、③不動産の信託を中心とする資産流動化等の場面において、専門的な能力・技術を有する者を幅広く受託者として活用しながら、受益権の流通性を強化して多数の投資家から資金を調達することが可能になるという二重のメリットを有することになる」⁽⁶⁵⁾と期待されている。しかし、この信託は、「株式会社により近い類型であることから、債権者及び受益者を保護すべき必要性の高い信託であると考えられ、」⁽⁶⁶⁾信託に関する会計の適正さを確保する観点から、会計監査人を置くことができる（信託法 248 条 1 項）とされている（最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上である場合は、株式会社における大会社と同様、会計監査人の設置が義務付けられている（信託法 248 条 2 項））。

4 受益者の定めのない信託（目的信託）

「受益者の定めのない信託」とは、受益者の定めのない信託又は受益者を定める方法の定めのない信託であり、すなわち、受益権を確定することができない信託のことであり、一般に目的信託⁽⁶⁷⁾と呼ばれている。

旧信託法においては、信託が成立するためには、信託行為の時に、受益者を確定しうることが必要であるが、受益者が特定・現存していること

本評論社、平 19)。

(65) 寺本・前掲注(5)439 頁。

(66) 田中・前掲注(13)325 頁。

(67) 道垣内・前掲注(12)198～199 頁は、「・・・(そして、受益者が存在せず、目的しか存在しないので、目的信託とよばれるのです)。この目的は、それによって信託財産の管理等の基準が定まればよいのであり、『特別目的会社の株式を保管すること』でもよいですし、『ペットの墓を建立し、維持・管理すること』でもかまいません。」と説明している。

までは必要ないとし、受益者を確定しえないものについては、公益信託を除き、有効な信託とは認められないとされてきた⁽⁶⁸⁾。信託法の改正において、法制審議会信託法部会が「中間試案」においてまとめた2案（甲案：受益者を確定し得ない信託は、有効に成立しない、乙案：受益者を確定し得ない信託は、有効に成立するが、公益信託以外の信託の場合には、効力発生の日から起算して一定の期間を超えて存続してはならない）についてパブリック・コメントを求めたところ、受益者の定めのない信託の導入に賛成する意見が多数を占める結果となった。この結果も踏まえ、信託部会において審議が継続され、濫用防止措置を講じた上で導入されることが決定された⁽⁶⁹⁾。

濫用防止措置については、例えば、次のような措置が講じられている⁽⁷⁰⁾。

- ① 受益者の定めのない信託の存続期間は、20年⁽⁷¹⁾以内に限定した（信託法259条）。
- ② 受益者の定めのない信託は、契約又は遺言の方法による設定だけに限定

(68) 四宮・前掲注(44)122、127～128頁。

(69) 寺本・前掲注(5)447～448頁。

(70) 道垣内・前掲注(12)199～200頁は、「委託者が自分が受益者となる信託を設定したとしましょう。このときは、委託者の債権者は信託財産を差し押さえることはできませんが、その受益権は差し押さえることができます。ところが、目的信託とされると、差し押さえるべき受益権も存在しません。そうすると、目的信託を設定し、都合のよいときだけ受益者を無しにして、財産を安全地帯に置いておこうとする悪用も考えられます。そこで、改正信託法は、この弊害を除去するための規律を用意しました。」と説明している。

(71) 寺本・前掲注(5)452～453頁。20年と定めた理由については、「所有権または所有権以外の財産権の取得時効の期間（民法第162条第1項および第163条）、債権または所有権以外の財産権の消滅時効の期間（民法第167条第2項）、賃貸借の存続期間（民法第604条）が、いずれも20年とされていることなど、信託法と同じく私法上の法律関係を規律する民法は、20年をもって、一定の目的での財産権の長期利用の区切りとなる期間と評価していると考えられるからである。」と説明している。また、道垣内・前掲注(12)200～201頁は、「目的信託を認めると、ある財産が長い間、流通から隔離された状態になることも問題とされました。ある財産を永久に管理することを目的とする、受益者の定めのない信託を認めますと、処分不能な財産ができてしまい、妥当でないというわけです。そこで、259条は、『受益者の定めのない信託の存続期間は、20年を超えることができない。』としました。」と説明している。

し、自己信託の方法によって設定することはできないこととした（信託法 258 条 1 項）⁽⁷²⁾。

- ③ 受益者の定めのない信託は、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできず（信託法 258 条 2 項）、また、受益者の定めのある信託は、信託の変更によって受益者の定めを廃止することはできないこととした（信託法 258 条 3 項）⁽⁷³⁾。

- ④ 受益者の定めのない信託における委託者の権利を強化した。信託行為では制限できない受益者の権利について、その大部分を強行規定として委託者に付与することにより、委託者が受益者の代わりに受託者の監視をすることとした（信託法 260 条、145 条 2 項、261 条）。

なお、目的信託については、委託者はいつでも信託を終了することができ（信託法 261 条 1 項による 164 条 1 項の読替え）、委託者に対する債権者が、この権利を債権者代位権（民法 423 条）に基づいて行使することはできると考える。したがって、信託終了時の残余財産帰属権利者が委託者の場合には、信託財産を委託者の固有財産に戻すことができるとされている⁽⁷⁴⁾。

パブリック・コメントによって寄せられた具体的なニーズとしては、「①地域住民が、共同で金銭を拠出して信託を設定し、当該地域社会における老人の介護、子育ての支援、地域のパトロール等の非営利活動に充てること、②

(72) 道垣内・前掲注(12)200 頁は、「信託宣言による信託設定は認められず、委託者の財産から切り離されることを要件としていることです（258 条 1 項）。信託宣言の方法による設定を認めると、自分の財産について、「これはこういった目的に使う」と宣言してしまえば、もはや債権者からの差押えを逃れる財産になってしまいます。これは、高価な絵画を所有している委託者が、その絵画の保管を目的とする信託を設定し、そのまま自分で所有しているという例を考えると、認めるべきでないことがわかるでしょう。」と説明している。

(73) 道垣内・前掲注(12)200 頁は、「受益者の定めのある信託と、定めのない信託とを、完全に分離し、相互通行ができないようにしていることです（同条 2 項、3 項）。たとえば、ある口座の預金残高を基準にして、それが一定の額を下回れば目的信託となり、上回れば受益者の権利が復活することができるとすると、一定額を取り置いておくことが可能になり、債権者は被害を被ってしまいます。」と説明している。

(74) 道垣内・前掲注(12)201 頁。

事業会社が金銭を拠出して、社会福祉法人等を受託者とする信託を設定し、地元に住居する高齢者等を対象とするケア施設の設置・運営等の目的に充てることにより、地元住民との間の地域に根ざした信頼関係を醸成しつつ、社会貢献の要請に応えること、③経済団体の会員企業が、共同で金銭を拠出して信託を設定し、受託者が優秀と認める起業アイデアを創出した者に奨励金を授与する目的に充てることにより、当該経済団体における起業活動を支援すること、④特別目的会社（SPC）を利用して資産の流動化を図る場合において、SPCの株式を信託財産として受益者の定めのない信託を設定することにより、海外のチャリタブル・トラストの制度を利用せずに資産流動化のための倒産隔離スキームを構築すること等」であった⁽⁷⁵⁾。

また、上記以外のニーズとしては、「ペットを家族のように思っている人は、自らの死後も、ペットが幸せに天寿を全うすることを願うであろうし（誰かに飼育費とともにペットを遺贈しても、その誰かがお金だけ取ってペットを捨ててしまうおそれがある）、身寄りのない老人や身寄りがあっても信用できないと考える老人は、ご先祖様から受け継いだ墓碑をなんとか死後も維持していきたい」⁽⁷⁶⁾といったものも挙げることができ、実際の利用が期待されている。

(75) 寺本・前掲注(5)20頁。

(76) 勝田・前掲注(52)46頁。

第2章 従来の相続税等における信託課税 の考え方

序

本稿は、改正された信託法を踏まえ、新しくなった相続税等における信託課税制度を中心として研究することを主目的としている。従来の信託課税制度は、旧信託法が制定された大正 11 年に制定され、平成 19 年度税制改正に至るまでに、数度の改正が行われ、その課税方法等が変更されてきた。そこで、新しい信託課税制度の検討に入る前に、これまでの相続税法における信託の課税規定がどのようなものだったのか、どのような点が課税上の問題となったのか、また租税回避についてどのように対処してきたのかなどについて検討しておくこととする。また、信託課税において重要な位置を占める信託受益権の評価について、問題となった点も踏まえ整理・検討するとともに、我が国の信託課税制度に対する理解を深めるために、アメリカの譲与者信託（グラントー・トラスト）についても言及することとする。

第1節 信託課税制度の沿革

1 信託法制定と相続税法の改正（大正 11 年改正）

我が国の相続税は、明治 38 年（1905 年）に日露戦争の戦費調達の一環として近代的な相続税法が制定されたことにより始まったが、全文 26 箇条及び附則しかない簡単な内容であった⁽⁷⁷⁾。相続税の課税方式は、遺産税方式であり、昭和 25 年のシャウプ勧告に基づく税制改正により、遺産取得者課税方式に変更されるまで長い間継続された。生前の贈与については、被相続人が推

(77) 白崎浅吉『相続税法解説』8 頁（税務研究会、昭 49）は、明治 38 年以前においても、「不動産等の相続について登記をする場合に登録税の形で被相続人から相続人に移転する財産に対する課税が行われていた。」と説明している。

定家督相続人又は推定遺産相続人等特定の者に贈与した場合にのみ、遺産相続が開始したものとみなして相続税を課することとし、贈与税も独立した税ではなかった。

信託課税制度の起源については、原田宗藏氏が「我邦の税制上に、信託に関することの認められたるは、明治 43 年法律第 45 号に依り、營業税法の課税業目に信託業の追加ありたるに始まる。然れども之れ唯信託業に対し、報償金額を課税標準として課税することを定めたるに過ぎずして、未だ、信託関係の実体に触れたるものに非ず」⁽⁷⁸⁾と述べているように、この時（明治 43 年）は税に信託に関する規定が置かれても、その規定の適用もほとんどなく、実体や実績が伴ったものではなかった。

実体が伴った信託課税制度は、大正 11 年に信託法⁽⁷⁹⁾が制定されたことに伴い、種々の租税法令の改正⁽⁸⁰⁾が行われて確立したこととなる⁽⁸¹⁾。この時に、相続税法についても改正され（大正 11 年 4 月法律第 48 号公布、大正 12 年 1 月 1 日に施行）、同法第 5 条の一部が改正されて信託受益権の評価方法が定められるとともに、租税回避に対処するため、同法第 23 条の 2 の規定が新設された⁽⁸²⁾。この改正について、大蔵省編纂の『明治大正財政史（第 7 巻 243 頁）』

(78) 原田宗藏「信託税制の沿革と今後の改善私案」信託協会会報第 2 巻第 3 号 13 頁（昭和 3）。

(79) 渡邊幸則「イギリスの信託と我国の課税」新井誠＝占部裕典＝渡邊幸則『イギリス信託・税制研究序説』278 頁（清文社、平 6）は、「同法のモデルとなったのは、当時のインド法とアメリカのカリフォルニア法であったといわれる。」と説明している。

(80) 信託法の改正に伴い、次の租税法令が改正された。所得税法中改正法律（法律 45 号）、登録税法中改正法律（法律 46 号）、印紙税法中改正法律（法律 47 号）、相続税法中改正法律（法律 48 号）、所得税法施行規則中改正（勅令 513 号）。

(81) 渡邊善藏「信託と租税」会計第 14 巻 2 号 42 頁（大 13）は、「信託法が制定せられた結果、一種特別なる財産制度が法律の表に現はれ、私法上特殊の権利関係が認めらるゝことになった為に、之れに対する租税の賦課方法も一種特別の途をとらなければ、事実上適合するところの課税を為し得ないことになった。そこで所得税法を初め相続税、登録税、印紙税等の諸税法が改正せられたのである。改正の法文は極めて簡単であるけれども、其の意義内容は必ずしも簡単であるとは云へない。」と述べている。

(82) 細矢祐治『信託法理及信託法制（補論 信託税制概論）』929～950 頁（文雅堂、大

では、「蓋し現行相続税法中には財産を贈与して相続税の課税を免れんとする者を防がが為に二三の規定を存するも、新に信託法制定の結果、信託に依り委託者が他人を受益者と為すことは、恰も其の財産を贈与すると同一の結果を来すこととなるを以て、相続税法に於ては右の信託行為を贈与と同一に取扱ふことと為し、以て相続税の逋脱を防ぐの必要あり、即ち此の目的の為に相続税法中に左の如き改正を加ふることと為せしものなり」とその理由が説明されている。

相続税法第 5 条

条件附権利、存続期間ノ不確定ナル権利、信託ノ利益ヲ受クヘキ権利又ハ訴訟中ノ権利ニ付テハ政府ノ認ムル所ニ依リ其ノ価格ヲ評定ス（大正 11 年法律第 48 号改正）

第 3 条ニ依リ控除スヘキ債務金額ハ政府力確実ト認メタルモノニ限ル

相続税法第 23 条ノ 2

信託ニ付委託者カ他人ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ其ノ時ニ於テ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ贈与又ハ遺贈シタルモノト看做シ第 3 条、第 20 条及前条ノ規定ヲ適用ス但シ不動産又ハ船舶ノ帰属スヘキ権利ニ付テハ前条ノ規定ヲ適用セス（大正 11 年法律第 48 号追加）

上記の重要な 2 つの規定について、その当時、青木徹二氏と三淵忠彦氏が解説しているが、その内容は次のとおりである。

- （1）信託受益権の価格は、条件付権利又は存続期間の不確定な権利等と同じく、政府の定めるところによって評価する（相続税法 5 条）。

信託が設定されると、信託財産は受託者が所有することとなるが、受託

15) では、信託法制定に伴う相続税等の改正の経緯を解説している。また、下野博文「相続税法第 4 条に関する一考察」（（税務大学校昭和 52 年度研究科論文集第 3 分冊（資産税編））は、信託税制の創設以来の内容を論じている。

者に相続が開始したとしても、信託財産は、受託者の相続財産となることはない（旧信託法 15 条）。そうだからといって、受益者は信託財産の所有者ではなく、受益者に相続が開始したとしても、信託財産は相続財産とはならない（したがって、信託財産は、信託が終了するまでは、相続税の課税対象外の財産となってしまう。）。しかし、受益者が有する信託受益権は一種の財産権であることにほかならず、受益者の一身専属権に属するもの以外は、受益者の相続財産となる。したがって、その信託受益権が元本受益権又は収益受益権であろうと又はそれらを併せもつ場合であろうと、信託財産そのものではなく、無体財産権として評価方法を定めざるを得なかったので、相続税法第 5 条の規定の一部を改正し、条件付権利又は存続期間の不確定な権利等と同じく、政府の定めるところによって評価することとしたのである⁽⁸³⁾。

- （2）委託者が、「信託により他人に信託受益権を与えたとき」は、その信託受益権の価格を相続財産に加算して相続税を課する（相続税法 23 条ノ 2）。

信託行為において、他人を受益者として定めることができる。相続税法では、委託者が他人を受益者とする信託を設定した場合には、その時に信託受益権を贈与又は遺贈したものとみなすこととしたのである。この当時、財産を他人に贈与して相続税の課税を免れようとする者もいたことから、これに対処するための規定（相続税法 3 条）が設けられていたが、信託を利用して他人を受益者とすることは、財産を贈与するのと同じの効果をもたらすので、その信託行為を贈与と同一に取り扱うこととしたのが相続税法第 23 条ノ 2 である。この規定により、相続税法第 3 条、第 20 条及び第 23 条の規定を適用すると、次のとおりとなる⁽⁸⁴⁾。

イ 被相続人が、相続開始前 1 年以内に、自ら委託者となって信託を設定し、他人を受益者と定めたときは、その受益権の価格はこれを相続財産に加算して、これを課税価格とする（相続税法 3 条）。

(83) 青木徹二『信託法論』428 頁（財政経済時報社、大 15）。

(84) 三淵忠彦『信託法通釋』466～468 頁（大岡山書店、大 15）。

ロ 相続財産によって相続税を完納できないときは、相続開始前1年以内に、被相続人が自ら委託者となって信託を設定した場合のその信託の受益者と定められた者が、信託受益権の限度において、相続税の不足額を納付しなければならない。ただし、相続人が相続税の延納を許可された場合には、受益者は不足額を納付しなくてもよい（相続税法 20 条）。

ハ 被相続人が自ら委託者となって、自己の財産で信託を設定し、他人を受益者と定めたときに、その受益者と定められた者が次の者である場合には、その信託受益権の価額が 500 円以上であるときに限り、遺産相続が開始したものみなして、その信託受益権の価額を課税価額として受益者に課税する（相続税法 23 条）。

- ① 被相続人が推定家督相続人又は推定遺産相続人を受益者と定めたときの受益者
- ② 分家をするに際し又は分家をした後に、本家の戸主が分家の戸主を受益者と定めたときの受益者
- ③ 分家をするに際し又は分家をした後に、本家の家族が分家の戸主を受益者と定めたときの受益者
- ④ 分家をするに際し又は分家をした後に、本家の戸主が分家の家族を受益者と定めたときの受益者
- ⑤ 分家をするに際し又は分家をした後に、本家の家族が分家の家族を受益者と定めたときの受益者

ただし、上記の場合であっても、信託受益権が不動産又は船舶を取得すべき内容のものであったときには、別に登録税法により、重税を課せられることから、相続税は課さないこととされた（相続税法 23 条ただし書）。

また、渡邊幸則氏は、「大正 11 年税制で注目されるのは、受益者課税ということで基本的にいわゆる導管理論を導入し、信託の実体を認めなかったことであるが、同時に受益者の不特定又は未存在の信託については、受託者に課税することとし、導管理論の例外を認めている。なぜ、この場合に受託者

に課税したのか明らかではないが、信託行為によっていわゆる完全権が受託者へ移転している以上、税法がこれを真っ向から否認して、信託行為にかかわらず、現行の税制のように依然として委託者に帰属しているということは、課税上、不合理であると認めたのであろうか。受託者課税が信託財産の実体性を認めたものではないことは、受託者課税が単に『便宜の方法に他ならざる』（第 45 帝国議会信託法案に関する指田委員長報告演説）ものであるとの解説からも窺い知ることができる。・・・立法者の意図としては、受託者課税は単なる課税上の便宜であったのかも知れないが、そうだとした場合その内容は、信託財産を実質的な課税主体として捉える実体説にかなり近いものといえよう。⁽⁸⁵⁾と述べている。このように、信託課税において基本的であるが難しい「課税主体をどう捉えるか」という問題は、この時から始まっていたといえよう。

2 大正 15 年改正

大正 15 年改正では、相続税法第 23 条ノ 2 に第 2 項が追加された。

相続税法第 23 条ノ 2

信託ニ付委託者カ他人ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ其ノ時ニ於テ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ贈与又ハ遺贈シタルモノト看做シ第 3 条、第 20 条及前条ノ規定ヲ適用ス但シ不動産又ハ船舶ノ帰属スヘキ権利ニ付テハ前条ノ規定ヲ適用セス

前項ノ場合ニ於テ受益者不特定ナルトキ又ハ未タ存在セサルトキハ委託者ノ直系卑属ヲ受益者ト為シタルモノト看做シ其ノ受託者ヲ相続財産管理人ト看做ス（大正 15 年法律第 13 号追加）

この第 2 項は、大正 11 年改正の際に、受益者が不特定又は未存在の場合に

(85) 渡邊・前掲注 (79) 281～282 頁。

おける課税関係が明確にされていなかったために追加されたものであるが、私益を目的とする契約信託により、不特定又はまだ存在しない第三者に対して、信託の利益を受けるべき権利を与える場合に適用されることとなった⁽⁸⁶⁾。この場合、税率については遺産相続課税のうちで最も低い直系卑属に対するものが適用され、相続人は不明であるとされ、受託者を相続財産管理人とみなし、遺産相続人とみなされる受益者が確定するまで、相続税の納付等の管理をさせることとしたのである。

相続税法第 23 条ノ 2 における課税要件の解釈について、後に、次の 3 つの問題が議論されることとなった⁽⁸⁷⁾。

- ① 委託者が受益者指定・変更権を留保している信託について、その権利が行使された場合に適用があるのか。
- ② 信託行為により受益者が重複して指定された場合に、どのように適用されるのか。
- ③ 「信託ノ利益ヲ受クヘキ権利」には、帰属権利者の権利も含まれるのか。

上記①の問題については、「相続税法 23 条ノ 2 のもとで、受益者を変更した時が課税時期であると解することに問題はないように思われる。」⁽⁸⁸⁾と占部裕典教授は述べている。これについて明らかとなる資料はないが、当時の結論もそうであったのではないかと考える。

上記②の問題とは、具体的には「本信託について収益受益者である甲（委託者）が死亡した場合には、収益受益権は乙に帰属する」と信託契約に定められた場合の乙（第二次受益者）に対する課税関係についてであった。このケースについては、(イ)死亡の時に効力の発生する贈与(死因贈与)とみなし、甲が死亡した時に受益権が発生するとして、相続税法第 23 条ノ 2 を適用すべ

(86) 細矢祐治『信託税制概論』会計第 18 巻 4 号 60 頁（大 15）。

(87) 下野博文「相続税法第 4 条に関する一考察」4～7 頁（税務大学校 昭和 52 年度研究科論文集第 3 分冊（資産税編））。

(88) 占部裕典『信託課税法－その課題と展望－』19 頁（清文社、平 13）。

きと解する説⁽⁸⁹⁾と、(p)信託設定の効果として、甲と乙はともに重複的に受益権を取得するに過ぎないのであって、両者の権利は互いにその取得すべき収益の範囲を異にするものである（よって、信託設定時を課税時期とする）と解する説⁽⁹⁰⁾が対立した。当時、課税庁は(i)の説を採用したが、その後は(p)の説を採用することとなる。しかし、昭和13年の相続税法の改正により、現実受益主義が採用されたことにより、この問題はいったん解決され⁽⁹¹⁾、その後は、昭和22年改正において立法的に対処され、抜本的な解決が図られた（相続税法第5条において、「信託行為があった時」だけでなく、委託者が受益者である信託について、「あらたに委託者以外の者が受益者となった時」についても課税時期となることが明らかとなった。）。さらに、平成19年度の相

(89) 奈良梵天「信託に於ける相続税関係」税第11巻2号25頁（昭8）。「・・・これ全然信託行為の解釈問題にして一定の理論を以て臨む訳には行かぬ。若し甲がその死亡の時に受益権を乙に附与する意思なりと解すべきものであれば一かく解釈することが実情に適する場合が多いと思ふ一死亡の時に受益権が発生するものと解すべく、従って税法第23条の2の適用に付いては死亡の時に効力の発生する贈与即ち死因贈与と看做すべきものと信ずる。それを何でもかんでも信託設定の時に発生するものと解すべきだと窮屈に解する必要は毫もない。」

(90) 高橋詒「信託受益権と相続税」税第10巻8号59頁（昭7）。「第二次受益者乙は第一次受益者甲の死亡に因り其の権利を承継取得するものではない。設定行為の効果として第一次受益者甲第二次受益者乙は共に、重複的に受益権を取得するものであって、両者の権利は互に其の取得すべき収益の範囲を異にするに過ぎないのである。・・・第二次受益者乙の地位は民法の死因贈与に於ける受益者の地位とは異なるのである。死因贈与に於いては贈与者が死亡しなければ契約が効力を生じない。・・・（しかし）第二次受益者乙の有する権利は、第一次受益者甲の生存中乙の死亡した場合に於ても、全く消滅に帰するものではない。・・・乙の相続人は（信託法第7条により一筆者注）信託行為により定まりたる乙の地位を当然承継し、乙に代り受益者となるものである。・・・最近の課税実例が乙は設定行為の効力発生の時権利を取得するものにあらざるとの見解を取った事は誤謬であると言わざるを得ない。其の様な解釈は個々の収益を取得すべき請求権と個々の請求権を生ぜしむる基本たる収益受益権とを、区別せざる誤に出づるものと謂ふべきである。」

(91) 昭和13年改正の経緯から、このように考えられるが、窪田好秋「信託と相続税の課税」税第16巻8号37～38頁は、「従来は信託契約を結んだときに贈与したものと見たのでありますが、改正後は受益者が現実に受益開始の時に贈与したものと看做して課税することになった」と説明している。

続税法改正の前後においても課税関係に変更はなく、いずれも甲の死亡時に遺贈（相続）により、乙が受益権を取得したものとみなし、相続税が課税されることとなる。なお、当該改正後の相続税法でみれば、乙は停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者であり、「受益者としての権利を現に有する者」には該当しないことから、同法第9条の2第1項に規定する受益者には該当せず、甲の死亡時まで課税されないこととなる。

上記③の問題については、帰属権利者は信託が終了したときに残余財産が常にあるとは限らないことから、「信託ノ利益ヲ受クヘキ権利」には含まれないと解すべきではあるが、当時の「立法者は信託行為で定められた帰属権利者イコール元本受益者であると考えていたように推測される。」との説明もある⁽⁹²⁾。なお、帰属権利者の解釈及び課税関係については、その後も様々な議論が長く続いてきたようであるが⁽⁹³⁾、少なくとも新しい信託法において残余財産受益者と帰属権利者は定義上も区別され⁽⁹⁴⁾、当該改正後の相続税法においても受益者（残余財産受益者を含む。）と帰属権利者について課税関係を区別して規定していることから、誤解が生じることはないと考えられる。

3 昭和13年改正

昭和12年には、支那事変⁽⁹⁵⁾が勃発し、増加する軍事費を賄うために、いわゆる馬場税制によって大增税が行われたが、翌13年に相続税法の改正が行われ、翌年4月1日から施行された。信託に関する相続税の改正については、「恰も画期的な改正の観」があったと評されている⁽⁹⁶⁾。それは、課税時期を

(92) 下野・前掲注(87)4頁。

(93) 下野・前掲注(87)46～58頁に「帰属権利者に対する解釈上の問題」が論じられている。

(94) 第1章第4節の2「残余財産の帰属」を参照。

(95) 昭和12年から昭和20年8月14日（ポツダム宣言受諾）までの日本と支那との抗争のことをいい、戦争状態にあったが、両国とも宣戦布告をしていなかったため、「支那事変」と呼んでいる。

(96) 窪田好秋「信託と相続税の課税」税第16巻7号28頁(昭13)。

信託設定（行為）時から現実受益時へと変更するという抜本的な改正が行われたからである。

このような改正が行われた理由は、信託設定（行為）時課税における課税上の不合理さが問題となったためであると考えられるが、それを示すものとして、当時の信託法改正意見類集に記された「現行法に依れば、委託者が他人を受益者と定めたる信託に付いては信託の際直ちに財産の贈与ありたるものと看做して相続税法を適用すれども、信託の時に於ては受益者は未だ少しも財産を取得せず、実質的には恰も贈与の予約を受けたと選ぶ所なきものなるを以て其の際直ちに課税することは実情に副はざるのみならず、受益権評定上種々複雑困難なる問題を生じ、且つ課税の為に信託行為を躊躇せしめ、信託の本質的な他益信託の発達を阻害する所尠ならず、仍て之を改め信託行為の際には贈与なく、受益者が現実受益の際に初めて贈与ありと看做して課税する主義を採用せられることを希望す」⁽⁹⁷⁾という信託協会からの改正要望がある。

相続税法第 5 条

条件附権利、存続期間ノ不確定ナル権利、信託ノ利益ヲ受クヘキ権利又ハ訴訟中ノ権利ニ付テハ政府ノ認ムル所ニ依リ其ノ価格ヲ評定ス

第 3 条又ハ第 3 条ノ 2 ノ規定ニ依リ控除スヘキ債務金額ハ政府力確實ト認メタルモノニ限ル（昭和 13 年法律第 47 号改正）

相続税法第 23 条ノ 2

信託ニ因リ委託者カ他人ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ左ニ掲クル時ニ於テ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ贈与シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テ不動産又は船舶ノ信託ニ因ル所有権取得ノ登記ハ前条第 3 項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ贈与ニ因ル所有権取得ノ登記ト看做ス

(97) 司法省民事局編『信託法改正意見類集』73 頁（昭 12）。

(昭和 13 年法律第 47 号、同 19 年法律第 7 号改正)

- 一 元本ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ受益者カ其ノ元本ヲ受ケタル時但シ数回ニ之ヲ受クルトキハ最初ニ其ノ一部ヲ受ケタル時
 - 二 収益ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ受益者カ其ノ収益ヲ受ケタル時但シ数回ニ之ヲ受クルトキハ最初ニ其ノ一部ヲ受ケタル時
- 前項ノ場合ニ於テ受益者不特定ナルトキ又ハ未タ存在セサルトキハ委託者又ハ其ノ相続人ヲ受益者ト看做シ受益者特定シ又ハ存在スルニ至リタル時ニ於テ新ニ信託アリタルモノト看做ス

元本又ハ収益ノ受益者カ其ノ元本又ハ収益ノ全部又ハ一部ヲ受クル迄ハ元本又ハ収益ノ利益ヲ受クヘキ権利ハ委託者又ハ其ノ相続人之ヲ有スルモノト看做ス

信託ノ利益ヲ受クル時ノ委託者ト受益者トノ身分関係カ信託ノ時ノ身分関係ト異ナルトキハ其ノ身分関係ハ第 1 項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ信託ノ利益ヲ受クル時迄存続スルモノト看做ス

相続税法第 23 条ノ 2 の改正内容をまとめると、次のとおりである。

- (1) ①元本の利益を受くべき権利を有せしめたときは、その元本を受けた時（ただし、数回にこれを受けるときには最初にその一部を受けた時）、②収益の利益を受くべき権利を有せしめたときは、受益者がその収益を受けた時（ただし、数回にこれを受けるときには最初にその一部を受けた時）に、信託の利益を受けるべき権利を贈与したものとみなすこととした（相続税法 23 条の 2 第 1 項）。

(注) 「現実受益時課税」ではあるが、上記のとおり、元本又は収益が数回に亘る場合には、その課税時期はそれぞれではなく、その最初（にまとめて）であったことに注意する必要がある。

- (2) 受益者が不特定又は未存在の信託については、受益者が特定又は存在するに至ったときに、新たに信託が設定されるものとし、受益者が特定又は存在するまでの信託受益権は、委託者又はその相続人が有するものとみなすこととした（相続税法 23 条の 2 第 2 項）。

- (3) 信託受益権の贈与の時期は、現実には受益者が受益した時とし、その時を課税時期としたことから、信託設定時から現実受益時までの間の受益権の所属が問題となった。そこで、現実の受益時までの間は、委託者又はその相続人に受益権が所属するものとみなすこととした（相続税法 23 条の 2 第 3 項）⁽⁹⁸⁾。
- (4) 信託行為と課税時期との間に、時間的な経過があるため、委託者と受益者との身分関係が変動することが予想されるが、これは親疎別により異なる税率を適用して課税する相続税にとって不都合であった。そこで、信託行為時の身分関係が存続するものとみなして相続税を課税することとした（相続税法 23 条の 2 第 4 項）。
- (5) 上記以外としては、相続税法 23 条が改正され、不動産及び船舶についても相続税が課税されることになったが、不動産及び船舶の贈与による相続税とその所有権登記にかかる登録税課税相互間に緩和措置が設けられた。これは、昭和 12 年 4 月の「臨時租税増徴法」による相続税の増徴と、昭和 13 年改正による相続税の累進税率の採用に伴い、登録税の方が軽課となる場合が生じたが、その場合にも相続税を課すこととされたため、両税併課に伴う緩和措置が設けられた。また、相続税法第 23 条の 2 に遺言信託に関する規定を置く必要がないことから削除された（相続税法 23 条の 2）。
- 昭和 13 年の改正で最も重要なことは、やはり信託受益権の贈与の時期を、信託契約時から現実受益時に変更したことであるが、平田敬一郎氏は、「信託

(98) 平田敬一郎「信託と改正税法に就て」信託協会会報第 14 巻 6 号 68 頁（昭 15）は、相続税法第 23 条ノ 2 の第 2 項及び第 3 項について「次に受益者が不特定の場合とか、或は特定しても受益開始の時迄はどうなるかと申しますと、是は税法に規定があつて、その間は委託者又は其の相続人を受益者と看做すことになって居る。之に依つて元本は未だ特定していない。収益だけは特定して受益を開始して居る。元本は未だ受益を開始していない。収益だけは受益を開始して居る。斯様なものに対しては収益の受益権に対して、その受益を開始した時に受益者に委託者がそれを贈与したのものとして課税し、元本の受益権は尚委託者が持つて居るものと看做すことになる。従つてその間に委託者に相続が開始すると、元本の受益権だけは委託者の相続財産を構成するものとして相続税を課税することになります。」と説明している。

と改正税法に就て」と題する講演の中で、「従来は信託契約を結んだときに贈与したものと見たのでありますが、改正後は受益者が現実に受益する時、即ち受益開始の時に贈与したものと看做して課税することになったのであります。従来のように未だ受益開始しなくても、契約さえすれば課税すると云うことでは、どうも未だ利益を得ない前に税を納めねばならなくなる。それから又受益者が途中で変更する場合もありまして受益権の評価に非常に困難があったりするので、是は現実に利益を受ける場合に課税することになった次第であります。」⁽⁹⁹⁾とその改正の理由を述べている⁽¹⁰⁰⁾。

この現実受益時課税については、昭和 22 年改正で信託設定（行為）時課税に戻ることとなるが、この間は、現実受益時課税についての問題点が議論されていないようであるが、特に問題は生じなかったのであろうか。

4 昭和 22 年改正

日本国憲法の制定に伴い、民法が改正され、家督相続の制度が廃止された。

この民法の改正に伴い、相続税法の全文改正が行われた⁽¹⁰¹⁾。この相続税法

(99) 平田・前掲注(98)67～68 頁。

(100) 占部・前掲注(88)21～22 頁は、改正の背景として、次の 3 つの理由を掲げている。

(1) 信託法第 7 条の解釈において、同条は受益者の効力発生に関する規定であると解する見解が有力になり、相続税法 23 条（準相続に関する規定）の取扱いと同様に、効力の発生したときに課税すべきであると解されるようになった。

(2) 信託の受益権を共有するも必ずしもその時点において担税力の増加なきものが存する場合も存在し、また委託者は受益者変更権を往々に留保している場合が存する。特に、信託行為時に課税する旧法については批判が多かった。旧相続税法第 23 条ノ 2 第 1 項に対する批判である。「信託ノ時ニ於テハ受益者ハ未ダ少シモ財産ヲ取得セズ、実質的ニハアタカモ贈与ノ予約ヲ受ケタルト選ブ所ナキモノナルヲ以テソノ際直ニ課税スルコトハ実情ニ副ハ」ない。信託受益権を享受しただけでは負担力の増加があったとはいえないとの主張が強まってきた。

(3) 受益権の評価が困難であり、ひいては課税の不公平を招くことになる。

(101) 相続税法の改正は、昭和 22 年 4 月 28 日に法律第 87 号をもって公布され、同年 5 月 3 日から施行された。経過措置としては、昭和 22 年までになされた信託契約については旧法が適用され、信託課税に関する法第 5 条は昭和 22 年以降の信託契約について適用された。これは、二重課税防止のためであった。

の改正でも、遺産課税体系は改められることはなかったが、相続税の課税が遺産相続税課税のみとなり、被相続人と相続人又は受遺者等との親疎の別に従い、三段階の税率によって課税されることとなった。また、従来のように贈与があった場合に、相続が開始したものとみなして課税するのを改め、相続税の補完税として、贈与者課税方式により贈与税の制度が導入された。ただし、贈与税の課税においては、受贈者ではなく、贈与者に納税義務が課されることとなった⁽¹⁰²⁾。

相続税法第 5 条

信託行為があった場合において、委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があった時において、委託者が信託の利益を受ける権利（受益者が信託の利益の一部を受ける場合においては、当該信託の利益を受ける権利のうち、その受ける利益に相当するもの）を受益者に贈与したものとみなす。

委託者が受益者である信託について、あらたに委託者以外の者が受益者となった場合においては、委託者以外の者が受益者となった時において、委託者が信託の利益を受ける権利をあらたに受益者となった者に贈与したものとみなす。

相続税法第 6 条

相続開始前 2 年以内に信託行為があった信託について、委託者たる被相

(102) 渡邊・前掲注 (79) 287 頁は、「終戦後連合総司令部は、日本の税制について種々の欠点が存在することを指摘し、その一環として、昭和 21 年同司令部顧問 Henry Shavell は、日本政府に対し、贈与税について次のような勧告を行った。『本税（贈与税）は、贈与者にその行為を対象として課せられる。一方、受贈者も贈与の純価額を限度として第二次的税負担の責任を負う。本税は、第二に死亡者の純遺産に課せられる。本税は、個々の財産を課税対象とするものではなく、また受贈者を課税対象とするものでもなく、財産の移転に対し、課せられるものである。』と説明している。

続人以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者である場合又は相続開始前2年以内に委託者たる被相続人が受益者である信託について、あらたに委託者以外の者が受益者となった場合において、当該信託が左の各号に掲げる信託の一に該当するときは、当該信託の利益を受ける権利については、当該信託の受託者を受益者とみなして、前条の規定を適用する。

- 一 相続開始の時において信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないためまだ受益者が確定していない信託
- 二 相続開始の時において受益者がまだ存在していない信託
- 三 停止条件附で信託の利益を受ける権利を有せしめた信託で相続開始の時においてまだ条件が成就していないもの
- 四 相続開始の時において受益者が不特定である信託

前項の場合において、受託者が同項の規定の適用により納付すべき相続税は、命令の定めるところにより、当該信託財産の中から、これを納付しなければならない。

まず、相続税法第5条についてであるが、贈与者を納税義務者として贈与税制度が導入されたことから、課税時期は現実受益時から再び信託行為時とされた。これは、贈与者が納税義務者であるため、現実には受益が発生していなくても、信託行為があった時に直ちに課税できるからであった⁽¹⁰³⁾。これについて、占部裕典教授は、「後の贈与税改正により受贈者を納税義務者とすることとされた折に、この原則は一切変更されなかったことに留意をしておく必要がある。」⁽¹⁰⁴⁾と述べている。また、同法第2項には、委託者が受益

(103) 松井静郎「改正相続税法の解説」税務協会雑誌第4巻5号(昭22)は、現実課税主義が採用されたのは、「従来の相続税においては贈与を受けた者を納税義務者とする建前をとっていたからである。しかるに贈与税においては贈与者を納税義務者としているから、かかる場合は受益の発生するまで待つ必要はなく、信託行為があった時直ちに贈与があったものとみなして課税すればよい」からであると説明している。

(104) 占部・前掲注(88)24頁。

者である信託（自益信託）を受益者が委託者以外の者である信託（他益信託）とした場合には、受益者を変更した時に、委託者が信託受益権を新たに受益者となった者に贈与したものとみなす旨の規定が設けられた。この理由は、旧法では「委託者カ他人ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ其ノ時」としか規定していなかったために、課税要件と課税時期について様々な解釈がなされ、委託者が受益者である場合のみならず、委託者が受益者変更権を行使した場合にも、その時に委託者から新受益者に対して贈与がなされたものとして扱われていた。そこで、「信託行為があった場合」と「委託者以外の者が受益者となった場合」と課税要件を分け、また、それぞれの課税時期を「当該信託行為があった時」と「委託者以外の者が受益者となった時」と明らかにするため、規定が設けられることとなった⁽¹⁰⁵⁾。

また、昭和 22 年に贈与税の課税が始まったが、贈与税の納税義務者は贈与者であることから、受益者が不存在又は未確定の信託の場合であっても、「信託行為があった時」に贈与税が課税されることとなり、次の 2 つの問題が生じたと説明されている⁽¹⁰⁶⁾。

- (1) 何らかの理由により、信託の利益を受益者が享受せずに信託が終了し、信託財産が委託者の手に戻ってきた場合が問題となった。贈与の実体がないにもかかわらず、贈与税を課税したこととなるからであり、このように信託の利益を享受しない場合には、その信託は初めからなかったものとみなされ、納付された贈与税を還付するための規定が設けられた（相続税法 62 条）

このようなケースが、どのような理由によって生じるのかは不明であるが、「信託の利益を受益者が享受せずに信託が終了」するのであるから、贈与の実体からみれば当然であると考えたのであろう。信託そのものは弾力的であり、その信託内容が変更されることはあり得ることから、信託の特殊性を考慮した斬新な規定だったと言えるのではないだろうか。

(105) 下野・前掲注(87)13～14 頁。

(106) 下野・前掲注(87)14～15 頁。

(2) 財産を生前贈与することによって、相続税の負担軽減を防止する意味で、相続開始 2 年以内に贈与された財産は、相続財産とみなされて受贈者に相続税が課されることとなった（相続税法 4 条）。この規定は、被相続人（委託者）が相続開始前 2 年以内になされた他益信託でも適用されるが、相続開始の時に受益者が確定していない信託についての相続税の課税が問題となった。

そこで、このような問題が生じる可能性がある 4 種類の信託を列挙し、相続開始の時に受益者が確定していないものについては、その信託の受託者を受益者とみなして課税し、受託者は、その信託財産から本来受益者が納税すべき相続税を納付することとした（相続税法 6 条）。なお、税率は最も高い第三種（納税義務者がその他の者であるとき）を適用するが、その後、受益者が確定し、その受益者に第一種又は第二種の税率を適用する場合には、受益者に還付することとしていた（相続税法施行規則 2 条）⁽¹⁰⁷⁾。

5 昭和 25 年改正

昭和 25 年には、シャープ勧告を受けて相続税法についても抜本的な改正（昭和 25 年 3 月 31 日法律第 73 号）が行われた。すなわち、従来の遺産課税体系が遺産取得課税体系に改められるとともに、相続、遺贈又は贈与により財産を取得した者に対し、いわゆる一生累積課税方式（取得者の一生を通ずる累進課税方式であるが、仕組みが複雑であるとして昭和 28 年に廃止された。）が取り入れられることとなった。

(107) 渡邊・前掲注 (79) 289 頁は、「これは、大正 11 年の税制への逆戻りである。すなわち、一方では、受益者未確定の信託について贈与者課税をとりながら、他方では、同じ贈与が被相続人の死亡前 2 年以内に行われたときは、受託者が受益権を取得したものとみなして、受託者に相続税課税を行っている。ただ、受益者が後日確定したときに還付を行う仕組みを導入したことが注目される。問題は、資本移転的見地から従来の相続税の範囲を拡張して生涯にわたる贈与を取り込んだところに課税の二重構造を来とし、理論的にすっきりしない税制になってしまったのである。」と指摘している。

相続税法第4条

信託行為があつた場合において、委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があつた時において、当該受益者が、その信託の利益を受ける権利（受益者が信託の利益の一部を受ける場合には、当該信託の利益を受ける権利のうちその受ける利益に相当する部分。以下本条において同じ。）を当該委託者から贈与（当該信託行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。

- 2 左の各号に掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生じたため委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者となった場合においては、その事由が生じた時において、当該受益者となった者が、その信託の利益を受ける権利を当該委託者から贈与（第1号の受益者の変更が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。

- 一 委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと。
- 二 信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないため受益者が確定していない信託について、受益者が確定したこと。
- 三 受益者が存在していない信託について、受益者が存在するに至ったこと。
- 四 停止条件附で信託の利益を受ける権利を有せしめた信託について、その条件が成就したこと。

- 3 前項第2号から第4号までに掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生ずる前に信託が終了した場合において、当該信託財産の帰属権利者が当該信託の委託者以外の者であるときは、当該信託が終了した時において、当該信託財産の帰属権利者が、当該財産を当該信託の委託者から贈与に因り取得したものとみなす。

上記のとおり、相続税法の抜本的な改正が行われたが、信託課税制度については、大きな改正は行われなかった。主な改正内容は、課税時期の例外について、旧法では委託者が受益者である信託で受益者が変更された場合を規定していただけであったが、この改正により、信託行為の時には受益者が未だ確定し又は存在していない信託として3つの場合（①受益者の受益を受ける意思表示を必要とした信託、②受益者が不存在である信託、③停止条件附で受益権を有せしめた信託）を加えたことと、受益者の確定していない信託の設定後、受益者が確定しないうちに信託が終了した場合で、その信託財産の帰属権利者が委託者以外の者であるときには、信託終了時に、その帰属権利者が信託財産を委託者から受贈したものとみなすとしたことである。

なお、渡邊幸則氏は、昭和25年改正について、「昭和22年の贈与税の体系からシャウブ税制への切り替えに当り、信託税制については表面的にはさしたる改正はなかったが、大正11年税制から昭和13年税制に至るまでの間論議されてきた問題点がかすんでしまったかのごとき印象を受ける。昭和13年までの税制は、受益者不特定又は未存在の信託について課税の時期、受益権の帰属先をめぐって苦心して、あるいは受託者課税、あるいは委託者課税といろいろ工夫を凝らしたのである。しかるに、昭和22年の改正によって、新たに贈与税が導入された際に、それまでの受益者不特定又は未存在の信託についての問題が一掃されたこととなり、昭和25年シャウブ税制によって再び取得税の立場から受益者課税に戻った際には、これらの問題が置き去られてしまったかの感がある。受託者課税に戻った時点で受贈者が特定又は存在しない信託については受託者又は委託者のいずれかを受益者とみなさざるを得ず、そうなれば大正15年の改正又は昭和13年のような手当てをせざるを得なかったであろう（相続開始前2年以内の信託については、贈与税課税の時期においても例外とされており、受託者課税の問題は存在したので、従来問題は引き続いて残っていたようである。しかし、これらの問題を一度に片付けるとなると複雑な問題を生ずるので、割り切って受贈者課税に統一されたようである）。いずれにしても、終戦後の混乱した状態にあって、また、

それまでの個人信託の利用状況は極めて寂しいものであった点からみて、高度に精緻な規定をわざわざ設けるまでの必要がなかったことも事実であろう。⁽¹⁰⁸⁾と重要な指摘をしている。この指摘の中にもある「受益者不特定又は未存在の信託」の課税関係等が定かではなかったが、昭和 34 年に相続税法関係通達（昭 34.1.28 直資 10）第 42 条に「受益者が確定しまたは存在していない信託の委託者について相続の開始があった場合には、その信託に関する権利は委託者の相続人が相続によって取得する財産として取り扱うものとする。」と定められ、一応の解決が図られたのである。

この改正により定められた信託の課税関係は、その後相続税法に根本的な改正があったにもかかわらず、昭和 63 年改正まで改正はほとんど行われなかった。

6 昭和 63 年改正

昭和 63 年には、委託者と受益者に関する規定の整備だけが図られることとなった。それまでの相続税法第 4 条第 2 項第 3 号は、「受益者が存在していない信託」について、受益者が存在するに至った場合には、受益権が贈与（又は遺贈）されたとみなすという規定となっていた。すなわち、公益信託のように受益者が不特定の信託については規定されていなかったことから、同号が改正され、個人が公益信託の利益の全部又は一部についての受益者となった場合、その受益者となった者が、その公益信託の利益を受ける権利を公益信託の委託者から贈与等により取得したものとみなされ、贈与税等が課税されることとなったのである⁽¹⁰⁹⁾。

相続税法第 4 条第 2 項

2 次の各号に掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生じたため

(108) 渡邊・前掲注 (79) 291 頁。

(109) 雨宮孝子「公益信託の税制度」田中實編『公益信託の理論と実務』トラスト 60 研究叢書 126 頁（有斐閣、平 3）。

委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者となった場合においては、その事由が生じた時において、当該受益者となった者が、その信託の利益を受ける権利を当該委託者から贈与（第1号の受益者の変更が遺言によりなされた場合又は第4号の条件が委託者の死亡である場合には、遺贈）により取得したものとみなす。（昭和63年法律第109号改正）

- 一 委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと。
- 二 信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないため受益者が確定していない信託について、受益者が確定したこと。
- 三 受益者が特定していない又は存在していない信託について、受益者が特定し又は存在するに至ったこと。
- 四 停止条件付で信託の利益を受ける権利を与えることとしている信託について、その条件が成就したこと。

7 まとめ

前述の下野博文氏が「相続税法第4条に関する一考察」の中で、相続税等の信託課税制度をその特徴に合わせ、次のとおり4期に区分している。平成19年改正後については、「信託行為時課税」の原則は維持されつつも、様々な改正が行われたことから、信託課税制度は新たな第5期目を迎えたと言うことができるであろう。

第1期（大正12年～昭和12年） 原則として、信託行為のあった時に信託受益権の贈与があったものとみなされ、相続税が課税された。（「信託設定（行為）時課税」と「信託受益権課税」が採用された。）

＊ 大正15年の改正では、受益者不特定、未存在の場合には、委託者の直系卑属を受益者と看做し、受託者をその相続財産管理人とみなして課税することとなった。

第2期（昭和13年～昭和21年） 受益者が現実には受益権を取得した時に贈

与があったものとみなして相続税が課税された。（「現実受益時課税」が採用された。）

＊ 受益者が受益権を取得するまでの間、又は受益者が不特定、未存在である間は、委託者又はその相続人が受益権を有するものとされた。

第 3 期（昭和 22 年～昭和 24 年） 贈与税の導入の名の下に、原則として、信託行為の時に贈与税が課税された。（再び「信託行為時課税」が採用された。）

＊ 委託者が受益者である信託（自益信託）を受益者が委託者以外の者である信託（他益信託）とした場合には、受益者を変更した時に、贈与者に贈与税が課税されることとなった。

第 4 期（昭和 25 年～平成 18 年） 引き続き、信託行為のあった時に贈与税又は相続税が課税された。

＊ 限定列举した特定の信託については、課税時期の例外が定められた。

（注） 第 3 章で検討することとなるが、平成 19 年改正後の信託課税制度をまとめれば、次のとおりである。

第 5 期（平成 19 年～） 信託の効力発生時に贈与税又は相続税が課税されることには変わりはないが、その後は受益者等から新たな受益者等に贈与等が課税されることとなった。

＊ 受益者連続型信託の特例や受益者等が存しない信託等の特例が定められた。

【参考】相続税・贈与税の課税方式の変遷

年	相続税課税方式	贈与税課税方式	備 考
明治 38 ～昭和 21	遺産税 (家督相続と遺産相続)		家督相続と遺産相続で税率が異なり、それぞれの中で被相続人と相続人の親疎により税率が異なっていた。
昭和 22	遺産税	贈与者課税	贈与税が創設された昭和 22 年に、家督

一昭和 24	(遺産相続)	(一生累積課税)	相続が廃止され、遺産相続のみに対する遺産税方式とされた。贈与税は、贈与者の一生を通じた累積課税方式とされた。
昭和 25 一昭和 27	遺産取得税 (一生累積課税)		シャープ勧告により、富の集中蓄積を排除し、遺産取得者の担税力に応じた公平な課税を行うため、遺産取得税方式とされた。贈与税は相続税に吸収され、相続、遺贈又は贈与により財産を取得した者に対する一生累積課税方式とされた。
昭和 28 一昭和 32	遺産取得税	受贈者課税 (相続人以外に 対する特定遺贈 を含む)	一生累積課税は税務執行上の困難性から廃止された。相続税は、相続及び包括遺贈により取得した財産に対し、その都度課税する遺産取得税方式とされ、贈与税は、贈与及び特定遺贈により取得した財産に対し、1 年分を合算して課税する受贈者課税方式とされた。
昭和 33 一平成 19	遺産取得税 (法定相続分課 税)	受贈者課税 (死因贈与以外 の贈与)	現行の法定相続分課税による遺産取得税方式とされた。遺産取得税方式の原則は維持されつつ、相続税の総額を遺産の総額と法定相続人の数及びその法定相続分という客観的計数によって決定することとされた。これに伴い、できるだけ計算上恣意的な要素を排除するため、同じ遺産からの財産取得者である受遺者も相続人と共同して相続税を負担させることとし、相続にすべての遺贈を含めることとされた。

第2節 従来の信託課税制度に対する批判等

第1節では、信託課税制度の歴史を振り返ったが、第1期（大正12年～昭和12年）に「信託設定（行為）時課税」で始まり、第2期（昭和13年～昭和21年）に「現実受益時課税」となったにもかかわらず、第3期（昭和22年～昭和24年）となると、「信託行為時課税」に変更されたことが重要なポイントではないだろうか。この変更された理由について、昭和22年改正により贈与者を納税義務者とする贈与税制度が導入されたことにより、現実受益時まで待つ必要はなく、信託行為時に直ちに課税すればよいという考え方が残っていたと説明⁽¹¹⁰⁾されるが、占部裕典教授が指摘するように、一生累積課税方式を経て、昭和28年に受贈者を納税義務者とする贈与税制度に改正されても、この「信託行為時課税」は変更されることはなかったが、「現実受益時課税」の検討は忘れられてしまったのだろうか。

本節では、第4期（昭和25年～平成18年）までにおける信託課税制度について、学者等から様々な意見・批判が出されているが、それらがどのようなものであったかをとり上げ、検討を行うこととする。なお、信託受益権の評価については、第4節で取り上げるが、信託課税制度（信託行為時課税）に関連する批判が多いことから、本節の中にも含まれている。

1 「信託行為時課税」に対する肯定的意見

信託行為時課税については、次の肯定的な意見がある。「信託行為時課税」の採用理由としては、①旧信託法第7条により「信託行為が有効に成立すると同時に信託の受益権は受益者に帰属する（通常の場合）」、②四宮和夫教授の「一たん受益者が受益権を取得した以上は、信託行為に別段の定めがない限り、委託者又はその相続人は受益者を変更したり、受益権を消滅・変更させたりすることは許されない。委託者などに留保された受益者変更権や解除

(110) 松井・前掲注(103)のとおり。

権の行使によってその効力を遡及させることも、受益者の既得権を害することになるから許されないと解すべきである（四宮、信託法 152 頁）」という 2 つの理由を掲げ、「信託の設定の時に受益者に課税することに別段不都合はない」と説明している⁽¹¹¹⁾。

この考え方は、その信託が撤回不能信託であれば、受益権の評価方法の問題は残るとしても信託設定時課税の有力な根拠となるかもしれない。しかし、信託の有する弾力性を生かすのであれば、あらゆる信託において撤回不能信託であることを求めることはできないと考える。受益者の変更が可能な信託については、さらに説得力を欠くこととなるであろう。

また、佐藤英明教授は、後述するように、信託行為時課税の問題点を指摘しつつも、信託行為時課税の有する「課税の公平の機能」について、「このような他益信託の『設定時課税』は、受益者の現実の受益時に当該受益に応じて課税する『受益時課税』に比べ、課税の公平という観点から見て優れている。個々の現実的受益に着目すると元本にあたる受益権に着目する場合に比べて受益額が分割され、累進度の厳しい相続税・贈与税においては租税の総負担額が大きく変動するからである（さらに基礎控除の重複利用の可能性の点も問題となる）。しかし、その反面で、このような課税を可能にするためには、『受益権』の価値が信託の設定時に評価可能でなければならないという点には注意が必要であろう」⁽¹¹²⁾とも述べている。受益権の評価が適正であるという前提を置いているものの、課税の公平や租税回避という観点からみれば、重要な指摘であると考ええる。

2 「信託行為時課税」等に対する否定的意見

信託行為時課税については、否定的な意見を述べる学者等が多いが、その中から、いくつかの考え方を取り上げることとする。また、併せて信託行為

(111) 武田章輔編『DHC コンメンタール相続税法』895 頁。

(112) 佐藤英明「信託と税制－若干の立法的提言－」ジュリスト 1164 号 46～47 頁（平 11）。

時課税以外の点についても問題が指摘されているので、それらについても取り上げることとする。

(1) 小林一夫氏は、「信託税制の問題点について」と題する論文の中⁽¹¹³⁾で、

「想像するに、相続税法第4条の規定は、信託行為により受益者として指定された者は当然に信託の利益を享受することができ、受益者は受益の意思表示その他何等の行為をも必要としないとする信託法第7条に課税の根拠を求めているのではなかろうか。」と疑問を投げかけ、信託の設定後、信託財産の交付まで相当の期間のある信託があり得ることや、信託の契約条項には「委託者は受託者の承諾を得て、受益者を指定又は変更することができる」旨の文言があることから、信託設定の時における受益者の地位は極めて不安定であり、現実の受益とは隔絶しているとし、「1. 委託者が受益者を指定もしくは変更する権利を有する、という条項を削除した信託契約の場合 2. あるいは信託契約時に受益権を当初受益者の一身専属とする、という条項を記載した場合」という2つの条件を満たした場合にのみ相続税法第4条第1項の適用を認めるべきだと主張する。また、「1. ないし2. の条件を満たしても、なお受益者にとっては、贈与税の前払いであることに変わりはないであろう。理論的には、信託期間終了日、即ち受益者が当該受益権を完全に使用収益できることとなった日に、受益者は委託者より名実ともに贈与を受けた、と考えるのが正しいのではなかろうか」と述べている。

上記の1又は2の条件を満たしたとしても、受益者の地位の不安定さがすべて解消し、確実に予定どおり受益できるとは限らないが、「委託者の受益者指定・変更権を認める条項を削除した信託・・・」すなわち、受益内容等に変更が生じない信託（撤回不能信託）などについては、信託設定時課税を適用すべきとしている点に注目できる。また、「理論的には、信託期間終了日、即ち受益者が当該受益権を完全に使用収益できることとなった

(113) 小林一夫「信託税制の問題点について」信託 復刊91号118頁（昭47）。

日」に課税すれば、受益者の地位の不安定さがなくなり、信託行為時課税に比べれば、受益額の算定等は容易であることには相違ないが、このような課税方法は、他の財産の贈与等とのバランスを考えてみても、信託のみに受益時課税を採用することは困難であると考ええる。

- (2) 小平敦氏・白崎浅吉氏は、受益者変更権によって受益者を他の者に変更した場合の問題について次のように述べている。「相続税法第4条第2項第1号は、委託者が受益者である信託—自益信託について、受託者（「受益者」の誤りか—筆者補足）が委託者以外の者に変更された場合に、委託者から受益者に対して贈与があったものとみなす旨を規定しているのであって、受託者（「委託者」の誤りか—筆者補足）以外の者（甲）が受益者である信託—他益信託—について受益者が甲以外の乙に変更された場合については第4条第1項にも第2項にも定めがない。したがって、この場合の課税関係はどうなるかについて、いくつかの考え方が出てくるであろう。ついではながら書いてみると、この場合には相続税法上の贈与はなかったことになるのであろうか。あるいは課税しないままで見過ごすのか、そうもできないので、同法第9条を適用してみなし贈与とすることになるのであろうか。・・・」⁽¹¹⁴⁾相続税法第4条における規定上の不備については、指摘のとおりと考える。信託に関する課税関係であれば、それに関連する条文の中に規定すべきであることは明らかである。ただし、平成19年に改正された相続税法第9条の2第2項においては、規定の整備がなされ、この問題は解消されている。

また、上記に続けて、「・・・この問題について、乙に対していずれの条文を適用するにせよ、甲が信託の利益を受ける者として指定されたとき、将来の受益者変更の可能性を考慮しないで贈与税の課税価格が計算されているので、甲は自らの意思によらず行われる受益者変更によって不測の損失を被ることになる。これは極めて不合理であり、更正の請求が認められる

(114) 小平敦＝白崎浅吉「信託本質論と税制」高木文雄＝小平敦『信託論叢—その本質的展開を求めて—』240頁（清文社、昭61）。

べきケースであろうが、相続税法にはその手当がなされていない。国税通則法第32条による更正の請求は可能であろうか。可能としなければ担税力の点で問題が生じる。本来の信託関係は、受益者、受益権、さらに信託財産の範囲や内容が、ある期間、さまざまに変化しつつ、最終的に信託財産が受益者に引き渡されるものである以上、これに相応しい対応が必要とされることになる。」⁽¹¹⁵⁾と述べ、受益者が変更された場合には、不測の損失を被ることとなるとして事後救済措置の必要性を説いている。この事後救済措置が現行法の解釈によるものか、新たな救済措置を要望しているのかは定かではないが、単に信託の特殊性を以って、新たな事後救済措置があればよいということではないと考える。これが信託課税だけを特別扱いできない難しさの要因ではないだろうか。

- (3) 佐藤英明教授は、信託行為(設定)時課税について、「現在の設定時課税の制度には、将来の受益の内容や、さらにはその有無がはっきりしない場合に対応することが困難だ、という問題点を指摘することができる。例えば、受益者を委託者の友人の子ども3名とし、信託損益は留保して受益者の誰かの健康、教育上の必要に応じ、受託者の裁量によって分配される信託が設定されたとしよう。この他益信託の設定時にこれら3名の『受益者』の将来の受益内容を確定し、その『受益権』の価格を評価することは不可能であると考えられる。他方、これは受益者の範囲や受益要件が定められているに過ぎず、受益者は未だ特定されていないと解して、受託者の裁量に基づく現実の分配時まで贈与課税を先送りすると、それは同時に、信託損益についても受益者が特定されていないとされることになり、時に理論的な根拠が薄弱な委託者に対する課税の範囲を拡大する結果となる。特に、このような信託が遺言によって設定された場合には、問題は大きいと考えられよう。」⁽¹¹⁶⁾と述べている。佐藤英明教授が述べるとおり、受益

(115) 小平ほか・前掲注(114)241頁。

(116) 佐藤英明「遺産承継にかかる信託税制に関する若干の考察」新井誠編『高齢社会とエステイト・プランニング』155頁(日本評論社、平12)。

者が特定していても、受益内容が特定されていなければ、受益権の価額を適正に評価することは不可能であり、また理論的な根拠なく委託者課税の範囲を拡大することに繋がるであろう。さらに、このような裁量信託が遺言によって設定された場合には、現行の課税方法では対処できないということとなる。信託の存在意義をなくすこととなるかもしれないが、受益内容の確定を求め、それに応じて課税するという方法（あまり得策とはいえないが）ぐらいしか考えることはできないであろう。

佐藤英明教授は上記に続けて、「現行法でこのような信託の設定に対応するためには、将来の受益内容を具体的に決定しようがない以上、それは等しいと考えて3名の受益者が等しい内容の受益権を有するものとして設定時課税、および収益課税を行うしかない。しかし、それは現実の受益内容と大きく乖離する可能性が否定できない上、例えば、この例で、結局信託から現実には収益の分配を受けたのはAだけであったとすると、今度はB、CからAへの贈与があったと考えられる余地すら存在するのである。このような課税関係の決定の仕方が、関係当事者の意思および受益の実体と乖離し、また、全体として不自然であることは明らかであろう。」⁽¹¹⁷⁾と述べている。受益内容が具体的に決定しない状態は、遺産が未分割である状態に類似しているが、相続税額の計算に当たっては、法定相続分による遺産取得者課税方式（取得者課税でありながら、遺産税の要素も取り入れられた方式である）を採っていることから、未分割でも分割済であっても、原則として相続税の総額は変わらない。しかし、贈与税はそのような課税の仕組みにはなっていないことから、上記3名に対する贈与税については、同様な解決を図ることはできない。したがって、贈与税においては、いわば相続の未分割の状態を維持させることはできないのである。もし、相続税と同じ発想をするのであれば、誰が取得しようと同じ結果となる、①信託財産に対する課税、②遺産税（又は贈与者課税）も考慮に入れるべきであ

(117) 佐藤・前掲注(116)155頁。

る。

佐藤英明教授はさらに続けて、「したがって、近い将来、わが国においても個人の資産管理の一つの形として他益信託が用いられると考える立場からは、このようなタイプの信託に対する合理的な課税方法を確立する必要がある。これに対しては、そのような柔軟な他益信託に全体として税制が対応する必要はなく、個々の場面で贈与課税の原則をそのまま適用すれば足りる、その結果として負担が累積するのは当事者が負うべきコストないし危険に過ぎない、とする立場もあり得よう。しかしながら、そもそも単純な贈与（遺贈等を含む）に代えて信託を選ぶ目的の一つは、将来における事情の変化等に柔軟に対応できるという信託の特徴を利用しようとする点にあると考えてよからう。アメリカにおいても信託の利用は富裕層における財産所有と受益の分離の要請がその根幹にあると指摘されているところである。そしてわが国の信託法制上、同様の要請を満たし得る法制度として信託が規定されているならば、税制が、そのような制度としての信託一特に他益信託一の利用を事実上禁止する事態は絶対に避けられるべきである。むしろ、私法において形成された法関係を尊重するというわが国の租税法の基本的なスタンスからは、そのような柔軟な信託を全体として課税の対象として考える、というのがあるべき基本的な考え方であると思われる。」⁽¹¹⁸⁾と述べている。平成 19 年度税制改正による信託課税制度の見直しは恰好の機会であったということとなるが、佐藤英明教授が求めるような税制となったのであろうか。

- (4) 星田寛氏は、他益信託の課税時期など、様々な問題について次のように指摘している。「他益信託の課税時期について注目すべき下野博文氏の論文がある。論文では、『撤回可能と撤回不可能信託を区分して考える必要があり妥当といえよう。しかし、現行課税制度が不合理であるとは必ずしもいえない。権利の評価の適切性と始期付受益者への信託行為時課税に問題が

(118) 佐藤・前掲注(116)155～156頁。

ある。(取消し・受益者変更があった場合は)事後救済(国税通則法 23 条 2 項 3 号、同施行令 6 条 1 項 2 号の解除権の行使による更正の請求が類推適用)すべき)』(()内は筆者が補足)と記述されている。」⁽¹¹⁹⁾このように星田寛氏は、下野博文氏の論文を引用し、「現行課税制度が不合理であるとは必ずしもいえない」としながらも、①信託課税制度に対して撤回可能信託と撤回不能信託に区分して課税関係の整理が必要であることや、②信託受益権の評価、③始期付受益者(遺言代用の信託や受益者連続型信託等の受益者をいうのであろう。)に対する信託行為時課税、④信託の取消しや受益者の変更があった場合における事後救済(更正の請求を認めるなど)の必要性について指摘している。特に、星田寛氏は、「種々の権限(取消し、受益者変更、給付内容変更等)を委託者に留保している信託(撤回可能信託)の場合、・・・単に信託契約に形式的に受益者名が定められているから信託行為により信託設定時において元本受益者が確定し特定したとはいえないのではないだろうか。生ずる利得を実質的に管理支配していることこそが財産が帰属しているといえるのではないだろうか。信託による場合の課税関係を細分化したケースに分け整理すべきではないだろうか。」⁽¹²⁰⁾とし、委託者に権限が留保されている信託(撤回可能信託)における信託設定時の課税については問題があり、信託の内容に応じた課税関係の細分化の必要性を述べている。

また、星田寛氏は、「特別障害者扶養信託契約(相続税法 21 条の 4)の要件として、信託契約条項(同条 2 項、同施行令 4 条の 11)に取消し・解除、受益者変更、譲渡・担保等できない旨定めることになっている。非課税規定であるから明確にする理由は理解できるものの、その課税上の取扱い・効力において、同法 4 条の定め方とはあまりにも違い過ぎ 4 条の想定している信託の範囲が不明であり柔軟な信託の場合の課税関係が画一化さ

(119) 星田寛「日本版パーソナル・トラストを実現させるための課題と提案」新井誠編『高齢社会とエステイト・プランニング』123 頁(日本評論社、平 12)。

(120) 星田・前掲注(119)123～124 頁。

れてしまっている。また、この特定贈与信託において、残余財産の帰属権利者を指定することは要件である『一人の特別障害者を信託の利益の全部についての受益者とする』『受益者の相続財産・遺贈対象財産』（同条2項）を満たさなくなるのだろうか。」⁽¹²¹⁾と疑問を呈するとともに、「他益信託においては、取消しされる場合や収益受益者が変更される場合だけでなく、収益受益者が放棄・拒否した場合や受益者が合意解除した場合、不特定の収益受益者や複数受益者への受託者の裁量による異なる収益の分配や分配が留保される場合、および信託財産あるいは収益受益権を譲渡した場合の法的効果とその課税関係も検討する必要がある。」⁽¹²²⁾と具体的な事項について提言している。星田寛氏が述べるとおり、信託は一度設定されれば、その信託の内容が不変であるわけではなく、取り消されることや、受益者が変更されることはあり得ることである。また、課税規定上も信託の終了時のことは念頭に置かれているが、信託が途中で合意解除された場合の課税関係について、具体的な規定が設けられていないなど、信託において起こりうる事象について課税関係が明らかでないことが指摘されている。

一方で、「合理的理由もなく信託期間を20～30年とし、相続開始後やむを得ない事情の変更が生じていないのに（客観的な理由もなく）受益者の合意により解除できる（旨の別段の定めのある）信託契約・遺言信託は租税回避行為性が強いものと考えられる。一般には、委託者・当初受益者の死亡を停止条件として生存する第二受益者・帰属権利者に与えようとすると思われる。それゆえ、このような形式だけの信託は委託者の相続開始・解除を停止条件とする信託と事実認定できるのではないだろうか。そもそも、このような合理的でない反社会的な信託は、信託行為そのものに問題があり受託すべきではないと考える。」⁽¹²³⁾と述べるとおり、信託を利用して贈与税・相続税の租税回避を行おうとすることは可能であろう。良識を

(121) 星田・前掲注(119)124頁。

(122) 星田・前掲注(119)124頁。

(123) 星田・前掲注(119)124頁。

持った受託者であれば、そのような信託は受託しないであろうが、信託法及び信託業法などの改正によって、様々な者が受託者となって信託が設定できるようになると、信託を利用した租税回避スキームが考案される可能性がある。新しい信託課税制度において、どのような租税回避スキームが考えられるのかについて、第4章において検討することとする。

3 「受益者連続信託」に対する課税関係の整備の必要性

平成19年度税制改正により、受益者連続型信託の特例が相続税法第9条の3に設けられたが、それ以前にあって、川口博氏は、受益者連続型信託について課税関係の整理の必要性を次のように述べている。上記2(4)で星田寛氏が始期付受益者への信託行為時課税が問題であるとしたが、それと深く関連するものである。「信託税制の課題として、一定の条件成就、期限の到来、委託者の指示等によって受益者がAからBにかわるという信託（受益者連続信託）の税制についてみることにする。委託者甲は、甲の死亡により、配偶者Aを第1受益者として元本、収益の定時定額払いを行い、Aが死亡後は子Bを第2受益者として、元本、収益の定時定額払いを行う遺言信託を設定した場合を考えてみる。まず、甲の相続開始によりAに相続税が課税される時に受益権の評価の問題が生じる。・・・信託財産そのもので評価するのか、相続税法24条の定期金に関する権利の評価の規定の適用があるのかなどが明らかではない。また、Aが定時定額払いで信託財産の全部を受け取る前に死亡し、BがAにかわって受益者となったときBの信託受益権の評価はどのように考えるのか。Aの課税時の評価と同様の問題が生じる。」⁽¹²⁴⁾としているが、改正後の相続税法第9条の3では、大雑把に言えば、受益者連続信託の受益権を信託財産そのもので評価することとし、相続税法第24条の定期金に関する権利の評価を適用することはしていない。この問題については、後で検討することとする。

(124) 加藤浩＝川口博＝星田寛『オーダーメイド信託のすすめ』142頁（金融財政事情研究会、平17）。

また、「特にパーソナルトラストで他益信託を設定する場合、第2受益者、残余財産の帰属権利者を指定することが多いため、そのときの課税関係が明確にならなければ、信託設定に支障が生じる事案もありうる。」⁽¹²⁵⁾として、課税関係の整備の重要性を強調している。さらに、加藤浩氏は、「他益信託の受益者（連続受益者を含む）や残余信託財産の帰属権利者に対する課税の点では、受益者が実際に信託財産から交付を受けるたびごとの贈与税課税あるいは帰属権利者が残余信託財産を実際に取得した時点での所得税課税（たとえば『一時所得』、すなわち『現実取得時』課税方式の導入が妥当のように思われる。そしてこの前提として、たとえば他益信託の設定もしくは自益信託から他益信託への転換があった時点において『他益信託設定税』のような別途の税金を『信託財産』に対して課税し、受益者に対する贈与税・相続税の一括課税や受益者が不特定・未存在の信託の委託者の相続人に対する相続税課税は行わないといった、新たな枠組みの税制の導入も検討されてよいのではなかろうか。」⁽¹²⁶⁾と述べ、「現実受益時課税」や「信託財産に対する課税」といった新たな課税方法への転換を提言している。

4 他国の信託課税制度との比較

占部裕典教授は、我が国の信託課税について、「信託の設定等にかかる相続税も他国に比して極めて奇異である。イギリス、カナダにおいては、信託への財産の生前贈与は、委託者から受託者へ時価での処分（譲渡）があったものと看做され、委託者（贈与者）にキャピタル・ゲイン課税が生ずる。処分によりキャピタル・ゲインの実現があったものと看做される。アメリカにおいては、信託への財産の譲渡は贈与税の対象にはなるものの、設定された財産（settled property）の市場価額（時価）での委託者による「みなし実現」とは看做されず、委託者の負担で委託者が譲渡を行い、信託が取得したと看做す。このようなアメリカの立場は、カナダにおいても財産が委託者の配偶

(125) 加藤ほか・前掲注(124) 143 頁。

(126) 加藤ほか・前掲注(124) 158～159 頁。

者の利益のためにのみ設定されたといったような場合にとられている（カナダでは例外）。アメリカとイギリスは、被相続人の財産は死亡時に市場価額で売却譲渡されたものとは看做されないが、相続税法上の価額に等しい価額で遺産を取得したものと看做される。カナダでは、生存中の個人が保有する財産は、当該個人の死亡の直前に公正な市場価額で譲渡されたものと看做す。オーストラリアでは、資産の所有権の移転は市場価額での処分があったものと看做され、キャピタル・ゲイン税が賦課される。死亡による財産譲渡は資産の処分を導かない。これらの国々においては、委託者から信託（あるいは受託者）への財産の譲渡（信託の設定）、受託者から受益者への信託財産の移転等にあたりキャピタル・ゲインの実現を認識する。信託受益権の贈与（あるいは遺贈）という形をとるのは極めて異例な制度である。相続税においても市場価額等の一定の価額での課税事実を認識する。これらは、キャピタル・ゲイン課税と贈与税との制度的相違、贈与税における贈与税課税と受贈者課税の制度的相違、遺産課税方式と遺産取得者課税方式の制度的相違ということから生ずる取扱いの違いはあるにしても、理論的には設定時において、財産の取得を認識しうるであろう。わが国においてもそもそも信託受益権をその対象とすべきであるか疑問が存するであろう。信託所得課税との理論的な整合性が今後検討されるべきである。」⁽¹²⁷⁾と述べている。確かに、その国によって採用されている基本的な税制のみならず、信託課税制度の内容は様々である。もちろん他国の信託課税の良い処は取り入れるべきであるが、すべてを取り入れる必要はないと考える。国が変われば租税制度が異なるように、租税のあり方はこのようにあるべきという絶対的なものはないはずである。したがって、我が国に適した独自の信託課税制度があってもよいはずである。ちなみに、相続税法第 11 条及び相続税法基本通達 11 の 2-1 の「法に規定する『財産』とは、金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいう」からすると、我が国において「信託受益権」が贈与税又は相続税

(127) 占部・前掲注(88)67～68頁。

の課税対象となるのは避けられないと考えるが、どうであろうか。我が国の信託課税制度が独自のものであったとしても、最も重要なことは、課税の公平性や中立性が保たれていることであるとする。

第3節 アメリカの譲与者信託（グランター・トラスト）

1 グランター・トラストと課税制度

アメリカには、譲与者信託（grantor trust、以下「グランター・トラスト」という。）又はみなし自益信託と呼ばれている信託がある。これは、信託の設定者（Settlor）が信託財産（trust property）の元本、収益又はその双方について、所得税法上その財産及びその収益の所有者とみなすことができるほどに実質的な支配権（substantial control）⁽¹²⁸⁾を留保している信託のことをいい、この信託については、委託者に所得税・遺産税が課されることとなる（内国歳入法典 671～678 条、2036-2038 条）。

我が国においても、平成 19 年度の信託税制の改正により、グランター・トラストと類似する「特定委託者」又は「みなし受益者」に関する課税規定が設けられた⁽¹²⁹⁾。そこで、グランター・トラストの内容について、事前に検

(128) 沖野眞己「撤回可能信託」大塚正民、樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』83～84 頁（有信堂、平 14）。実質的支配権については、「内国歳入法 671 条以下では、いわゆる『譲与者信託（grantor trust）』の概念が、委託者コントロール（substantial control）を有する信託と定義され、そのような信託については、委託者が当該信託の所有者とみなされる扱いとなっている。撤回可能信託はこのような譲与者信託の一例である。ただし、撤回権の留保は、譲与者信託の要件ではない。委託者が撤回権までは保持しておらず小さな権限（たとえば、受益者の変更権や、受託者に対する実質的な指図権など）しか有していないとしても、それは『実質的なコントロール』権能と認定されうる。」と説明している。

(129) 金子宏ほか「信託法制と信託税制の改革」税研 22 巻 6 号 9～10 頁（平 19）。この中で、佐藤英明教授は、「今回の改正信託法においては、三つのパターンの租税回避防止の手法がとられていると思います。第一は、特定委託者を受益者とみなすというみなし受益者の規定であります。これはアメリカ法のグランター・トラストと類似の処理でありまして、委託者の所得分割への対応という効果を持ちます。・・・」と

討しておくこととする。

アメリカにおいても、1921年歳入法典までは、委託者課税の考え方は存在しておらず、信託の所得について、受益者又は信託そのものに課税していた。しかし、委託者自身が信託の所得をコントロールするという実態があり、高額所得者にとっては、委託者課税を受けないことから、所得を分散して租税回避を図っていた。これに対して1924年歳入法では、撤回可能信託(revocable trust)については、信託の所得が留保されようと受益者に分散されようと委託者に対して課税するという規定が設けられ、これがグランター・トラストの始まりとなった⁽¹³⁰⁾。

グランター・トラストにおける課税方法は、クリフォード事件(Clifford case)における判決から導かれたものであるが、同判決が出される以前においても、信託の取消権が委託者に留保されているものについては、信託の所得をコントロールしているのは委託者であるとして、委託者に課税をするという裁判例もあったようである。このクリフォード事件とは、1940年の連邦最高裁判所によって判決が下されたものである。信託の設定者である夫(甲)が妻(乙)のために証券を信託し、甲を受託者とする信託宣言を行った。信託条項には、信託収益は5年間で乙のために支払われ、残余権は甲に復帰する旨が定められるとともに、受託者たる甲に広範な裁量権が留保されていた。実質的な内容からみて、信託の支配権や間接的な収益が設定者である甲に留保されているその信託では、甲が所有者としての地位を継続するものと解され、所得税は甲に課税されるべき旨が判断されたというものである⁽¹³¹⁾⁽¹³²⁾⁽¹³³⁾。

述べている。

(130) 信託税制研究—海外編—45頁(財団法人トラスト60、平9)。

(131) 海原文雄「譲与者信託」信託189号36頁(平9)。

(132) 前掲注(130)47頁。「連邦最高裁判所は、この事件のあらゆる事実とか状況を考慮した結果、特に①この信託というものが短期であり、比較的短期的目的であった。さらに、②委託者の方が支配権、コントロールを留保していた、ということを重視して、信託財産から生じた所得について、夫に帰属するという判断を下したのである。」

その後、グランター・トラストは遺産税に関して問題となったが、これがバイラム事件 (Byrum case) であり、これについても連邦最高裁判所によって 1972 年に判決が下された。この事件は、被相続人甲が子供達のために株式を信託財産として撤回不能信託を設定したが、その株式の議決権については甲自身が留保することとしていた。甲は単に取締役を選出し得るだけで経済的利益を有するものではなく、この株式については、内国歳入法典第 2036(a) (2) の規定する彼の遺産に含まれないとして遺産税の免除が判決されたのである。この判決に対しては、遺産税の回避を可能にするものとしてその後の批判が厳しく、1976 年の改正税法における同法典第 2036(a) (1) の追加条項により修正され、いわゆる反バイラム法則 (anti-Byrum case) が確立されることとなった。つまり、信託に移転した株式に関して議決権を留保する委託者は、その株式 (甲の死亡時における市場価格による) を所有していたものとみなされ、遺産税が課税されるように改められたのである⁽¹³⁴⁾。

このグランター・トラストについて、海原文雄氏は、「総じて、イギリス信託法では受益者の利益が重視されるのに対して、アメリカの信託法では設定者の意思が最優先される。また、英米では、委託者は設定時に設定者 (Settlor)、設定後は委託者 (trustor) と区別されるが、一般的には設定後も Settlor をもって総称するのが通例である。譲与者信託が格別に意識される理由も、この辺に存すると思う。あるいは、アメリカでは、信託法を贈与法の一形態と解する伝統が今日でも強い。わが国と異なって、連邦贈与税制によれば、受贈者ではなく贈与者が贈与税の納税者となる。譲与者信託で設定者に課税されるのも、このようなアメリカ信託法における贈与的思考すなわち設定者から受益者に対する課税贈与 (taxable gift) とみなされる伝統が背景

(133) 前掲注(130)51頁。「Grantor Trustsに付け加えると、マリノクロード・トラストと呼ばれるものがある。クリフォード判決は委託者課税の理論であるが、信託に財産を移転しても委託者に課税されるという考え方を発展させるならば、委託者でない人が信託財産を支配する場合にも、同様にその人に課税する理論が出てくることになる。それが現在立法化されている理論である (§ 678)。」

(134) 海原・前掲注(131)36～37頁。

にあるのかもしれない。」と興味深いことを述べている⁽¹³⁵⁾。

2 遺言代用としてのグランター・トラスト

アメリカでは、多くの分野において州法が中心となっており、信託法においても例外ではなく、さらに判例法が基軸となっている。つまり、50州あれば、50種類の法が存在していたが、近年、信託法の統一化や現代化が急がれることとなった。これには2つの理由が存在し、外在的理由と内在的理由があった。外在的理由としては、信託の利用の増加が挙げられるが、その原因として「遺言代用としての撤回可能信託の急速な普及⁽¹³⁶⁾」が第1にあげられ、第2として商事の側面での利用も進んだことがある。しかも、両方の側面で国際的な要素まで含む。信託も国際化しているのである。⁽¹³⁷⁾と説明されている。また、内在的理由としては、「各州の信託法は、信託の利用増加に伴い新たに生じてきた法的疑問点に十分応える内容をもっていないことが明らかになった。」⁽¹³⁸⁾と説明されている。この結果、2000年に統一信託法典が完成し、統一州法委員全国会議で採択された。そして、この統一信託法典の第6編がすべて「撤回可能信託」に当てられていることから、その重要性が認識できる。撤回可能生前信託がエステイト・プランニングとして広く利用されているのは、次のような利点があるからである⁽¹³⁹⁾。

① 自由な意思の反映

(135) 海原・前掲注(131)37頁。

(136) 沖野・前掲注(128)120頁は、「英米法圏においても、このように遺言代替としての撤回可能信託の利用が普及しているのはアメリカ合衆国で、イギリスはもとよりカナダやオーストラリアではそのような状況は認められないと聞く。また、アメリカ合衆国内でも、撤回可能信託の利用は州により温度差があるという。ましてや、信託にあまりなじみのない大陸法圏においては、委託者の意思の実現には、他の制度が用いられる。」と説明している。

(137) 樋口範雄「アメリカ信託法の新たな動き」大塚正民、樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』9頁。

(138) 樋口・前掲注(137)9頁。

(139) ロバート・J・リン「エステイト・プランニング」157～160頁（財団法人トラスト60、平8）は、撤回可能信託が利用される理由等を説明している。

遺言代用の信託（撤回可能生前信託）の一般的な方法は、「委託者 A は、撤回権を留保した信託を設定するが、信託財産の収益に対する権利は A の生存中は A が有し、A が死亡したときに、信託財産およびその収益は B に分配される（または、B のための信託財産となる）こととする。これは、受益者を A および B とする信託である。受託者 C は、実質的に管理を行うこともあれば、A の死亡時の B への財産移転（または B のための信託）までは全く受動的な役割しかもたない場合もある。」⁽¹⁴⁰⁾ というようなものである。このように委託者は実質的な財産の支配をしながらも、煩わしい管理等は受託者に任せることとなる。受託者は専門的な知識や運用能力を持っていることから、委託者は受託者の態度をチェックすればよく、問題があれば信託契約の内容の変更、契約の撤回ができるという権限を有することとなる。そして、A が死亡すれば、その支配的な権限が B に移るという仕組みであり、A が遺言によって B に財産を移転するのと変わらないのである⁽¹⁴¹⁾。

② 検認手続の回避、遺言の代替

アメリカでは、死亡した人の財産は、検認手続の対象とされている。「検認手続は、遺言が存在するときには、遺言の効力を確定した後に、遺産を整理し分配する手続であり、遺言が無効または存在しない場合には、遺産を整理し無遺言相続の規律に従い遺産の分配を行う手続である。死者の財産のすべてが検認の対象（検認対象財産）となるわけではない。検認対象財産は、死者の遺言により、あるいは無遺言の結果、法定相続により、移転する財産である。これに対し、死者の生前に発効した遺言以外の証書（instrument）に基づき移転する財産は検認手続の対象とはならない（非検認対象財産）。」⁽¹⁴²⁾ また、検認手続には、州法により異なるが、検認手

(140) 沖野・前掲注(128)86 頁。

(141) 星田寛「エステイト・プランニングをめぐる米国の法制と税制」新井誠編『高齢社会とエステイト・プランニング』88 頁（日本評論社、平 12）。

(142) 沖野・前掲注(128)91 頁。

続開始から比較的短期間（2 か月～6 か月程度）のものと、死亡時から長期間（1 年～5 年）のものがあり、短期間の場合には、債権者のための公示も必要になるようである。しかし、撤回可能生前信託を利用すれば、この検認手続を回避することができることから、低コスト（受託者報酬はかかるが）で、公開されることなく（プライバシーが保たれる）、委託者の遺志に従った財産移転ができるのである^{(143) (144)}。

③ 遺族等の生活費確保

撤回可能生前信託を利用することにより、遺言と同様の効果を期待することができるだけでなく、遺族となる妻や子孫にとっても、煩わしい財産の管理・運用から開放され、安定した生計を確保することができる。また、検認される遺産については、「注ぎ込む」受け皿として事前に信託が設定され、「注ぎ込み」する遺言と合わせて利用されており⁽¹⁴⁵⁾、その仕組みは、次のとおりである。「委託者 A はその生存中は自己を受益者としその死亡後は B を受益者とし、受託者を C とする撤回可能信託を設定し、一定の財産（たとえば、株式や債券など）を C に移転する。それから、A は遺言を作成し、A 死亡時に残る財産を受託者たる C に移転し、C が先の生前信託の条項に従ってそれを保持するよう定める。この遺言条項によって、A の死亡時の残余財産は、A が生前に設定した信託へと注ぎ込まれることになる。このような注ぎ込み遺言を通じ、A は、生前に一部の財産を信託財産とし、死後は死亡時に存する他の遺産や生命保険など一検認対象財産か否かを問わず—その財産をひとまとめにして信託財産へ統合し、そうして統一的な管理に供することが可能となる。」⁽¹⁴⁶⁾このようにして、信託設定時から死亡時までには財産価格の変動があったとしても、受益者となる相続人等に対して公平な分配が可能となるのである。

(143) 星田・前掲注(141)88 頁。

(144) 沖野・前掲注(128)93 頁・95 頁。

(145) 星田・前掲注(141)88 頁。

(146) 沖野・前掲注(128)95 頁。

第4節 信託受益権の評価

1 信託受益権の評価の沿革

大正11年に相続税法第5条の規定の一部が改正され、信託受益権の価格は、条件付権利又は存続期間の不確定な権利等と同じく、政府の定めるところによって評価することになったことは、第1節の1で述べたとおりである。第1期（大正12年～昭和12年）における評価方法について、渡邊善藏氏は、「如何に評定するかは、其の場合の事実問題であって抽象的には論じ難い。元本も収益も共に受くる権利ならば、通常其の元本を所有する場合の価格その儘（まゝ一筆者注）でよからうし、収益のみの受益権ならば、年々の収益状態と其の年数とを考へて相当の評定を下すより外にない。又元本を受くる受益権ならば、信託財産の価格から、収益の受益権価格を差し引いたものでよいと思ふ。若し永久に収益権を与えると云やうな例ならば、元本の帰属権には値が無いことになろう」⁽¹⁴⁷⁾と述べている。このように、どのように評価するかは、その場合の事実問題であるとしながらも、いわゆる収益受益権と元本受益権の価格であれば、信託財産そのものの価格でよいとしている。また、収益受益権の価格は、各年の収益の額とその収益の期間（年数）から見積もるべきであり、元本受益権の価格は、信託財産の価格から収益受益権の価格を控除すればよいなどとの考え方が示されている。

第2期（昭和13年～昭和21年）は、課税時期が信託設定時から現実受益時へと変更された重要な時期である。この時期の評価方法についてであるが、窪田好秋氏は、「大体の輪郭は信託受益権に対する課税の時期は前に述べたやうに、其の信託利益を一時に受くるものに付ては其の利益を受けたる時、数回に之を分ち受くものに付ては最初に其の一部を受けたる時に課税することになっているから、実際の取扱上は、其の信託利益を一時に受くるものに付ては其の時の当該財産の価格に依ることになって居り、又利益を数回に分ち

(147) 渡邊善藏「信託に関する租税の話」信託協会会報第5巻第1号156頁（昭6）。

て受くるものに付ては各回に受くべき財産の価額を其の最初に一部を受けた時の現価即ち其の財産の通常利廻りに依り割引したる現在価値に引直して之を評定することになっている。」⁽¹⁴⁸⁾と述べている。これは、信託利益を一時に享受する場合には、その時の財産の価格によることとされ、その利益を数回に分けて享受する場合には、各回に享受すべき財産の価額を最初に享受する時点の通常利回りにより現在価値に割り戻した価格によって受益権を評価するとの考え方である。しかし、第1期と第2期においては、税法は、受益権について、条件付権利等と同じく、単に政府の定めるところによって評価すると定めているに過ぎなかった。そこで、様々な見解が存在し、その評価方法が区々になっていたことから、統一的な基準を設けるよう規定の整備が求められていたのである⁽¹⁴⁹⁾。

第3期（昭和22年～昭和24年）になると、通牒により、受益権の評価につき、次の評価基準が定められることとなった。

- (1) 元本の利益を受ける権利の全部と収益の利益を受ける権利の全部とを共に贈与したものについては、当該信託財産の価額による。

(148) 窪田好秋「信託受益権に対する相続税の課税」税第16巻11号77頁。

(149) 原田・前掲注(78)16頁。受益権の態様は千差万別であり、その類別は困難であるが、一応、①「信託利益享受の程度に依る区別」、②「信託期間の長短及信託利益の交付時期に依る区別」、③「受益権の発生消滅に関する差異に依る区別」、④「受益権の享受に付負担の有無に依る区別」ができるであろうとする。そして、「以上の類別と受益物の財産の種類とを経緯とし、一定の基準に依り、将来をも勘案して現在に対する其の帰結を慎重公平に判定し、以て其の課否と其の課税すべき場合に於ける相続価格とを定むれば、大体に於いて肯綮を得るに庶幾からむ」と記されている。なお、①の区別は、(イ)信託利益の全部を享受するもの(ロ)元本のみの全部又は一部を享受するもの、(ハ)収益のみの全部又は一部を享受するもの(ニ)元本及収益共に各其の一部を享受するもの、である。②の区別は、(イ)信託期間の長きものと短きもの、(ロ)交付時期の頻繁なるものと一回限りのもの、である。③の区別は、(イ)受益権の発生に付受益者の表意を要するものと要せざるもの、(ロ)委託者が受益者指定変更権を留保せるものと留保せざるもの及其留保せるものにして現に尚其の変更権存在するものと既に消滅せるもの、(ハ)其の他受益権の発生又は消滅に関し停止条件・解除条件又は始期・終期等の附款あるものと附款なきもの、である。④の区別は、(イ)負担附のもの、(ロ)何等負担なきもの、である。

(2) 元本の利益を受ける権利の全部を贈与したものについては、

イ 元本が金銭であるときは、受益者が受けるべき金額の正常金利による割引原価とする。

ロ 元本が金銭以外の財産であるときは、当該財産の贈与当時の価額（減価償却を必要とする財産については、贈与当時の価額から元本の利益を受けるまでの減価償却額を控除した後の金額）の正常金利による割引原価とする。

(3) 収益の利益を受ける権利の全部を贈与したものについては、贈与当時の現状において受益者が将来受けるであろうと認められる利益の価額の正常金利による割引原価とする。

(4) 元本の利益を受ける権利の一部又は収益を受ける権利の一部を贈与したものについては、上記(2)又は(3)により評価した金額のうち、当該贈与した部分に相当する金額とする。

その後、相続税における財産評価は、主として富裕税財産評価事務取扱通達（昭和26年1月20日付直資1-5）を準用することとされたが、昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同で「相続税財産評価に関する基本通達（平成3年12月18日課評2-4ほか1課共同で「財産評価基本通達」と名称変更される。）」が発遣され、その後2回の改正（次の「2 信託受益権を利用した節税策」を参照）を経て現在の通達の内容となっている。これらの通達については、上記の第三期の評価基準と多少書き方の違いはあるものの、実質的な内容の違いはほとんどない。昭和39年の相続税財産評価に関する基本通達202では、元本と収益の受益者が同一人であるか否かによって書き分けられているが、それ以外では、上記の評価基準が「正常金利による割引原価」としている部分が、評価通達では、「年8分の利率による複利原価の額」としている程度である。

昭和39年の相続税財産評価に関する基本通達202は、次のとおりである。

202（信託受益権の評価）

信託の利益を受ける権利の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次

に掲げるところによる。

- (1) 元本と収益との受益者が同一人である場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額によって評価する。
- (2) 元本と収益との受益者が元本および収益の一部を受ける場合においては、この通達の定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額にその受益割合を乗じて計算した価額によって評価する。
- (3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によって評価する。

イ 金銭たる元本を受益する場合は、元本受益者が受けるべき金額について課税時期から受益の時期までの期間に応ずる年8分の利率による複利現価の額

ロ 金銭以外の財産たる元本を受益する場合は、その財産の課税時期における価額（減価償却を必要とする財産については、課税時期からその財産を受益するまでの間の償却額を控除した価額）について課税時期から受益の時期までの期間に応ずる年8分の利率による複利現価の額

ハ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額について課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる年8分の利率による複利現価の額の合計額。この場合において、たとえば、受益者が受ける利益が家屋に無償で一定期間居住することができるものであるときの、その将来受けるべき利益の価額は、次による。

(イ) 第1年目は、課税時期におけるその家屋の価額の100分の8相当額

(ロ) 第2年目は、課税時期におけるその家屋の価額から1年分の償却額を控除した価額の100分の8相当額

(ハ) 第3年目以後は、(ロ)に準じて計算した価額

このような評価方法を定めた理由については、「信託法においては、①委託者が信託利益の全部を享受する場合においては、委託者またはその相続人は何時にても信託を解除することができること（同法 57 条）。②信託が解除されたときは、信託財産は受益者に帰属すること（同法 61 条）。③信託の終了の場合において信託行為に定めたる信託財産の帰属権利者がいないときは、その信託財産は、委託者またはその相続人に帰属すること（同法 62 条）。等が定められており、元本の受益者と収益の受益者とが同一人である場合には、信託財産そのものを所有しているのと何ら異なるところがないが、元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合には、信託終了により将来受けるべき財産価値と課税時期後に受ける収益の現在価値とに区分して評価する必要があるため、評価基本通達においては、元本の受益者と収益の受益者とが同一人である場合と元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合とに区分して」と説明されている⁽¹⁵⁰⁾。

2 信託受益権の分割を利用した節税策

信託受益権の評価方法については、昭和 39 年に相続税財産評価に関する基本通達で定められた後、長年の間、改正されることはなかった。ところが、平成 9 年になると、株式を信託財産とし、信託受益権を分割すれば大きな節税効果があるとの記事が専門誌等に掲載され、信託受益権の評価方法が注目されるようになった⁽¹⁵¹⁾。

(150) 国税庁資産税課編『三訂 財産評価の実務』210 頁（榊帝国地方行政学会、昭 46）。

(151) 株式信託の信託受益権の関連記事を掲載したもの（抜粋）

① 日本税理士会連合会監修「株式信託の信託受益権分割で評価額が大幅減少」旬刊速報税理 9.8.11 号 7 頁（ぎょうせい）「相続税法の改正あるいは平成 2 年の財産評価基本通達の改正で、ほとんどの株式移転の節税方策はほぼなくなった状態だが、最後の節税効果とみられているのが株式信託の信託受益権の分割によって起きる評価額の低減。この現象を事業承継の手順に入れて、有利に株式の移転を行っている事例がある。その方式は、概略次のようなものだ。・・・」

② 山田熙「信託受益権のみなし贈与」税研 13 巻 75 号 93～97 頁（日本税務研究センター、平 9）「・・・以上、土地や株式の信託財産として信託を設定する場合に、

(1) 節税策の内容

専門誌等で紹介された節税策の概略は、「信託受益権が収益受益権と元本受益権に分割して設定すれば、それぞれの受益権を別々に年 8%の複利現価率や複利年金現価率を用いて評価するために、収益受益権と元本受益権の価額は合計しても、信託財産の価額に比べ、相当低額なものとしかならない」というものである。繰返しとなるが、信託受益権の評価方法（財産評価基本通達 202）を簡単に示すと次のとおりであり、節税策の内容を具体的な事例で説明することとする。

信託受益権を収益受益権と元本受益権に分割し、元本受益権の受益者を子供とした場合に、どのような課税関係が生じ、かつ、分割の効果がどう生じるかを考えてみたわけです。そして、このような効果があることを認識していただけたら、また信託という制度の活用にも役立つだろうと思います。・・・」

- ③ 「相続税評価 90%off」納税通信 2510 号（エヌビー通信社、平 10）「非上場株式の評価額が 10 分の 1 程度になるという節税手法がクローズアップされている。オーナー社長が所有する自社株を相続間際に信託銀行に預託する株式信託というもののだが、そのときに収益受益権を相続人に与え、元本受益権を本人が受け取るような契約を交わすのがミソ。非上場株式の相続税を節税するには、株式の評価額を低く抑えることに力点が置かれるが、これまでも株式の評価額を圧縮する手法がいくつも編み出され、そのたびに国税庁が財産評価基本通達を使ってことごとく封じ込めてきた経緯がある。株式信託を利用した節税は、現段階ではあまり知られていないだけに、今後の動向が注目されている。・・・」
- ④ 税理士原俊「ケース別株式等の信託受益権評価を利用した相続・贈与税節税スキーム」税理 40 巻 14 号 164～173 頁（ぎょうせい）「信託財産を利用した事業承継の方法がある。筆者の知る限り、10 年以上前より、密かに実行されているようであり、5 年程前、筆者が業界関係者にヒアリングした時点でも大手 S 信託銀行で過去 3 件程度実績ある由であった。何とんでも我々税理士業界でこのスキームが一般に話題になり始めたのは、山田熙氏、中森真紀子氏著、『信託の税務』（ぎょうせい）がこの 5 月に発刊されて以来であろう。その後 8 月 11 日号「速報税理」でも、そのスキーム概要が紹介され今日に至っている。・・・」
- ⑤ 「信託受益権の分割による“節税は危険大”週刊税務通信 2539 号 2～5 頁（税務研究会、平 10）「・・・こうした中、（将来の）被相続人本人と（将来の）相続人に分割するという、これまでに国内信託銀行が扱ってこなかった形態の信託を外資系金融機関が取扱い始めた。この場合、相続人に対しては「みなし贈与課税」が行われることになるが、「元本受益権」を財産評価基本通達 202 に基づいて評価した場合、同通達に定められる「年 8%」という“高い”複利現価率の効果が働いて、評価額は極端に小さくなる。・・・」

信託受益権の評価方法（財産評価基本通達 202）

① 収益受益権と元本受益権が同一の場合

不動産、株式等をそのまま取得したものと考え、その財産の相続税評価額

② 収益受益権と元本受益権が異なる場合

- i 元本受益権の評価＝信託財産の課税時期の評価額×信託期間に応じる年 8%の複利現価（信託期間終了時点において、信託財産の評価額が課税時期の評価額であるとした場合の課税時期における価額）
- ii 収益受益権の評価＝年収益額×信託期間に応じる年 8%の複利年金現価（年収益が信託期間に渡って得られるものとした場合の現在価値）

【事例 1】父甲（委託者）が、相続税評価額 10 億円の上場株式を信託財産、信託期間を 30 年、年収見込額 500 万円とし、信託受益権については分割し、収益受益者を本人とし、元本受益者を子供乙とする信託契約を締結した。

※ この株式の相続税評価額が 1 株（500 円株）当たり 1 万円、予想配当率 10%とすると、信託予想利益の額は毎年 500 万円（10 万株×配当 50 円）となる（信託手数料等は考慮せず）。

（課税関係）

乙に対して元本受益権（評価額 9,900 万円）の贈与があったものとして贈与税が課される。なお、甲に対して課税関係は生じないが、仮に設定時における甲の収益受益権の評価額を算定すれば 5,628.5 万円となる。

元本受益権：10 億円×0.099（30 年、年 8%の複利現価率）＝9,900 万円

収益受益権：500 万円×11.257（30 年、年 8%の複利年金現価率）＝5,628.5 万円

$$\begin{aligned}
 ※\text{収益受益権} &= \frac{500\text{万円}}{(1+0.08)} + \frac{500\text{万円}}{(1+0.08)^2} + \dots + \frac{500\text{万円}}{(1+0.08)^{30}} = \sum_{i=1}^{30} \frac{500\text{万円}}{(1+0.08)^i} \\
 &= \frac{500\text{万円}}{(1.08)^{30}} \times \frac{(1.08)^{30} - 1}{1.08 - 1} = \frac{500\text{万円}}{10.06} \times \frac{10.06 - 1}{0.08} = 5,628.5\text{万円}
 \end{aligned}$$

① 分割効果

上記事例のように、10 億円の上場株式について、信託受益権を分割して信託を設定すると、収益受益権は 5,628.5 万円で、元本受益権は 9,900 万円となる。合計は、15,528.5 万円（＝5,628.5 万円＋9,900 万円）となるから、その評価額が 84,471.5 万円減少する。

② 分割効果が生じる理由

このような減少効果が生じる理由は、年 8%の複利年金現価率や複利現価率にある。すなわち、上記事例の収益受益権の収益率は 500 万円／10 億円＝0.5（%）に過ぎず、これらの率に開差があることにより減少効果が生ずる。

例えば、この上場株式の配当が 10 億円の相続税評価額に対し、8%の収益率である 8,000 万円であった場合の収益受益権の評価を計算すると、9 億 100 万円となり、

$$\begin{aligned}
 ※\text{収益受益権} &= \frac{8,000\text{万円}}{(1+0.08)} + \frac{8,000\text{万円}}{(1+0.08)^2} + \dots + \frac{8,000\text{万円}}{(1+0.08)^{30}} = \sum_{i=1}^{30} \frac{8,000\text{万円}}{(1+0.08)^i} \\
 &= \frac{8,000\text{万円}}{(1.08)^{30}} \times \frac{(1.08)^{30} - 1}{1.08 - 1} = \frac{8,000\text{万円}}{10.06} \times \frac{10.06 - 1}{0.08} = 9\text{億}100\text{万円}
 \end{aligned}$$

元本受益権の評価額が 9,900 万円であるから、収益受益権との合計額は 10 億円（＝9,900 万円＋9 億 100 万円）となり、分割前の株式の相続税評価額に一致する。

すなわち、収益受益権の予想収益率が 8%を超える場合、元本受益権と

の合計は1を超えることとなり、8%に満たない場合は1より小さく、上記事例のように予想収益率が0.5%であるような場合は、合計が約0.1に過ぎないこととなる。

(2) 通達改正

このような状況下にあつて、まず、平成11年7月に財産評価基本通達の改正⁽¹⁵²⁾が行われ、著作権や信託受益権などの評価に利用される利率は、基準年利率と名付けられるとともに、利率は4.5%とされた。この改正理由については、それらの財産は、「一般に長期性を有するものであり、その評価においては、それぞれの財産が将来すべき収益力等に着目して、課税時期における現在価値を測定するものである。したがって、基準年利率の基礎となる指標については、長期金利の指標が適当であると考えられる。このことから、その指標として、代表的な長期の金融資産である長期国債の応募者利回りと長期貸出金利として公表されている長期プライムレートを参考とすることとし、最近10年間のこれらの平均値を基に、評価の安全性にも配慮して他の金利水準等の動向をも踏まえつつ基準年利率を4.5%と定めることとした」⁽¹⁵³⁾と説明されている。

さらに、平成12年6月に財産評価基本通達の改正⁽¹⁵⁴⁾が行われ、信託受

(152) 平成11年7月19日付課評2-12ほか1課共同「財産評価基本通達の一部改正について（法令解釈通達）」。

(153) 平成11年7月29日付資産評価企画官情報第2号、資産税課情報第11号2頁。

(154) 平成12年6月13日付課評2-4ほか1課共同「財産評価基本通達の一部改正について（法令解釈通達）」

財産評価基本通達202（信託受益権の評価）

信託の利益を受ける権利の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 元本と収益との受益者が同一人である場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額によって評価する。
- (2) 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合においては、この通達の定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額にその受益割合
- (3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によ

益権の評価方法が改正され、元本受益権と収益受益権については次のとおり評価されることとなった。

- ① 元本受益権については、評価基本通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額（通常の信託受益権の価額）から、次の②により評価した収益の受益者に帰属する権利の価額を控除した価額
- ② 収益受益権については、将来受けるべき利益の額に、課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて求めた価額の合計額

この改正理由については、「・・・元本受益権の贈与があったときの受贈者は、一定期間にわたり収益の受益者に一定の給付をする負担とともに通常の信託受益権の贈与を受けた場合に類似した経済的な利益（負担付贈与を受けた場合の経済的な利益）を受けることとなると考えられる。また、従来の評価方法を活用した相続税等の負担の回避事例を紹介する税務関係専門誌の記事等も見られたところであるが、・・・適正な時価算定及び課税の公平の観点から従来の評価方法を見直すことが必要であると考えられた。そこで、現実に存する元本の受益者と収益の受益者とが異なる信託契約に係る相続（遺贈）又は贈与が、実質的には、一定の債務とともに通常の信託受益権を相続（遺贈）により取得すること又は負担付贈与と同じとみて、元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合の信託受益権の価額を次により（上記のとおり一筆者補足）評価することとした」⁽¹⁵⁵⁾と説明されている。その後の改正はなく、現在に至っている。

って評価する。

イ 元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額

ロ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額

(155) 平成 12 年 6 月 29 日付 資産評価企画官情報第 1 号、資産税課情報第 18 号 49 頁。

3 アメリカの信託受益権の評価

本章第3節でアメリカのグランター・トラストと課税制度の内容について検討したとおりであるが、アメリカでは、信託受益権の評価については、どのような規定となっているのか紹介しておくこととしたい。グランター・トラストについては、委託者に利益又は権限が留保されており、内国歳入法典第2036条から2038条までの規定により、信託財産は委託者の遺産に含まれることから、信託受益権の評価の問題は生じないことは言うまでもない。

さて、信託受益権の評価に関する規定は、同法典第2702条に置かれており、価値の移転があったとみなす範囲を限定した上で、遺産税ではなく贈与税として課税関係が構築されている。渋谷雅弘教授は、この規定の内容について、次のように説明している。「2702条によれば、信託受益権が移転者の家族⁽¹⁵⁶⁾に移転された場合には、その移転が贈与に該当するか否か、及びその移転の価値を決定する目的上、移転者又は適用家族が留保した利益について特別の評価がなされる。すなわち、留保した利益については、後述する『適格利益』でない限り、ゼロと評価される。従って、移転者の利益留保にもかかわらず、信託に移転された財産の価値が、贈与税評価額となる。適格利益とは、①一定額を毎年1回以上受け取る権利から構成される利益、②信託財産の（毎年算定される）公正市場価値の一定の比率の額を毎年1回以上受け取る権利から構成される利益、及び③他の信託受益権の全てが①又は②に規定される利益から構成される場合における、無条件の残余権をいう。適格利益は、内国歳入法典7520条⁽¹⁵⁷⁾に従い評価される。従って、信託に移転された財産の価

(156) 渋谷雅弘「資産移転課税（遺産税、相続税、贈与税）と資産評価（五・完）」法学協会雑誌 111 巻 6 号 784 頁（平6）「家族」には、ある個人に関して、その個人の配偶者、その個人又はその個人の配偶者の尊属又は直系卑属、その個人の兄弟姉妹、及び以上の者の配偶者を含む（2702条(c)項及び2704条(c)項(2)号。財務省規則25・2702-2(a)(1)）。

(157) 渋谷・前掲注(156)783頁。「内国歳入法典7520条は、技術的項目等に関する1988年歳入法5031条(a)項 Technical and Miscellaneous Revenue Act of, 1988, Pub. L. No. 100-647, § 5031(a), 102 Stat. 3342, 3668 (1988).」により制定された。この法律は、年金、生涯権、期限付利益、残余権、又は復帰権の決定に関して、財

値から、適格利益の価値を控除した差額が、贈与税評価額となる。」⁽¹⁵⁸⁾

また、次の取引を行った場合には、信託受益権の移転として扱われるとされている。その取引とは、「第一に、財産に対する利益の移転で、その財産に対する期限付利益が1つ以上存在する場合である。例えば、賃貸用不動産の所有者 K が、その子にその不動産に対する残余権を売却し、その不動産からの所得を20年間受け取る権利を留保するような場合である。第二に、家族関係にある複数の者が、前記の財産に対する利益を同一の（又は一連の）取引によって取得した場合には、その財産に対する期限付利益を取得した者は、その財産全体を取得しそれから他の者に利益を移転したものとして扱われる。例えば、A が、あるアパートに対する20年間の期限付利益を購入し、A の子が、そのアパートに対する残余権を購入したような場合である。この場合は、A がアパート全体を取得し、それから子にその残余権を移転したものとして扱われる。なお、2702 条が適用される贈与の後に、留保されていた利益が移転された場合には、その移転に関して課税贈与又は総遺産の相応の減額がなされる。」⁽¹⁵⁹⁾と説明している。

このように我が国とアメリカでは課税の仕組みが異なり、残念ながら、我が国の信託受益権の評価方法の改善策としては、あまり参考にならないようである⁽¹⁶⁰⁾。

務省長官が定めた表に基づくべきこと（7520 条(a)項(1)号）、及び、評価期日のある月の連邦中期利子率（Federal midterm rate）の120パーセントに等しい利子率を用いるべきこと（同項(2)号）を定めている。この表は、ノーティス 89-60（Notice 89-60, 1989-1 C.B. 700.）に定められており、また、毎月の用いるべき利子率は、ルーリング（Revenue Ruling）により定められる。」

(158) 渋谷・前掲注(156)782頁。

(159) 渋谷・前掲注(156)782～783頁。

(160) 水野忠恒「相続・贈与税の一体化と個人信託の方向」70頁 信託212号（平14）は、「アメリカの連邦税では、贈与者に税金をかけますので、贈与財産を元本受益権、収益受益権に分けても、課税対象は贈与財産そのものであり、評価はそれほど難しくないでしょう。元本を委託者に残したまま収益受益権だけ与える場合には、それなりの問題は出てくると思いますが、どうも調べた限りそのような評価の仕方は出ていませんでした。」と説明している。

4 まとめ

以上のとおり、我が国では、第1期（大正12年～昭和12年）以降、信託受益権があたかも独立した一種の財産権であるとして資産課税の対象とされ、その評価方法については、平成12年に評価方法の見直しが行われたものの、これまで大きな変更はなかったと言える。

この評価方法については、財産評価基本通達202で示したとおりであるが、元本と収益との受益者が同一人であるといった単純な信託ならともかく、信託収益の受益権と元本受益権が分離される信託や、さらに信託収益が留保され、裁量により払い出されるというような裁量信託（第2節2の（3）を参照）等が利用されるようになると、あまりに個別性が強く、その受益権の一律評価はほとんど不可能であるということとなる。このように受益内容が確定されないものについては、受益内容の確定又は課税制度の見直しなどが必要ということとなるが、現行の評価方法についても、改善の余地がないわけではないと考える。

例えば、佐藤英明教授は、『受益権』の評価についてここで詳述する余裕はないが、ごく総括的に言うならば、まず、合理的な範囲で統計的な推計を用いる手法が確立される必要がある（たとえば、受益者の死亡によって終了する信託の存続期間はその者の統計上の平均余命とするなど）⁽¹⁶¹⁾と提言⁽¹⁶²⁾するとともに、「第二に、一旦設定時の事情を基礎として課税を行なうとしても、信託行為に定められた条件の成就等によって財産状況が変動した場合に、特別な更正の請求等で対応する制度が必要とされる（たとえば一定額の信託収益を委託者の孫全員で等分する信託で新たに孫が生まれた場合）。最後に、裁量による受益などについては設定時における評価が不可能である場

(161) 佐藤・前掲注(112)47頁。

(162) 佐藤英明「不動産の信託に関する所得税法、特別措置法の適用関係」 税務事例研究／320頁（日本税務研究センター）において、収益受益者が「有している受益権は、土地・建物の所有権に類似した権利ではなく、20年間定期金を受け取る権利である定期金債権に類似した権利であるというべきであろう」とも説明している。

合があることを認め、限定的な受益時課税の途をひらくことが必要となろう」⁽¹⁶³⁾と課税制度の見直しについても言及している。さらに、「このような対応とともに、ここでも信託を用いた租税回避への対応が求められる。・・・委託者課税信託の考え方を資産課税の場面でも利用することにより、委託者生存中の信託については租税回避の多くに対応可能であるが、なお、限定的な受益時課税の制度を利用した租税回避のスキームへの対応を考慮する必要がある。」⁽¹⁶⁴⁾と述べているが、「委託者課税信託の考え方を資産課税の場面でも利用すること」という考え方に特に賛成したい。資産の分散を狙った租税回避については特に有効と考えられるからである。また、租税回避には、信託受益権の評価は切っても切れない関係にある。信託受益権の評価を利用した租税回避はどのように実行されるか分からないことから、絶えず注目して対応していく必要があろう。

第5節 従来の信託課税における問題点とその解決策

第3章で新しい信託課税制度の検討を行う前に、これまで検討を行ってきた信託課税制度及び信託受益権の評価方法における問題点の整理を行うとともに、その解決策についての方向性をまとめておくこととする。その内容は、第4章で検討する新しい信託課税における問題点とその解決策とも共通するからである。

従来の信託課税⁽¹⁶⁵⁾における批判（特に本章第2節で取り上げたもの）につ

(163) 佐藤・前掲注(112)47頁。

(164) 佐藤・前掲注(112)47頁。

(165) 松田ほか・前掲注(30)476頁では「従来の信託課税においては、原則として受益者が信託に関する権利を有することとされており、この受益者がいない場合には委託者（その委託者の相続人を含みます。）が信託に関する権利を有するものとされていました。」と記載されている。また、相続税法基本通達4-1（平成19年5月25日付課資2-5ほか1課共同「相続税法基本通達の一部改正について（法令解釈通達）」において削除される）では、「受益者が確定していない又は特定していない信託若しくは存在していない信託の委託者について相続の開始があった場合には、その信託

いてであるが、第一に、信託設定時において、その課税対象となる信託受益権を適正に評価することができるか否かとの指摘である。特に、委託者が種々の権限（取消し、受益者の変更、給付内容の変更等）を留保している信託（撤回可能信託）は、信託設定時においては受益者の受益内容は不安定であり、信託受益権を適正に評価することも困難であることから、信託行為（設定）時課税に対する可否が問題となる。そこで登場するのが、①受益時課税の導入、②新たな事後救済措置の導入という考え方である。

①については、受益時課税が導入された実績（昭和13年―昭和21年）もあり、受益時課税においては受益者の地位の不安定さがなくなることは間違いなが、信託課税においてのみ特例的な課税方法を導入することとなり、他の財産の課税とのバランスを考えてみても、直ちに導入することは困難であろう。また、佐藤英明教授が述べるように、信託行為時課税においては、相続税等の累進税率を用いた課税制度においては、現実受益時課税よりも課税の公平という点で優れているということも忘れてはならないことから、信託行為時課税は維持すべきと考える。ただし、信託行為時課税を維持するのであれば、評価精度の向上という課題が残ることとなる。

（注） ただし、昭和13年改正における「現実受益時課税」は、前述したとおり、「元本又は収益が数回に亘る場合には、その課税時期はそれぞれではなく、その最初（にまとめて）であり、同様な課税を行うのであれば、累進税率を用いた課税制度であってもその影響はないと考える。

②については、信託の特殊性に配慮し、信託課税において新たな事後救済措置を導入すべきという意見であるが、これについてどのように考えるべきであろうか。国税通則法等の規定に従って更正の請求等を行うことは、当然のことながら問題はない。しかし、新たな事後救済措置を導入することとなれば、その受益権の価値の変動（実際の価値減少部分）も含めて救済すべきということ

に関する権利は委託者の相続人が相続によって取得する財産として取り扱うものとする。」とし、信託に関する権利は委託者の相続人によって相続されるものとされていた。本章では、特に取り上げることはしなかったが、第1章第3節の3「委託者の地位の相続」の最後に述べた「一連の問題（前掲（注）43参照）」には、この相続税法上の取扱いも含まれることとなる。

となり、信託課税以外の一般的な贈与税や相続税の課税のあり方にも影響が出てくるのではないかと懸念される。なぜならば、贈与や相続後に、その贈与等の財産価値が急激に下落する場合もあっても救済措置は設けられてはいない（財産価値が課税時点での予測に反して急激に上昇する場合もあるが、当然のことながら、課税時期における時価が適正である限りにおいて追加的な課税は行われていない）からである。したがって、信託課税に限って新たな事後救済措置を導入するには、慎重な議論が必要であると考ええる。また、信託という制度を利用する者は、信託において受益者の地位が不安定となる場合があることは承知の上ということにもなる。これらのことを踏まえると否定的な結論となってしまうが、前述したとおり、相続税法の昭和 22 年改正の際に「信託の利益を享受しない場合には、その信託は初めからなかったものとみなされ、納付された贈与税を還付するための規定が設けられた（相続税法 62 条）」という実績を踏まえると、事後救済措置がなければ、著しく課税の公平を欠くものである場合などを想定し、他の財産に対する課税とのバランス等にも考慮した新たな事後救済措置の導入についての検討は必要であると考ええる。

また、グラントー・トラストのように委託者に権限が残っているものについては、委託者がその信託財産を有するものとみなし、相続税の課税対象とする（委託者課税信託—本章第 4 節の 4「まとめ」を参照）という考え方で課税関係を整理^{(166) (167)}すれば、受益者の地位の不安定さによる課税上の問題もかなり

(166) 「生前の他益信託では、特別の事情がないかぎり、委託者としても履行請求権を留保するものと解するのが、当事者の意思に適合するであろう（四宮、信託法）」との考え方があり、譲与者信託の存在を税制上においても考慮すべきではないかと考えられる。ただし、平成 19 年度の税制改正では、このグラントー・トラスト（及びマリンクロード・トラスト）の考え方が取り入れられているようにも考えられる。

(167) 佐藤・前掲注(116) 179 頁では、所得課税において、委託者課税信託を導入した場合に、贈与課税にどのような影響があるかについて、次のように述べている。「アメリカ連邦税においては、所得税、遺産税はそれぞれ別の角度から委託者と信託財産の関係をとらえるため、両者が齟齬をきたす可能性が指摘されていた。しかし、所得税の補完税としての遺産取得税の体系を採るわが国の場合、所得税と贈与税—それは相続税のさらに補完税である—の間の平仄を合わせる重要性は、アメリカにも増して大きい。したがって、この点については、両税について同様の扱いがなされ

解決されるのではないだろうか。なお、撤回不能信託のように受益者の受益の内容が決まっているのであれば、原則どおり、信託行為時課税を採用することに基本的な問題はないと考える。

第二に、受益の内容が受託者に委ねられている裁量信託のように、そもそも適正な受益権の評価ができないものに対して合理的な課税方法を明らかにする必要がある。例えば、佐藤英明教授が示した事例にあったように、受益者が複数存在している場合で、かつ、個々の受益内容が特定されていない場合を考えると、少なくとも全体の受益内容は特定できないと、受益額が算定できず、適正な課税ができないこととなる。したがって、全体の受益内容を特定させるか、多少乱暴でも特定した上で課税するという方法を探るしかないであろう。さらに、個々の受益額が特定できないことを前提とするならば、受益者に対する課税ではなく、①信託財産に対する課税、②遺産税（又は贈与者課税）を採用するといった制度的手当ても視野に入れるべきであると考ええる。

第三に、始期付受益者（遺言代用の信託や受益者連続型信託の受益者等）に対する課税である。遺言代用の信託は、実質的には、民法の死因贈与と同じ効果を有するのであるから、同じ課税関係となるべきと考える。また、平成 19 年度税制改正により、受益者連続型信託について課税の特例措置（相続税法 9 条の 3）が設けられ、第 3 章第 2 節の 1「相続税法第 9 条の 3」で検討を行うこととする。この受益者連続型信託については、早くも信託協会から「平成 20 年度税制改正に関する要望」の 1 項目（「受益者連続型信託の課税の特例の適

るべきである。具体的にいえば、所得税法上、委託者課税信託とされる場合には、贈与課税の面でも同様に信託の存在が否定されるべきである。したがって、この場合には、受益者が信託からの現実の分配を受けた時に、委託者からの贈与があったものとして贈与税の課税関係が決定されることになる。このことは、本稿の対象ではないが、贈与課税における設定時課税の見直し問題に大きな影響を与える。なぜならば、実際には、受益者の受益の内容等に裁量の余地が残されている場合、委託者が何らかの形でその裁量権の行使に関する場合が非常に多いと想像することが許されるならば、将来受益の内容が不確定で設定時課税に困難が伴う信託のかなりの部分は、その信託の設定が無視されるという形で、課税上の困難を回避することができるからである。」

用対象を見直すこと。例えば、家族の扶養のための給付や資産承継を目的とする一定の信託を対象から除外すること。」）となっていることから、特にその内容について検討が必要な特例であると考えてる。

第四に、更なる適正化に向けて信託受益権の評価についての検討が必要である。将来の受益に応じた経済的利益の額（又は財産価値）を課税時点において合理的に予測しなければならないことから、極めて困難であるといえるが、信託又は信託財産の種類に応じた評価方法の検討など、今後、幅広い検討が必要であると考えてる。

最後に、信託課税の見直しの方向性について、体系的かつ具体的に言及されたものは数多くはないが、星田寛氏が「日本版エステイト・プランニング／パーソナル・トラストの実現に向けて」と題する論文⁽¹⁶⁸⁾の中で、信託課税の見直しについて提案し、意見が共通しているところもあるので、それを紹介しておくこととする。

まず、どのような信託条項に定めるかにより、課税方法を決定すべきであるとして、「①委託者が取消しや収益受益者等を変更する権限を留保するか否か。②収益受益者が解除、譲渡、担保にできるか否か、また元本を利用できるか否か。③受託者の裁量により不特定の収益受益者や複数受益者に対し異なる収益の分配をしあるいは分配を留保されるか否か。④元本受益者への帰属が始期付き停止条件付か、またその帰属する権利が当初元本か残余財産か。⑤解除・譲渡できるか否か。」という5つの判断基準を挙げている。そして、「これらの条項を付した場合のその法的効果とその課税関係を整理する必要がある」としながらも、「誰が信託財産あるいは受託者の行為について実質的な経済的な支配を有しているかにより税法規定を改正してはどうであろうか」として次のような提案をしている。

「取消可能信託」と「取消不能信託」の2つの類型に区分し、①「取消可能信託」については、「委託者が信託財産を有するものとみなして課税関係を整

(168) 星田・前掲注(119)125～127頁

理する。委託者の相続開始時には受益権は委託者の相続財産として相続税の課税価格を構成する。」としている。また、②「取消不能信託（取消可能信託において委託者が留保する権利を放棄した場合を含む）」については、「受託者を信託財産を有するものとみなして『みなし個人』とする。人格のない社団等を所得税法4条では法人とみなし相続税法66条1項では個人とみなして課税関係を整理している。信託にかかわる税制は元来みなし規定であるから、同様に、取消不能信託においてもみなし規定を定めることは可能ではないだろうか（もっとも、受託者はみなし個人として納税義務を負うことにより、納税資金の調達の難しさが実務上生じることになる。）。信託財産から生ずる所得については信託財産を個人とみなし受託者が信託財産を有するものとしとりあえず最高税率を適用し課税しその年中に配当され帰属が確定すればその者の確定申告にて調整する。権利の帰属に関しては収益受益権全体に対し生前信託の設定時に贈与税、遺言信託による設定時には相続税を課し、また元本受益権に対し元本受益者への帰属が始期付きの場合は設定時に停止条件付きの場合は条件成就時に帰属するとして相続税を課し（相続税法基本通達1・1の2共―8）てはどうであろうか。なお、取消不能信託の所得の帰属において、収益受益者が特定している場合はその受益者に帰属させる考え方もあるが、収益受益者が複数あるいは不特定な場合があり受託者の裁量により分配が左右されたりあるいは留保されるケースが想定され、より詳細な課税規定を定める必要が生ずることになる。柔軟な信託が設定できることを前提に適切な課税方法について十分な研究がなされることを期待する。」と説明している。

第3章 信託法の改正に伴う新たな信託課税制度

序

平成19年度税制改正において、新しい信託法の制定に伴い、所得税や法人税をはじめとする関連税法の整備が行われた。相続税法においても、抜本的な改正が行われたが、その内容を正しく理解するのは容易ではない。そこで、この税制改正に携わった主税局担当者が解説した『改正税法のすべて』等を基に、その改正内容を理解するとともに、以前の考え方がどのように変わったのかについて明らかにすることとしたい。また、相続税法基本通達の一部改正が行われ、その通達の改正内容についても資産課税課情報（平成19年7月4日付資産課税課情報第14号）が発出されていることから、これも活用していくこととする。

信託課税全般にわたる改正の方向について、主税局担当者は「今回の新信託法の制定に際しても、原則として、実質上の所有者である受益者にその所得や利益が帰属するものとみて課税関係を構築することに変更はありません。しかしながら、今回の新信託法の制定や既に旧法下においても信託の形態の多様化など単純に受益者に課税関係を帰属させるという考え方だけでは、課税関係を律しきれない信託が現出してきています。立法においてもこのような信託について対応する必要が生じてきていました。」として、所得税、法人税、相続税などの各種の税目を横断的に、かつ、一体的なものとして整備を行ったと説明している⁽¹⁶⁹⁾。

新しい信託課税制度については、信託導管論（信託行為により委託者と受益者の間で財産権が移転するが、その間に存在する受託者は導管（パイプ）に過ぎないとする考え方をいう。）が徹底された形で改正がなされたとの専門家の意見がある。これは、相続税法第9条の2第6項（「・・・信託に関する権利

(169) 松田淳ほか・前掲注(30)471頁。

又は利益を取得した者は、当該信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（第41条第2項〔物納の要件〕を除く。）の規定を適用する。・・・）」という規定が設けられ、昭和61年に発遣された「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」通達（以下「土地信託通達」という。）⁽¹⁷⁰⁾の考え方を取り入れたからである。この考え方は、所得課税をはじめ税制全般に渡って貫かれているが、資産課税である相続課税等においても妥当するのであろうか。土地信託通達の考え方を取り入れた影響は極めて大きいと考える。

そこで、土地信託通達の発遣に至る経緯等について確認しておくこととする。酒井忠之氏の「土地信託の税務」に解説されているが、の中で「信託協会では、昭和61年度税制改正において『土地及び土地所有者等に認められている税制上の特例措置等が土地信託に適用される』よう要望をし、建設省の全面的なバックアップを得て、関係当局への働きかけを行った。その結果、昭和61年1年14日『現在商品化されている委託者を受益者とする土地信託で受益権を相続の場合を除き分割しないものの信託財産の異動及び受益権の譲渡等については受益者が信託財産を所有しているものとして長期譲渡所得の課税の特例、新築貸家の割増償却の特例等を適用する』という内容を織り込んだ“昭和61年度税制改正の要綱”が閣議決定され、所得税、法人税、相続税、贈与税についての取扱いが明らかにされることになった。」⁽¹⁷¹⁾⁽¹⁷²⁾と説明されている。その結果

(170) 昭和61年7月9日直審5-6ほか4課共同「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて（平成19年9月30日廃止）。

(171) 酒井忠之「土地信託の税務」7-8頁信託147号（昭61）。この説明の前には、「・・・殊に、税務面については、信託に関する条項が所得税法第13条及び法人税法第12条等数ヶ条にその取扱いの原則が規定されているに留まり、個々の課税上の取扱い、税制上の各種特例措置についてはその適用の有無が必ずしも明確でなかったため、土地所有者が契約締結に踏み切れないケースも出てくるなど、土地信託の普及・促進の上で大きな障害となっていた。具体案件毎の税務当局への個別確認も多大な労力と時間を要し、建物が竣工し事業が始まったものについては納税という現実問題が迫っていることもあり、このような実務上の要請からも、その早急な解決が必要とされていた。」と記されている。

(172) 三菱信託銀行編『詳解土地信託』97-98頁（金融財政事情研究会、昭62）、杉岡

誕生したのが土地信託通達であった。ここで、土地信託通達の対象は、昭和 61 年当時に商品化されていた土地信託であり、委託者を受益者とする信託(他人のためではなく自分のための信託＝自益信託)で、受益権を除き分割しないもの(そして、元本受益権と収益受益権が分割されることもないもの)であったということが重要となる。

(注) ところで、「元本受益権」と「収益受益権」という用語を無造作に使用してきたが、両者の取扱いについて議論があることから、ここで紹介しておくこととする。能見義久教授は、『現代信託法(90～91 頁)』の中で「英米の信託で昔から議論があるのが、収益受益権と元本受益権の間の公平取扱いの問題である。わが国では、受益権をこのように複層的に分ける信託が使われることは多くなかったこともあって余り議論はなかったが、今後、遺言代用の生前信託が多く使われるようになると避けて通ることのできない問題の 1 つとして浮上してくる。アメリカの信託では、税法上の要請もあって(たとえば、marital deduction を受けるためには信託収益の全額を配偶者に交付しなければならない)、収益(income)の給付を受ける収益受益権と元本(principal)を受領する元本受益権を区分する信託が、個人が設定する信託では多い。前述の例のように、A(たとえば配偶者)にその生存中は収益受益権を与え、A 死亡後 B(たとえば子)に元本受益権を与えるというのが典型である。このような信託において問題となるのは次の点である。第 1 に、信託設定に際して、それぞれの受益者にどのような内容の受益権を与えたかが問題となる。たとえば、受益者 A に収益の全部を与えるのか、収益の中から一定額を与えるのか。収益がその一定額に足りなかった場合に、元本を売却して不足額を捻出するのか。受益者 A に支給されなかった収益は信託財産として蓄積(acumulation)されることになるが、それは元本受益権 B に帰属するのか。こうした問題については、アメリカでは信託設定に際して信託証書に細かく規定されるのが通常であるが、1997 年に採択された統一モデル法であるアメリカの統一元本・収益法(Uniform Principal and Income Act)がその指針を提供する。・・・」と説明している。この問題はわが国、そして信託課税においても同様であり、法令等において用語の定義を決める必要があると考える。信託の課税関係について共通した正しい理解がなされるためにも早急な実現を望むところである。

映二「土地信託と税務(所得税から相続贈与税、法人税まで(3))—土地信託通達を中心として—」週刊税務通信 1978 号 16～21 頁(昭 62)にも、土地信託通達制定の背景について同様に説明されている。

第1節 相続税法第9条の2

信託課税の規定は、改正前の相続税法では第4条に置かれていた。平成19年度改正では、第4条のまま改正されたのではなく、第9条（贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合—その他の利益の享受）の次に、第三部 信託に関する特例として第9条の2（贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利）が規定されるという形で改正された。さらに、第9条の3（受益者連続型信託の特例）から第9条の6（政令への委任）まで信託課税に関する特例が新たに規定されることとなった。

相続税法第9条の2（贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利）

信託（退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。）の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。）となる者があるときは、当該信託の効力が生じた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

- 2 受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合（第4項の規定の適用がある場合を除く。）には、当該受益者等が存するに至った時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であった者から贈与（当該受益者等であった者の死亡に基因して受益者等が存するに至った場合には、遺贈）により取得したものとみなす。
- 3 受益者等の存する信託について、当該信託の一部の受益者等が存しなくなった場合において、適正な対価を負担せずに既に当該信託の受益者等である者が当該信託に関する権利について新たに利益を受けることとなると

きは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなった時において、当該利益を受ける者は、当該利益を当該信託の一部の受益者等であった者から贈与（当該受益者等であった者の死亡に基因して当該利益を受けた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

- 4 受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となった時において、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となった者は、当該信託の残余財産（当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であった場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。）を当該信託の受益者等から贈与（当該受益者等の死亡に基因して当該信託が終了した場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

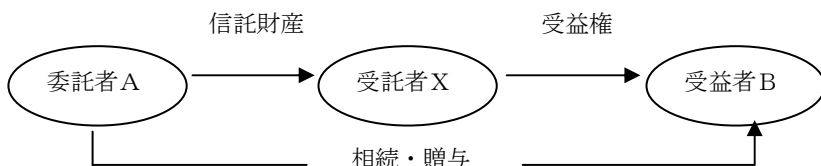
- 5 第1項の「特定委託者」とは、信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）をいう。

- 6 第1項から第3項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（第41条第2項〔物納の要件〕を除く。）の規定を適用する。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条29号（定義）に規定する集団投資信託、同条第29号の2に規定する法人課税信託又は同法第12条第4項第1号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託財産に属する資産及び負債については、この限りでない。

まず、上記の相続税法第9条の2第1項から第4項までにおける課税関係をそれぞれ検討するとともに、問題点等を明らかにしたい。

1 信託の効力が生じた場合（第1項）

適正な対価を負担せずに信託の受益者等となる者がある場合には、その信託の効力が生じた時において、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利をその信託の委託者から贈与（その委託者の死亡に基因してその信託の効力が生じた場合には、遺贈）により取得したものとみなされることとなった。



この場合の課税関係は、上記の図のとおり、基本的なものである。委託者から受益者に対して贈与税を課税するということに変更はないが、様々な点について変更がなされている。例えば、相続税法第9条の2第1項中に「適正な対価を負担せず」とあるが、これは信託に関する権利を売買等で取得することもできるが、その場合には、同項の規定の適用がないことを明らかにしたものとされている⁽¹⁷³⁾。それでは、同項において重要な次の3点について内容を確認しておくこととする。

(1) 課税時期

第2章で検討したとおり、信託課税における課税時期については、様々な議論がなされ、現実受益時課税が採用された時期（昭和13年～昭和21年）もあったが、すぐに信託行為時課税に戻ってしまった。相続税法第9条の2第1項では「信託の効力が生じた時」と表現は改正されたものの、これは新たな信託法の規定の表現ぶりと合わせたもので⁽¹⁷⁴⁾、従来の信託

(173) 松田淳ほか・前掲注(30)475頁。

(174) 第1章第1節の2の「信託の効力の発生」を参照。

行為時課税と実質的な意味では違いはないと考える⁽¹⁷⁵⁾。

(2) 納税義務の主体（納税義務者）

同様に、相続税法第9条の2第1項では「受益者」が「受益者等」に改正されたが、これは重要な意味を持つと考える。「受益者等」とは、「受益者としての権利を現に有する者」⁽¹⁷⁶⁾⁽¹⁷⁷⁾と「特定委託者」⁽¹⁷⁸⁾をいうものと同項に定義されている。

イ まず、「受益者としての権利を現に有する者」についてであるが、相続税法基本通達9の2-1において、信託法第182条第1項第1号に規定する残余財産受益者（以下「残余財産受益者」という。）は含まれるが、①

(175) 金子宏ほか・前掲注(129)4-5頁。この中で、佐藤英明教授は、「従来は設定時にみなし贈与等の課税がなされ、そして収益は導管理論ののちとして課税関係を決定すると言われてきたわけであります。その前者、設定時課税について申し上げます。信託の設定が委託者から受益者への財産権の贈与であるという構成は、原則として改正後も維持されております。」と述べている。

(176) 金子宏ほか・前掲注(129)4-5頁。この中で、佐藤英明教授は、「これまで導管理論という説明されてきた収益課税について申し上げます。受益者に対して課税するという原則は維持されております。ただ受益者について法文上『受益者としての権利を現に有するものに限る』という言葉が新たに使われるようになっており、この点の立法趣旨などが今後注目すべき点であろうと思います」と述べている。

(177) 松田淳ほか・前掲注(30)476頁は、「この『受益者としての権利を現に有する者』とは、信託行為において『受益者』と位置づけられている者のうち、現に権利を有する者をいいます。例えば、信託法第90条第1項第2号の受益者のように委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有さないこととされている者は、委託者が死亡するまでは現に権利を有する者とは言えないことから、委託者が死亡するまでは『受益者等』には含まれないこととなります。また、残余財産に対する権利が確定するまでは残余財産の給付を受けることができるかどうかかわからないような場合には、信託が終了し、残余財産に対する権利が確定するまでは『受益者等』には含まれないこととなるときもあります」と説明している。この「含まれないこととなるときもあります」とは、注(180)のような場合をいうのであろうか。

(178) 金子宏ほか・前掲注(129)4-5頁。この中で、佐藤英明教授は、「次に、それとは別に、みなし受益者課税、これもご紹介があったところですが、この制度が入っております。信託変更権限を有し、信託財産の給付を受けることとされている受益者以外の者、これがいわばみなし受益者として受益者課税を受けます。これ自体は委託者とは限られない表現ですが、同じこの者のことを相続税法では特定委託者と呼んでおります。」と述べている。

停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者、②信託法第 90 条第 1 項各号に規定する委託者死亡前の受益者及び③同法第 182 条第 1 項第 2 号に規定する帰属権利者（以下「帰属権利者」という。）は含まれないこととされている。このように残余財産受益者が含まれ、①から③までの者が含まれないかであるが、これは文字通り、現に受益者⁽¹⁷⁹⁾としての権利を有する者であるか否かが判断基準となっている。

残余財産受益者については、第 1 章第 4 節の 2「残余財産の帰属」で述べたとおり、残余財産の給付を内容とする受益債権を有する者であるということを除けば、一般の受益者と異なるところはなく、信託の終了前から受益者としての権利を有することから、「受益者として現に権利を有する者」に該当することとなる⁽¹⁸⁰⁾。一方、上記③の帰属権利者については、信託終了後、その清算中においてのみ受益者としての権利を有する者であることから、「受益者として現に権利を有する者」に該当しないこととなる。また、上記①の「停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者」については、受益債権又は受益債権を確保するための権利に停止条件が付され、現に受益権を有しているとはいえないことから、「受益者として現に権利を有する者」に該当しないこととなる。さらに、上記②の「信託法第 90 条第 1 項各号（（委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例））」に規定する委

(179) 「受益者」とは、受益権を有する者をいい、「受益権」とは、受益債権（信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権）及びこれを確保するために信託法の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう、と定義されている（信託法第 2 条第 6 項及び第 7 項）。

(180) 国税庁資産課税課「『相続税法基本通達』（法令解釈通達）の一部改正のあらまし（情報）」資産課税課情報第 14 号（平成 19 年 7 月 4 日）6 頁（相続税法基本通達 9 の 2-1 の解説）。ただし、残余財産受益者であっても、「信託が終了し、当該信託に係る残余財産に対する権利が確定するまでは残余財産の給付を受けることができるかどうか分からないような受益債権しか有していない場合には、現に権利を有しているとはいえないことから、このような残余財産受益者については、当該権利が確定するまでは受益者として権利を現に有する者に該当しない」と解説されている。

託者死亡前の受益者」は、いわゆる遺言代用の信託の受益者である。その内容について第1章第2節の3「遺言代用の信託」の中で述べたとおりであるが、この遺言代用の信託の受益者（信託法第90条第1項各号に規定する委託者死亡前の受益者）については、信託行為の別段の定めがない限り、委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有しないことから、「受益者として権利を現に有する者」には該当しないこととなる。

ロ 次に「特定委託者」についてである。相続税法の改正において、受益者課税の原則を強化しながらも、「特定委託者」という新しい概念が導入されたことは、信託課税において大きな意味を持つのではないかと考える。同改正の前後を通じて、信託設定時（信託の効力が生じた時）においては、委託者から受益者への贈与等があったものとみなして課税するという点に変更はないが、委託者が信託を変更する権限を現に有し、かつ、その信託の信託財産の給付を受けるといった信託を設定した場合には、その委託者は特定委託者として受益者等へ仲間入りをし、その後に受益者等の変更等があった場合には、その受益者等に対して贈与税等が課税されることとなる。簡単に言えば、信託が一旦設定されてしまうと、委託者からの贈与や相続はなくなり、その後は受益者等からの贈与や相続となるということである。この課税方法は、第2章第3節に記載したアメリカのグランター・トラストと同様、租税回避防止策等としての役割を果たすものと期待される。

「特定委託者」とは、相続税法第9条の2第5項及び相続税法施行令第1条の7等において、受益者を除き、信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限（信託の目的に反しないことが明らかな場合に限り信託の変更をすることができる権限をいう。）を除き、他の者との合意により信託の変更をする権限を含む。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることができる者（停止条件が付された信託財産の給

付を受ける権利を有する者を含む。)をいうと定義されている⁽¹⁸¹⁾⁽¹⁸²⁾。
 相続税法基本通達 9 の 2-2 には、「特定委託者」とは、公益信託の委託者を除き、原則として次の者が含まれるものとして例示されている。

① 委託者（当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合、信託行為に信託法第 182 条第 2 項に規定する残余財産受益者等の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合に限る。）

② 停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者（法第 9 条の 2 第 5 項に規定する信託の変更をする権限を有する者に限る。）

委託者の信託における権利については、第 1 章第 3 節の 1「委託者の権利」で述べたとおり、信託法においては、改正前よりも若干後退する方向で修正等がなされているが、委託者は、「受託者の辞任に対する同意権」や「裁判所に対する受託者の解任申立権」等の様々な信託を変更する権限を有している。また、委託者が信託行為の定めにより帰属権利者となった場合、信託行為に信託法第 182 条第 2 項に規定する残余財産受益者等の指定に関する定めがない場合や信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合には、信託の信託財産の給付を受けることができる。これらのことから、①の「委託者」は「特定委託者」に該当することとなり、②の「停止

(181) 松田淳ほか・前掲注(30)477 頁では、「特定委託者」について次のように説明している。「特定委託者は、基本的には、委託者を念頭においていますが、委託者でなくても信託行為によりこのような権限等が与えられた者がいれば、特定委託者に該当することとなります。なお、基本的に信託は、委託者の意思により受託者が信託財産を管理、処分等をするものであることから、委託者は何の権利も有さずとも課税関係を生ぜしめるべきとの考え方もありますが、相続人などの委託者の地位を引き継いだ者などの立場を考えると、やはり、課税関係を生ぜしめるには、受益者ほどではないにしろ、受託者等に対する一定の権限と財産的な裏付けが必要であるとの考え方から、上記のような要件となったところです。」

(182) 相続税法 9 の 2 第 5 項、相続税法施行令 1 の 7、同令 1 の 12 第 4 項。

条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者」は、相続税法施行令第1条の12第4項において「信託財産の給付を受けることとされている者」に該当するとされていることから、「特定委託者」に該当することとなるのである。なお、上記①及び②以外の者であっても、例えば、信託法第89条第1項（(受益者指定権等)）に規定する受益者指定権等を有する者が、信託財産の給付を受ける権利を有している場合には、特定委託者に該当することとなる。また、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条（(公益信託)）に規定する公益信託の委託者（その相続人その他の一般承継者を含む。）は、法附則24項の規定により、特定委託者に該当することとなる⁽¹⁸³⁾。

（3）信託に関する権利の割合

相続税における信託課税の改正の中で見落としてはいけないのが、相続税法施行令第1条の12第3項の規定である⁽¹⁸⁴⁾。その信託についての受益者等が1である場合には、その信託に関する権利の全部をその受益者等が全てを有し、受益者等が複数の場合には、その信託に関する権利の全部をそれぞれの受益者等がその有する権利の内容に応じて有するものとしている⁽¹⁸⁵⁾。したがって、信託の効力が生じた時において、受益者

(183) 前掲注(180)13頁（相続税法基本通達9の2-2の説明）。

(184) 相続税法施行令第1条の12第3項

受益者等の有する信託に関する権利が当該信託に関する権利の全部でない場合における法第1章第3節の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該信託についての受益者等が一である場合には、当該信託に関する権利の全部を当該受益者等有するものとする。

二 当該信託についての受益者等が二以上存する場合には、当該信託に関する権利の全部をそれぞれの受益者等がその有する権利の内容に応じて有するものとする。

(185) 星田寛「福祉型信託、目的信託の代替方法との税制の比較検討」信託232号57～58頁（平19）は、「受益者として現に権利を有する者が2人以上いる場合、信託財産に属する資産および債務、収益および費用の全部を各々の受益者としての『権利内容に応じて』帰属することとされ（所令52④、相令1の12③）、また、権利の一部が現に存しない者に帰属することとされていても、現に権利を有する受益者等に帰属することになる。しかしながら、『形式的に当てはめるところ受益者等に該当す

等が存在する以上、信託に関する利益は受益者等のいずれかに帰属することとなるのである。もちろん委託者自身も受益者になることはできるが、仮に受益者等になっていない場合には、その信託財産を完全に手放してしまったことと同じになる。なお、当該信託の委託者が、当該信託の特定委託者となることはできると考えるが、この場合には、自分から自分への贈与はあり得ないので、その場合には課税関係は生じないと考えるのであろう。

この相続税法施行令第1条の12第3項は、相続税法第9条の2第6項「・・・信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなしてこの法律（・・・）の規定を適用する。・・・」と関連している⁽¹⁸⁶⁾。相続税法第9条の2第6項は、土地信託通達1-2⁽¹⁸⁷⁾と、相続税法施行令第1条の12第3項は、土地信託通達1-3⁽¹⁸⁸⁾の内容を包摂するものとなっている。

る者であっても、権利の内容によってはその者に帰属させるべき資産および負債ならびに収益および費用が限りなくゼロに近い場合もあると考えられ」また、『残余財産受益者であっても信託が終了し、・・・残余財産の給付を受けることができるかどうか分からないような場合には、・・・『受益者等』に含まれないこととなるときもあります』との記述（前掲注(177)－筆者補足）がある。また、相続税法9条の2第1項の括弧書きの特定委託者（同条⑤）への所得課税、資産課税は現に移転しない限りはありえないと考えられるが、その解釈を確認しておきたい。具体的にどのようにして受益者、みなし受益者（特定委託者）間の権利内容をどのように斟酌して按分すればよいか、その所得・価格の算出方法があいまいで予測可能性に問題が残る。」と述べている。

(186) 本章第1節の5「信託に関する権利と信託財産との関係の明確化（第6項）」を参照。

(187) 前掲注(170)第1共通1-2「土地信託の信託財産の取得、運用若しくは譲渡又は信託受益権の取得若しくは譲渡については、信託財産に帰属する財産債務はその信託の受益者が自ら有するものとし、信託受益権はその目的となっている信託財産に帰属している財産債務そのものを直接有する権利であるものとして、所得税、法人税、相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。」

(188) 前掲注(170)第1共通1-3「前項の場合において、受益者の有する信託受益権が割合をもって表示されているものであるときは、その受益者が各自の有する信託受益権の割合に応じて当該信託受益権の目的となっている信託財産に帰属する各財産債務を有しているものとする。」

このように、平成 19 年度改正後の信託課税制度は、この土地信託通達の考え方を取り入れたといえることができる。そして、土地信託通達 1-1 に定めるとおり、同通達の適用を受ける信託とは、①土地等（土地若しくは土地の上に存する権利をいう。）又は土地等及びその上にある建物その他の不動産を信託財産とし、その管理、運用又は処分を主たる目的とする信託であること、②委託者を受益者とする信託であること、③信託の利益を受ける権利が、一定の場合を除き、その信託期間を通じて分割されないものであること、④信託の利益を受ける権利の内容が、信託財産の収益を享受する権利と信託財産の元本を享受する権利とに区分されることのないものであることなどの要件を満たすものをいうこととされていた。平成 19 年度改正後の信託課税制度については、これらの土地信託通達の要件を満たさないものについても適用されることとなったのである。

（４）事例による検討

ここで、相続税法第 9 条の 2 第 1 項に関する 2 つの事例を基に、信託受益権の評価と新たな信託課税制度における問題点について検討する。

【事例 2】甲が、大企業 A 社の駐車場用地として貸し付けている土地 2,000 m²（相続税評価額 3 億円）を平成〇年〇月〇日に信託し、信託報酬等を除き、地代収入のうちから 1,000 万円を 20 年間は受益者である妻乙に与え、20 年後に信託は終了し、長男丙が残余財産の給付を受けることとした。ただし、この大企業 A 社は数年後には撤退する可能性があり、地元の企業等に貸し付けたとしても現在の地代収入が確保されるかどうかは不明である。また、近年、この地域では 5%程度の地価の下落が続いており、現在のところ下げ止まりの兆しはない。

※ 課税時期における基準年利率は、便宜上、（短期、中期、長期とも）2%、年 2%の複利年金現価率は 16.351（20 年）とする。

事例 2 は、従来から問題とされてきた信託行為時課税に関するものである。本事例では、収益の受益者である甲の妻乙と残余財産の給付を受ける長男丙という 2 人の受益者がいる。乙が有するいわゆる収益受益権につい

ては、将来受けるべき利益の価額に、課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて求めた価額の合計額がその受益権の評価額（16,351万円）となり、丙が有するいわゆる元本受益権については、課税時期における信託財産の価額から、いわゆる収益受益権の評価額（16,351万円）を控除した価額がその受益権の評価額（13,649万円）となる。

収益受益権：1,000万円×16.351（20年、年2%の複利年金現価率）＝16,351万円

$$\begin{aligned} \text{※収益受益権} &= \frac{1,000\text{万円}}{(1+0.02)} + \frac{1,000\text{万円}}{(1+0.02)^2} + \cdots + \frac{1,000\text{万円}}{(1+0.02)^{20}} = \sum_{i=1}^{20} \frac{1,000\text{万円}}{(1+0.02)^i} \\ &= \frac{1,000\text{万円}}{(1.02)^{20}} \times \frac{(1.02)^{20}-1}{1.02-1} = \frac{1,000\text{万円}}{1.486} \times \frac{1.486-1}{0.02} = 16,351\text{万円} \end{aligned}$$

元本受益権：3億円－16,351万円（収益受益権）＝13,649万円

これは、財産評価基本通達202によって評価したものであるが、将来予測して評価額を計算するとしても、予測困難な要素が多く、結局は課税時期における状況により推定額を計算せざるを得ない場合が多いこととなる⁽¹⁸⁹⁾。特に、本事例のように、信託財産である土地については下落が続く、将来の収益確保も不明である状況下において、地代収入が20年間確保できることを前提に収益受益権の評価を行ってもよいのか、課税時期における信託財産である土地の価額から、上記の収益受益権の価額を控除した価額を20年先の残余財産となる土地の価額（元本受益権の価額）としてもよいのか、という問題がある。

当然のことながら、その評価する時点において入手できる最大限の資料に基づいて評価を行わなければならない、評価の前提となる資料は、できる限り適正なものを使用しなければならないのであるが、それ自体が困難になることもあると予想される。例えば、本件の土地について20年先の価額が適正に評価できるのであれば、課税時期における元本受益権の価額につ

(189) 信託受益権の評価については、第2章第4節を参照。

いても評価しやすいと考えるが、国土交通省の不動産鑑定評価基準運用上の留意事項（平成14年7月3日全部改正）においても「将来時点の鑑定評価は、対象不動産の確定、価格形成要因の把握、分析及び最も有効使用の判定についてすべて想定し、又は予測することとなり、また、収集する資料についても鑑定評価を行う時点までのものに限られ、不確実にならざるを得ないので、原則として、このような鑑定評価は行うべきではない。ただし、特に必要がある場合において、鑑定評価上妥当性を欠くことがないと認められるときは将来の価格時点を設定することができるものとする。」と説明するように、価格時点（不動産の価格の判定の基準日）が将来時点である土地を適正に評価することは極めて困難であると言える。

特に、残余財産の給付を受けるべき権利（元本受益権）については、その財産価値が変動し易いものであればあるほど、また信託期間が長くなれば長いほど、その変動予測とともに評価することも困難となる。そうになると、現実受益時課税を採用するなど、その課税方法においても工夫すべきであるとの要望が当然強くなるのであろう。しかし、例えば立木のような生長資産については、ほぼ確実に財産価値は上昇するであろうし、財産価値の変動の結果、財産価値が上昇する場合もあるのであり、財産価値が減少することだけを捉えて議論することは好ましくないと考える。信託の取消しや受益者の変更等、受益者の地位は不安定なために、受益者が過大な課税を受けたという場合には、第2章第5節「従来の信託課税における問題点とその解決策」の中で述べた事後救済措置についての議論も必要となるであろうが、財産評価に関しては、あくまでも適正な評価のあり方が議論されるべきで、事後救済措置の問題ではないと考える。特に贈与であれば、贈与の時期及び財産の種類を選ぶことができ、信託においても、それは同様である。いつ、何を贈与するかは、納税者の自己責任に係る部分であると考ええる。ただし、信託課税において重要なことは、この事実関係であればこの課税関係となるといったことが明確であること（後は納税者が自由に決めるべきということ）である。なお、事例2の場合であっても、信託の設定の仕方として、甲をいわゆる元

本受益権を有する受益者又は特定委託者となるようにしておき、20年先の信託終了時に丙に変更する（受益者等からの贈与があったものとして課税される）という方法も考えられないことはない。この方法を採用すれば、20年先に信託財産である土地そのものを贈与するのと何ら変わりはないこととなり、現実受益時課税の場合とも同じになる。

【事例3】甲が、平成〇年〇月〇日に金銭1億円を信託し、20年間は受益者を甲の長男Aとし、毎年80万円ずつを配当することとし、7年後に次男Bが結婚していれば、次男Bも受益者とし、13年間は毎年200万円ずつを配当することとした。また、20年経ったら、信託は終了し、甲の妻である乙が残余財産の給付を受けることとした。

この場合、次男Bは「停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者」となるから、「受益者として権利を現に有する者」には該当せず、受益者として贈与税の課税はされないと考えるが、それでよいのか。

※ 課税時期における基準年利率は、便宜上、（短期、中期、長期とも）2%、年2%の複利年金現価率は、16.351（20年）、6.472（7年）とする。

事例3では、次男Bは、結婚していることを条件に7年後になって初めて受益者となるが、信託の効力が生じた時（信託の設定時）においては、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者ではあるが、「受益者としての権利を現に有する者」には該当しないことから、相続税法第9条の2第1項に規定する受益者ではない。したがって、信託の設定時点では次男Bに贈与税は課税されない。

ただし、事例3では、受益者は長男Aと妻乙（残余財産受益者）の2名がいることから、上記の相続税法施行令第1条の12第3項の規定の適用に当たっては、受益者等が複数の場合に該当し、その信託に関する権利の全部を長男Aと妻乙が有することとなる。したがって、次男Bが7年後に結婚している可能性が極めて高い場合であっても、次男Bが受ける予定であ

る信託に関する権利（又は利益）相当部分を長男 A と妻乙が取得したものとして（それぞれの権利の内容に応じて按分する場合、具体的には、それぞれの権利の価額に応じて按分すればよいのであろうか。前掲注（185）を参照。）贈与税が課税されることとなる。

仮に、次男 B の停止条件付の受益権が課税されるとすれば、長男 A については、将来受けるべき利益の額に、課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて求めた価額の合計額（1,308 万円）がその受益権の評価額となり、次男 B については、7 年後から 13 年間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて求めた価額の合計額（1,975.8 万円）がその受益権の評価額となる。また、妻乙については、課税時期における信託財産の価額から長男 A と次男 B の受益権の評価額の合計額（3,283.8 万円）を控除した価額がその受益権の評価額（6,716.2 万円）となる。

A の受益権：80 万円 $\times$ 16.351（20 年、年 2% の複利年金現価率）＝1,308 万円

$$\begin{aligned}\text{※受益権} &= \frac{80\text{万円}}{(1+0.02)} + \frac{80\text{万円}}{(1+0.02)^2} + \cdots + \frac{80\text{万円}}{(1+0.02)^{20}} = \sum_{i=1}^{20} \frac{80\text{万円}}{(1+0.02)^i} \\ &= \frac{80\text{万円}}{(1.02)^{20}} \times \frac{(1.02)^{20}-1}{1.02-1} = \frac{80\text{万円}}{1.486} \times \frac{1.486-1}{0.02} = 1,308 \text{ 万円}\end{aligned}$$

B の受益権：200 万円 $\times$ 16.351（20 年、年 2% の複利年金現価率）－200 万円 $\times$ 6.472（7 年、年 2% の複利年金現価率）＝1,975.8 万円

乙の受益権：1 億円－（1,308 万円＋1,975.8 万円）＝6,716.2 万円

すなわち、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者である次男 B に対する課税はなく、次男 B の受益権相当額（1,975.8 万円）は、長男 A と妻乙に対して課税される。また、停止条件が成就して次男 B が受益者として権利を現に有する者となった時に、受益者等からの贈与ということで、次男 B に贈与税が課税されることとなる（受益権の価額は課税時期が変わるので 1,975.8 万円とはならないことに留意する。）。

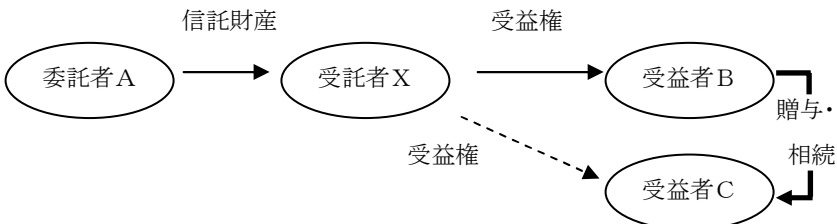
したがって、このようなケースについては、例えば、受益者として長男

A だけを決めて置き、当面は委託者である父が受益者又は特定委託者となり、次男 B の停止条件が成就したときに、信託契約の内容を変更し、次男 B を受益者として、また妻乙を残余財産受益者として定めるといった方法が上記のような問題を生じさせないためには必要ではないかと考えられる。

以上のとおり、相続税法第 9 条の 2 第 1 項は、従来の信託課税の規定と同じく、基本的に信託契約の内容が変わらない撤回不能信託を前提として課税関係を整理し、その内容に変更があった場合には、その時に新たな受益者等となった者に対して課税するという考え方である、といってもよいのではないだろうか。しかし、これまで述べてきたとおり、信託には、弾力性があり、その契約内容が変更されることを特性とするものでありながら、課税上はそれを考慮しない（考慮することはできないといった方がよいのかもしれない）というスタンスは変わってはいない。信託における課税が、同等の財産価値のあるものを信託以外の他の方法で贈与等した場合の課税と整合が取れたものでなければならないと考える。信託が租税回避に利用されないようにすることは重要であることに相違ないが、何処にその線を引いて課税関係を定めるかは、今後とも重要な課題であると考ええる。

2 受益者等の存する信託について、新たに信託の受益者等が存するに至った場合（第 2 項）

適正な対価を負担せずに新たに信託の受益者等となる者は、その受益者等が存するに至った時において、その信託に関する権利をその信託の受益者等であった者から贈与（その受益者等であった者の死亡に基因して新たな受益者等が存するに至った場合には、遺贈）により取得したものとみなされる。



この場合の課税関係については、上記の図のとおりである。旧相続税法第4条では、第1項から第3項まで、すべて委託者からの贈与という課税関係で整理され、特に受益者から受益者への贈与についての課税関係についても規定されていなかった。しかし、相続税法第9条の2第2項から第4項では、いずれも受益者等から受益者等への贈与（又は遺贈）という課税関係で整理されている。このような課税関係となるのは、①上記1「信託の効力が生じた場合（第1項）」で述べたとおり、受益者等の中に一定の委託者（特定委託者）が含まれ、②相続税法施行令第1条の12第3項の規定により、受益者等が信託に関する権利の全部を有することとなり、新たに信託の受益者等となる者は、受益者等から信託に関する権利を贈与（又は遺贈）により取得することとなるからである。例えば、特定委託者が信託を設定した委託者であり、かつ、その委託者が死亡した場合において、信託行為の別段の定めにより、委託者の地位を相続により取得すれば、その地位を相続により取得した者は、特定委託者（受益者等）となり、相続税が課税されることとなる⁽¹⁹⁰⁾。

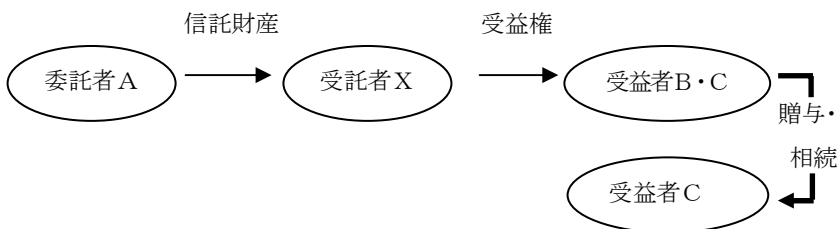
相続税法基本通達9の2-3において、「信託の受益者等が存するに至った場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいうこととされている。

- ① 信託の受益者等として受益者Bのみが存するものについて受益者Cが存することとなった場合（受益者Bが並存する場合を含む。）
- ② 信託の受益者等として特定委託者Aのみが存するものについて受益者Cが存することとなった場合（特定委託者Aが並存する場合を含む。）
- ③ 信託の受益者等として信託に関する権利を各々半分ずつ有する受益者B及びCが存する信託についてその有する権利の割合が変更された場合

(190) 相続税法基本通達4-1（受益者確定前の信託財産）では、「受益者が確定していない又は特定していない若しくは存在していない信託の委託者について相続の開始があった場合には、その信託に関する権利は委託者の相続人が相続によって取得する財産として取り扱うものとする。」としていたが、平成19年5月25日課資2-5、課審6-3「相続税法基本通達の一部改正について（法令解釈通達）」により削除されている。

3 受益者等の存する信託について、一部の受益者等が存しなくなった場合(第3項)

適正な対価を負担せずに既に信託の受益者等である者がその信託に関する権利について新たに利益を受けることとなった場合は、その信託の一部の受益者等が存しなくなった時において、その利益をその信託の一部の受益者等であった者から贈与（その受益者等であった者の死亡に基因してその利益を受ける場合には、遺贈）により取得したものとみなされる。



この場合の課税関係については、上記のとおりである。受益者の減少があった場合には、相続税法第9条の2第2項と同様、受益者間での贈与（又は遺贈）となることを明らかにしている。佐藤英明教授は、「信託法制と信託税制の改革」と題する座談会の中で、「もうひとつ今回の改正で気をつけておく必要があるのは、受益者の増減、新たに受益者が付け加わったり、逆に3人いた受益者が2人になったりというような場合には、原則としてこれが受益者間の贈与として構成されているということでもあります。新しく増えた3人目の受益者に対しては、前からいた2人の受益者が贈与した。逆に1人受益者が抜けるとすると、その抜ける人が残る2人に贈与するという構成であります。」⁽¹⁹¹⁾と述べている。

相続税法基本通達9の2-4では、「受益者等の存する信託に関する権利の一部について放棄又は消滅があった場合には、原則として、当該放棄又は消

(191) 金子宏ほか・前掲注(129)5頁。

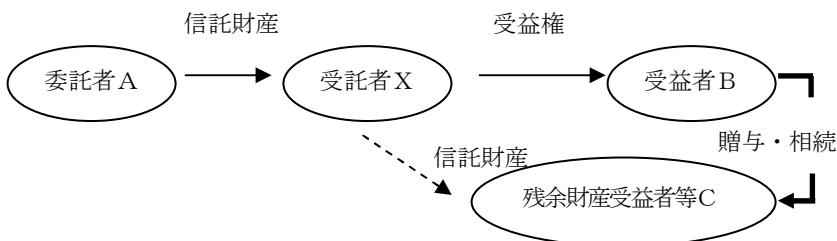
滅後の当該信託の受益者等が、その有する信託に関する権利の割合に応じて、当該放棄又は消滅した信託に関する権利を取得したものとみなされることに留意する。」と定めている。そして、この通達を解説した情報⁽¹⁹²⁾によると、信託法において「受益者は、信託行為の当事者（委託者が受益者である場合のいわゆる自益信託）である場合を除き、受託者に対して受益権を放棄する旨の意思表示をすることにより、受益権を放棄することができる（新信託法 99①）。また、信託行為で受益者指定権等を自己（委託者）又は第三者に与えたときは、当該受益者指定権等の行使により、受益者を指定し、変更することができることとされており、当該受益者指定権等が行使された場合には、旧受益者は受益権を失うこととなる（新信託法 89①）」ことから、「受益者等の存する信託に関する権利の一部について受益者等が存しない場合が生じることとなるが、このような場合には、令第1条の12第3項の規定により、①当該信託についての受益者等（当該放棄又は受益者指定権等行使後の受益者等に限る。以下②において同じ。）が一であるときには、当該受益者等が当該信託に関する権利の全部を有するものと、また、②当該信託についての受益者等が二以上存するときには、当該信託に関する権利の全部をそれぞれの受益者等がその有する権利の内容に応じて有するものとされている。」と説明される。なお、信託法第89条第1項に規定する信託は、相続税法第9条の3の規定の適用を受ける受益者連続型信託であることに留意しなければならない。

4 受益者等の存する信託が終了した場合（第4項）

適正な対価を負担せずにその信託の残余財産の給付を受けるべき者（帰属すべき者を含む。）となった場合において、その信託の残余財産の給付を受けるべき者となった時において、その信託の残余財産の給付を受けるべき者は、その信託の残余財産をその信託の受益者等から贈与（その信託の受益者等の死亡に基因してその信託が終了した場合には、遺贈）により取得したものと

(192) 前掲注(180)18頁（相続税法基本通達9の2-4の説明）。

みなされる。



この場合の課税関係については、上記のとおりである。ここで気をつけなければならないのは、この相続税法第9条の2第4項では、「受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となった時・・・」と規定していることから、例えば、信託の設定時において残余財産受益者として課税された者については、この規定により、再び課税されることはないということである（当然のことではあるが）。それでは、この規定の内容について考えてみることにする。

佐藤英明教授は、「信託法制と信託税制の改革」と題する座談会の中で、この規定に関し、「終了時につきまして、従来は信託の終了時課税という特別な考え方はなく、設定時課税の一部として認識されておりました。すなわち信託終了時に誰が受益をするかということは、信託の設定時に決まっており、したがって設定時に将来の信託終了時の受益についても課税するという発想であったわけです。しかしながら、今回は『適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、または帰属すべき者となる者』という概念を持ち出して、これらに対して、原則として受益者から贈与されるという構成になっております。この点につきましては、『給付を受けるべき』というのと『帰属すべき』というのが改正信託法でどのように区別して考えられているのだろうかという疑問を、租税法の人間は持つわけであります。また、

租税法上の問題としては、設定時に残余財産の扱いが委託者の意思によって決定されている場合の扱いがどうなるのかということをもう少し考えてみる必要があると思います。」⁽¹⁹³⁾と述べている。この中で述べている信託の残余財産の「給付を受けるべき」者と「帰属すべき」者については、一般的には、それぞれ信託法上の「残余財産受益者」と「帰属権利者」を意味すると考えられるが、これらの者には限定されていないようである⁽¹⁹⁴⁾。相続税法基本通達9の2-5では、「法第9条の2第4項の規定の適用を受ける者とは、信託の残余財産受益者等に限らず、当該信託の終了により適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産（当該信託の終了直前においてその者が当該信託の受益者等であった場合には、当該受益者等として有していた信託に関する権利に相当するものを除く。）の給付を受けるべき又は帰属すべき者となる者をいうことに留意する。」と定めている。そして、この通達を解説した情報⁽¹⁹⁵⁾によれば、「法第9条の2第4項では、贈与税又は相続税の課税対象とされる者を残余財産受益者等に限定していないことから、信託の終了により適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき又は帰属すべき者となる者、例えば、受益権が複層化された信託（受益者連続型信託以外の信託に限る。）の元本受益者が、信託の終了により元本受益権相当部分以外の残余財産の給付を受けた場合には、同項の規定の適用があることになる。」とし、課税対象が残余財産受益者等（残余財産受益者と帰属権利者）に限られないことを説明している。

5 信託に関する権利と信託財産との関係の明確化（第6項）

相続税法第9条の2第6項について、主税局担当者は「信託に関する権利

(193) 金子宏ほか・前掲注(129)5頁。

(194) 「残余財産受益者」や「帰属権利者」の違いについては、第1章第1節の5「残余財産の帰属」で述べたとおりであるが、帰属権利者は、残余財産受益者とは違い、その信託の清算中以外は受益者としての権利を有さない者である。

(195) 前掲注(180)4頁（相続税法基本通達9の2-5の説明）。

又は利益を贈与又は遺贈により取得とみなされた場合において、その信託に関する権利又は利益を取得した者は、その信託に係る信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなされ、相続税法の規定が適用される旨の規定が新設されました。従来は、一定の土地信託について同様の取扱いとされていましたが、今回のこの規定の新設により、この取扱いが土地以外の資産にも拡充されることとなり、信託に関する権利又は利益と信託財産との関係の明確化が図られました（新相法 9 の 2⑥）。なお、法人税法に規定する集団投資信託、法人課税信託及び退職年金等信託については、受益者等が信託財産を所有しているとは言えないことから、上記の規定の対象外とされています⁽¹⁹⁶⁾と説明している。

相続税法第 9 条の 2 第 6 項と土地信託通達⁽¹⁹⁷⁾との関係については、本章第 1 節 1 の（3）「信託に関する権利の割合」で述べたとおりであるが、土地信託通達の考え方を明らかにしておくこととする。土地信託通達を解説した酒井忠之氏の「土地信託の税務」⁽¹⁹⁸⁾によれば、前述したとおり、この通達が 61 年の税制改正要綱の「現在商品化されている委託者を受益者とする土地信託で、受益権を相続の場合を除き分割しないもの」を対象としたことから、次の 5 つの要件（土地信託通達 1-1(1)）を満たすことが必要とされたと説明されている⁽¹⁹⁹⁾。

① 土地若しくは土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）又は土地

(196) 松田淳ほか・前掲注(30)477 頁。

(197) 金子宏編『所得課税の研究』の「4 信託収益課税に関する基礎的一考察」佐藤英明 114 頁（有斐閣、平 3）では、土地信託通達について「この通達はその総論的な規定 1-2 において、『土地信託の信託財産の取得、・・・法令の規定を適用する。』と定め、その各論の部分においても、まさに、信託がなされても土地の所有権は本来の土地所有者（受益者）のもとにあり、ただ、受託者たる信託銀行が所有者の代理人として、この土地の運用を行っている関係と同視して、個々の租税法令の規定を適用しようとしているのである。」と述べている。

(198) 酒井・前掲注(171)9 頁

(199) 三菱銀行土地信託部ほか『土地信託と税務』第 2 章「土地信託のメリット・デメリットと税務対策」税理士・鶴野和夫 94-96 頁（日本法令、昭 61）

等及びその上にある建物その他の不動産を信託財産とし、その管理、運用又は処分を主たる目的とする信託であること。

- ② 委託者を受益者とする信託であること。(たとえば、土地所有者が土地を信託し、自分が受益者となるようなケースが対象とされ、自分の息子を受託者とするような信託(他益信託)は、この通達の対象とされていない。)
- ③ 信託の利益を受ける権利が、次のいずれかに該当する場合を除いて、その信託期間を通じて分割されないものであること。(a)2以上の者が共同して1つの信託を設定するため、信託の設定時においてその委託者の数に相当する口数の範囲で当該信託の利益を受ける権利の分割が行われる場合(たとえば、数人の土地所有者がそれぞれの土地を一体化して一棟の賃貸ビルを建設する場合、それらの土地を一体として共同で信託し、それぞれが分割された信託受益権を取得する場合(b)信託期間中に信託の受益者について相続の開始があったことにより、当該受益者の相続人(包括受遺者を含む。)の数に相当する口数の範囲で当該受益者の有していた信託の利益を受ける権利の分割が行われる場合(これは相続に限定されているので生前贈与により分割されるものは、この通達の対象外となる。))
- ④ 信託の利益を受ける権利の内容が、信託財産の収益を享受する権利と信託財産の元本を享受する権利とに区分されることのないものであること。
(土地所有者である父が土地信託をし、信託終了後に土地・建物の返還を受ける元本受益権を保留し、期間中の家賃による収益を受ける収益受益権を子に贈与するようなもの、あるいは、相続にあたって、子が元本受益権を取得し、配偶者が収益受益権を取得するようなものは、この通達の対象から外されている。)
- ⑤ 受託者を信託業務を営む銀行とする信託であること。

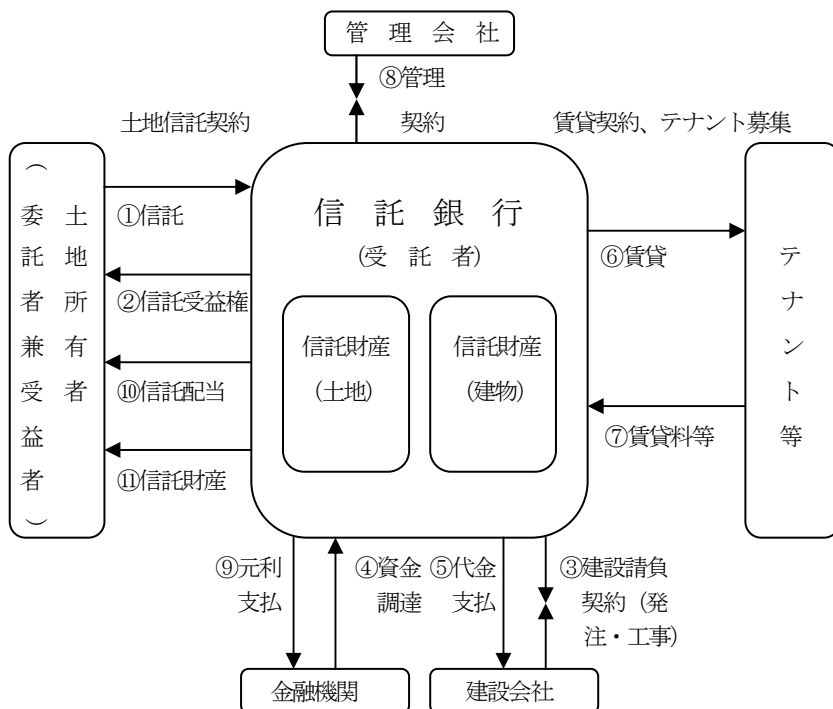
そこで、この土地信託通達の考え方が採用された信託課税制度に与える影響については、土地信託通達には、②、③及び④の要件が前提として存在したことはないだろうか。そこで、なぜこれらの要件が要求されたのかを確認しておくこととする。これらの理由については、上記「土地信託の税務」

(200)に説明されている。②については、「他益信託型の土地信託は今までのところ事例がないため、手当ての対象としなかったものと考えられるが、他益信託設定と同様の目的は受益権を譲渡することにより対応可能なことから、実務上はさほど問題にならないであろう。」と、③については、「土地信託の受益権分割禁止を前提としたものだが、(イ) (ロ) (上記①②一筆者注) の場合を除いて受益権の分割を可能とする場合は通達の対象外となる。従ってこの要件を明文化して、個別の信託契約書等にその旨を盛り込む必要がある。」と、④については、「信託においては、一般に受益権を信託財産から発生する収益を受け取る収益受益権と信託終了時に元本の交付を受ける元本受益権に分けて説明されるが、不動産の所有権が化体したものと言える土地信託の受益権を元本と収益に分割することは、結局元の所有権自体を、賃料收受権とその他の権利に分割することを意味し、このような場合を税務上どう位置付けるべきかについては未解決の問題であり、現時点では整理しきれないということから、今回の通達では対象外とされたものと解される。」と説明されている(201)。

(200) 酒井・前掲注(171)9頁。

(201) 杉岡・前掲注(172) 16～17頁。当時、国税庁資産税課に在職していた杉岡映二氏は、③については、「税制改正の要綱が、現行税制の適用関係の明確化措置の対象を受益権の分割を制限するタイプの土地信託に限定したのも、受益権の分割・細分化により受益者と目的財産の関係が希薄化した土地信託においては、受益者すなわち信託財産の実質的な所有者という信託財産の実質的な帰属関係が失われており、もはや個別信託における実質課税主義の適用範囲外といわざるを得ないからであろう。」と、④については、「信託の特性の一つとして、受益権を、信託財産の管理・運用・処分から生じる収益を享受する権利(収益受益権)と信託財産の元本を享受する権利(元本受益権)とに分離して、別々の者に帰属させることができることがあげられる。しかし、この特性を課税面でそのまま認容することは、個別信託における信託財産の実質的な帰属関係に着目し、あえて『受益者が信託財産そのものを所有しているもの』と観念してまで信託以外の財産管理手法による場合との課税上の均衡を図ろうとした基本方針と矛盾することになりかねないばかりか、実際の課税処理の上でも極めてむずかしい問題が発生することになる。また、当時において既に商品化されていた土地信託には、このように収益受益権と元本受益権を分離するタイプのものは存在しなかったといわれている。」と説明している。この説明の中

【参考】土地信託の仕組み（貸付型）



- ① 土地所有者（委託者兼受益者）は、信託銀行（受託者）と土地信託契約を締結し、土地所有権を信託銀行に移転する。
- ② 土地所有者は信託受益権を取得し、受益者となる。
- ③ 信託銀行は、建設会社と建設請負契約を締結し、建設会社は工事を行う。
- ④ 信託銀行は、建物の建築等に必要な資金を他の金融機関等から調達する。
- ⑤ 信託銀行は、建設会社から完成した建物の引渡しを受け、建設会社に建設代金を支払い、建物所有権の保存登記及び信託登記を行う。

で、収益受益権を信託財産の管理・運用・処分から生じる収益を享受する権利と定義していることにも注目できる。

- ⑥ 信託銀行は、テナント等と賃貸借契約を締結する。
- ⑦ 信託銀行は、テナント等から賃貸料を受け取る。
- ⑧ 信託銀行は、維持・メンテナンス等の建物管理業務を専門の管理会社に委託する。
- ⑨ 信託銀行は、賃貸料の収益から借入金の返済等を行う。
- ⑩ 信託銀行は、信託報酬を受け取り、その残りを受益者に信託配当として支払う。
- ⑪ 信託銀行は、信託期間終了時に信託財産（土地・建物）を現状のまま受益者に返却する。

第2節 新しい信託課税の特例

1 相続税法第9条の3

信託法の改正により、受益者指定権等を有する者の定めのある信託（信託法 89 条 1 項）、後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託（信託法 91 条）⁽²⁰²⁾が新たに規定されることとなり、相続税法においてもこれらの信託に関する規定が置かれることとなった。これらの受益者連続型信託は、民法で認められていない後継ぎ遺贈を実現できるものとして、活用が大いに期待されている信託である。この信託に関する課税の特例が、相続税法第9条の3である。しかし、この規定については、平成 19 年度税制改正の中でも特に様々な意見があると考えるので、できる限り詳細に検討していくこととしたい。

相続税法第9条の3（受益者連続型信託の特例）

受益者連続型信託（信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 91 条（受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例）に規定する信託、同法第 89 条第 1 項（受益者指定権等）に規

(202) 第1章第2節「受益者等」の2「受益者指定権等を有する者の定めのある信託」と4「後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託」を参照。

定する受益者指定権等を有する者の定めのある信託その他これらの信託に類するものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に関する権利を受益者（受益者が存しない場合にあっては、前条第5項に規定する特定委託者）が適正な対価を負担せずに取得した場合において、当該受益者連続型信託に関する権利（異なる受益者が性質の異なる受益者連続型信託に係る権利（当該権利のいずれかに収益に関する権利が含まれるものに限る。）をそれぞれ有している場合にあっては、収益に関する権利が含まれるものに限る。）で当該受益者連続型信託の利益を受ける期間の制限その他の当該受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす。ただし、当該受益者連続型信託に関する権利を有する者が法人（代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団を含む。以下第64条〔同族会社等の行為又は計算の否認等〕までにおいて同じ。）である場合は、この限りでない。

2 前項の「受益者」とは、受益者としての権利を現に有する者をいう。

まず、上記の相続税法第9条の3の特例の内容を理解した上で、その趣旨・問題点等について検討していくこととする。

（1）特例の概要

相続税法第9条の3に規定する「受益者連続型信託」に関する権利を受益者（受益者が存しない場合にあっては、特定委託者）が適正な対価を負担せずに取得した場合においては、次のような課税が行われる。この場合、基本的な課税関係については、相続税法第9条の2の規定を適用することとなる。

① 第1の受益者は、委託者から贈与により取得したものとみなされる。

ただし、その委託者であった者の死亡に基因して、第1の受益者が存するに至った場合には、遺贈により取得したものとみなされる。

② 第2の受益者は、第1の受益者から贈与により取得したものとみな

される。ただし、第1の受益者であった者の死亡に基因して、第2の受益者が存するに至った場合には、遺贈により取得したものとみなされる。

- ③ 第3の受益者以後の受益者についても、上記②と同様の課税となる。
- ④ 受益者連続型信託に関する権利（異なる受益者が性質の異なる受益者連続型信託に関する権利をそれぞれ有している場合で、かつ、その権利の一方に収益に関する権利が含まれている場合には、収益に関する権利が含まれるものに限られる。）で、受益者連続型信託の利益を受ける期間の制限その他の受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、その制約が付されていないものとみなして権利の価額を計算することとなった。したがって、受益者連続型信託の受益権が、信託の収益に関して受益する受益権（収益受益権）と信託財産そのものを受益する受益権（元本受益権）の2種類であった場合、この受益者連続型信託の課税に当たっては、収益受益権の価値は信託財産そのものの価値と等しいものとして計算され、元本受益権の価値は、この時点では0とする。

ただし、適用対象となる受益者連続型信託に関する権利を有することとなる者が法人（人格なき社団等を含む。）である場合には、適用されないこととされている。上記の例では、収益に関する受益権を法人が有し、元本受益権を個人が有している場合には、個人が持つ元本受益権の価値は0とはならないこととなる。

（注）ここでは、「収益に関する権利」を収益受益権と考えたが、収益受益権についての定義はなく、具体的な内容（元本受益権に比べて僅かな経済価値しかない場合でも対象となるのかなど）が問題となろう。

（2）特例に対する問題提起

相続税法第9条の3について、岡正晶弁護士は、「・・・過去の判例等をみると、後妻の生存中は収益受益権を後妻に与え、後妻が死亡した段階で、先妻との子供に元本及び収益受益権を与える、後妻が死亡した段

階で信託契約を終了させ、全部を先妻との子供に与えるという構成でもいいと思いますが、そういう実例があります。しかし、今回の税制改正では、こういう実例よりも、受益権がどんどん転々として長く連続する「受益者連続型信託」を念頭に置いて、租税の違法な回避を防止すべく、かなり厳しい税制を採用しているようです。問題は二つありまして、まず先ほどの後妻に収益受益権だけを与えるというように書いてあったとしても、これは一種の条件付きであり、そのような条件を付してもそれはないものとみなす、そういう税制を採用しているようでございます。ただ、この点はまだ異なる解釈もありうるかもしれませんが。そのうえで、先ほども言いました後妻が死亡したときは、先妻との子供にいくという構成も、後妻にすべての受益権が帰属したものと擬制していますので、その後妻から先妻との子供に受益権が移転すると、そういう課税をするようでございます。しかし、法制審の議論のペーパーを見ておきますと、これは道垣内先生にお聞きしたい点なのですが、先ほどのように後妻生存中は後妻に収益受益権を付与する。後妻が死亡したあとは先妻との子供に元本及び収益受益権がいくという場合には、その信託契約設定のときに後妻に収益帰属権の期間限定付きの付与と、子供に対してその時点でその余の受益権を付与すると解釈していたと思います。これは非常にすっきりした考え方だったのですが、今回の税制は、そういう場合があるかもしれないが、それをいちいち認めていると違法な租税回避のおそれがあるので、条件が付いていても後妻にすべての受益権がまず帰属すると。そのあとその後妻からまた移転すると。ですからこれは後妻と連れ子との間に親族関係がなければ、その後妻から完全な法定相続人外の贈与になって、税負担はかなり増えるのではないかというふうに危惧しております。このような疑問を財務省の方に申し上げたところ、そういう議論もしたが、しかし、先ほどのような子供はいつ自分に帰属するかわからない財産について、信託契約設定のときに相続税がかかるのでは担税力がないと怒るでしょう。従ってこの時点で相続税をかける仕組み

にはしませんでしたとのことでした。しかし、私が「税務事例研究」94号で書きましたのは、その時点で税金がかかるのだというように決めれば、信託財産があるわけですから、その信託財産から相続税を支払う仕組みがきっとできるだろうと思っておりますので、今回の受益者連続型信託に対する税制は、ちょっと租税回避防止を重視しすぎて、先ほどのような実需をしばらくできなくするような税制ではないのかなという心配をしております。」⁽²⁰³⁾と述べている。この内容は、この特例の抱える問題点を的確に表現していると考えるが、どうであろうか。

この特例の問題点を整理すると、上記(1)の④の繰返しとなるが、「受益者連続信託の受益権が、信託の収益に関して受益する受益権(収益受益権)と信託財産そのものを受益する受益権(元本受益権)の2種類であった場合、この受益者連続信託の課税に当たっては、収益受益権の価値は信託財産そのものの価値と等しいものとして計算され、元本受益権の価値は、この時点では0とする。」ということとなる。

(3) 特例の趣旨と検討

それでは、何故このような特例としたのであろうか。主税局担当者は、『改正税法のすべて(477頁)』の中で、「受益者連続型信託とは、いわゆる後継ぎ遺贈型信託のことであり、代表例としては、委託者Aの相続人である受益者B、C、Dが順番に受益権を取得する信託をいいます。この場合において、信託の受益権ではなく他の財産(100)を相続人B、C、Dが順番に相続したとすると、先ずBは100の財産を相続し、その後CはBが費消しなかった50を相続し、最後にDはCが費消しなかった20を相続することになります。同様のことを信託法第91条に規定する信託により行うとすると受益者Bは一旦は100の受益権を取得しますが、その死亡とともに受益権は消滅してしまうことから受益者Bが取得した受益権の価額が100となるかが問題となります(受益者Cについても同

(203) 金子宏ほか・前掲注(129)7-8頁。

様です。)。相続税では、受益者 B が相続した財産の価額に基づき相続税課税が行われており、その後受益者 B が財産をいくら残そうと相続税の負担は変わりません。そこで、この受益者連続型信託についても、他の相続財産と同様の課税とするためには、受益者 B、C が取得する信託の受益権を消滅リスクを加味しない価額で課税する必要があることから本特例が措置されました。これにより、上記の例で言えば、委託者 A から受益者 B に 50、受益者 C に 30、受益者 D に 20 の受益権をそれぞれ取得したものととして相続税が課されるのではなく、受益者 B が 100、受益者 C が 50、受益者 D が 20 の受益権を取得したものととして課税されることとなります。」と説明している。

上記（２）で指摘された問題に対する答えは、上記のアンダーラインを引いた部分であると考えられる。しかし、上記の説明に対しては、次の２つの疑問がある。

第一に、上記の事例の財産は、100 の価額がだんだん費消されて価額が減じていることから、受益者に金銭等を配分するために信託財産自体が減少するような財産、例えば金銭などがそれに該当すると考えられる。このように信託財産自体が減少していくことを前提としているのであれば、上記の説明はある程度は理解できる。ただし、一般の相続の場合であれば、100 の現金を取得すれば、取得した相続人は 100 を使い切ってしまうが、10 だけ使って 90 を残そうが、それは相続人の自由な意思で可能である。しかし、信託の場合には、100 の信託財産があっても、受益者が得られる収益等の総額が、例えば 20 とか 30 というように元々決められている場合が多く（財産を残そうとして残しているわけではない）、受益者である相続人の意思だけでは、100 を使い切ってしまうことは困難であると考えられる。まして受益者連続型信託の場合であることから、第 2 の受益者、第 3 の受益者へ受益権が移行されることが前提となっていることから、第 1 の受益者で信託財産がなくなり、信託が終了するようなことは予定されていないはずである。にもかかわらず、「相

続税では、受益者 B が相続した財産の価額に基づき相続税課税が行われており、その後受益者 B が財産をいくら残そうと相続税の負担は変わりません。・・・」という説明に対しては疑問を抱かざるを得ないのである。

第二に、上記の事例の財産が収益を生み出す財産であり、その収益部分は費消されても、財産自体の価値は減少しない場合、例えば、貸し付けられている宅地（これを貸宅地と呼び、地価変動は考慮しないものとする。）等が考えられる。この場合にも問題が生じる。貸宅地そのものを相続した相続人は、もちろん賃貸を継続して地代収益を受け取ることができるが、その貸宅地を 1/2（又は 1/1）を処分して財産価値の 50（又は 100）を実現させて費消することは可能である。しかし、信託の場合には、貸宅地が信託財産であり、相続で取得したものが、地代のみを前提とした収益受益権であれば、その受益者が受け取ることができるのは、自分が生存している間の収益の総額でしかないこととなる。にもかかわらず、貸宅地そのものを持っているものとみなされて課税されることに問題はない（相続税法第 22 条⁽²⁰⁴⁾とも無関係）と言えるであろうか。やはり、貸宅地を処分することはできず、相続させることができるとも限らず、結局、自分が生存している間だけ地代収益を受け取ることができる権利でしかないのであり、貸宅地そのものを有しているとみなすことには無理があろう。

以上のことから、受益者連続型信託については、受益者に対してすべてを課税するのではなく、例えば、第 1 の受益者が実際に受益しない（受益を予定しない）部分がある場合には、その部分については信託財産（又は受託者）に課税を行い、信託財産そのものを減少させるといった課税方法を採用すべきであると考ええる。ただし、その場合には、受益者等に対

(204) 相続税法第 22 条（評価の原則）

この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

する課税と法人等に対する課税が並存するといった問題が生ずることとなろう（別案としては、受益者課税ではなく、すべて信託財産又は受託者に対する課税とするという方法もあり得るのではないか）。いずれにしても、受益者連続型信託はこれまでにない信託の類型であるとともに、その課税のあり方についても、相続税・贈与税に限らず、所得税・法人税の課税のあり方とも関連した難しい問題が内在していると考えられる。この問題については、今後、様々な議論がなされ、より良い課税方法となることを期待したい。

（４）受益者連続型信託に関する権利の価額

受益者連続型信託に関する権利の価額の計算方法については、上記（１）で説明したとおりであるが、相続税法基本通達では、次のように定めている。

９の３－１（受益者連続型信託に関する権利の価額）

受益者連続型信託に関する権利の価額は、例えば、次の場合には、次に掲げる価額となることに留意する。

- （１）受益者連続型信託に関する権利の全部を適正な対価を負担せず取得した場合　信託財産の全部の価額
- （２）受益者連続型信託で、かつ、受益権が複層化された信託（以下９の３－３までにおいて「受益権が複層化された受益者連続型信託」という。）に関する収益受益権の全部を適正な対価を負担せず取得した場合　信託財産の全部の価額
- （３）受益権が複層化された受益者連続型信託に関する元本受益権の全部を適正な対価を負担せず取得した場合（当該元本受益権に対応する収益受益権について法第９条の３第１項ただし書の適用がある場合又は当該収益受益権の全部若しくは一部の受益権等が存しない場合を除く。）　零

（注） 法第９条の３の規定の適用により、上記(2)又は(3)の受益権が複層化された受益者連続型信託の元本受益権は、価値を有しないとみなされるこ

とから、相続税又は贈与税の課税関係は生じない。ただし、当該信託が終了した場合において、当該元本受益権を有する者が、当該信託の残余財産を取得したときは、法第9条の2第4項の規定の適用があることに留意する。

上記のとおり、相続税法基本通達9の3-1は、受益者連続型信託に関する権利の価値を例示的に明らかにしたものであるが、資産課税課情報⁽²⁰⁵⁾は、この通達の内容について、「例えば、受益権が複層化された受益者連続型信託の収益受益権を個人X1が、元本受益権を個人Y1が有するものについて、収益受益権が個人X2に、元本受益権が個人Y2に移転した場合における課税上のそれぞれの受益権の価額については、当該収益受益権の価額は、当該受益者連続型信託の信託財産そのものの価額と等しいとして計算され、当該元本受益権の価額は、零となる。ただし、この規定は、この規定の適用対象となる受益者連続型信託に関する権利を有することとなる者が法人（人格なき社団等を含む。以下この項において同じ。）である場合には、適用されないこととされており、上記の例でいえば、収益受益権が個人X1から法人Zに、元本受益権が個人Y1から個人Y2に移転した場合には、個人Y2が有する元本受益権の価額は零とはならないこととなる（この場合には、財産評価基本通達202（（信託受益権の評価））により評価した上で課税関係が生じる。）」と説明している。個人と法人によって課税関係が異なるとしても、課税の公平は確保されるのであろうか⁽²⁰⁶⁾。

(205) 前掲注(180)22頁。

(206) 星田・前掲注(185)57頁は、「受益者連続型信託の課税の趣旨は、通常の相続とのバランス、死者からの贈与は観念できない、相当の期間が経過してからの更正の請求は実務的に困難である、および収益の発生と資産の保有の一体性をあげられるが、収益受益権の全部または一部を法人が有する場合に何故限るのか、また、その異なる課税の取扱いをする趣旨は何か。法人が少しでも収益受益者になることにより、他の受益者等の課税関係が異なるが、担税力に差があるのだろうか、また公平・中立といえるのだろうか。所得の帰すべき者に資産があるとみなして課税すべきか、資産を有すべき者に所得が帰すべきとみなして課税すべきか、について議論のあるところではあるが、受益者に帰属する経済的権利は受益債権であることから、税法

2 相続税法第9条の4

信託法の改正により、信託法第258条第1項に受益者の定めのない信託の特例が新たに規定されることとなった。相続税法第9条の4は、必ずしも受益者の定めのない信託のための規定ではないが、「受益者等の存しない信託」というそれに近い独自のカテゴリーを設けて、課税関係を整備し、租税回避を防止しようという目的が表現された規定といえる。この規定についても、相続税法第9条の3と同様、平成19年度改正の中でも注目すべき特例ではないだろうか。

相続税法第9条の4（受益者等が存しない信託等の特例）

受益者等が存しない信託の効力が生ずる場合において、当該信託の受益者等となる者が当該信託の委託者の親族として政令で定める者（以下この条及び次条において「親族」という。）であるとき（当該信託の受益者等となる者が明らかでない場合にあっては、当該信託が終了した場合に当該委託者の親族が当該信託の残余財産の給付を受けることとなるとき）は、当該信託の効力が生ずる時において、当該信託の受託者は、当該委託者から当該信託に関する権利を贈与（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生ずる場合にあっては、遺贈）により取得したものとみなす。

- 2 受益者等の存する信託について、当該信託の受益者等が存しないこととなった場合（以下この項において「受益者等が不存在となった場合」という。）において、当該受益者等の次に受益者等となる者が当該信託の効力が生じた時の委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等の親族であるとき（当該次に受益者等となる者が明らかでない場合にあっては、当該信託が終了した場合に当該委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等の親族が当該信託の残余財産の給付を受けること

では信託財産そのものにこだわらず受益債権の性質に着目すべきと考えられる。」と述べている。

となるとき)は、当該受益者等が不存在となった場合に該当することとなった時において、当該信託の受託者は、当該次に受益者等となる者の前の受益者等から当該信託に関する権利を贈与(当該次に受益者等となる者の前の受益者等の死亡に基因して当該次に受益者等となる者の前の受益者等が存しないこととなった場合にあっては、遺贈)により取得したものとみなす。

- 3 前二項の規定の適用がある場合において、これらの信託の受託者が個人以外であるときは、当該受託者を個人とみなして、この法律その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。
- 4 前三項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第1項又は第2項の受託者に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、当該受託者に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

まず、「受益者等が存しない信託」とは、どのような信託を言うのかである。前述したとおり、信託法の改正により、受益者の定めのない信託(いわゆる目的信託)が創設されたが、必ずしもこの目的信託と受益者等が存しない信託等が=で結ばれるわけではない。相続税法基本通達9の4-1では、「信託法第258条第1項((受益者の定めのない信託の要件))に規定する受益者の定め(受益者を定める方法の定めを含む。)のない信託で、かつ、特定委託者の存しないものについては、相続税法第1章第3節の規定の適用がないことに留意する。」としている。受益者の定めのない信託であり、かつ、特定委託者の存しない信託は、大雑把に言えば、受益者も特定委託者もないということで、「受益者等」が存しない信託となり、これが「受益者等が存しない信託」ということとなる。そこで、同通達9の4-1において、「受益者等が存しない信託」については、課税対象となる受益者等が存しないため、相続税

は課されないことを明らかにしているのである⁽²⁰⁷⁾（この例外としての課税規定が、相続税法第9条の4の「受益者等が存しない信託等の特例」ということとなる。）。このように「受益者等が存しない信託」は、税法独自のカテゴリーであるが、遺言により設定された目的信託又は委託者の地位を有する者のいない信託で受益者が特定されていないものなどが該当することとなる。

ところで、受益者等の存しない信託が設定されると、一般に次のような所得税・法人税・相続税等の課税関係が生じることとなる。

- ① 受益者等の存しない信託の受託者に対し、信託財産に係る所得については、その受託者（受託者が個人である場合には、法人とみなされる。）に対し、信託財産に係る所得について、当該受託者の固有財産に係る所得とは区別して法人税が課税されることとなった（法人税法2条29号ノ2ロ、4条の6第1項、第2項）⁽²⁰⁸⁾。この場合、信託の設定時に、受託者に対しその信託財産の価額に相当する金額について受贈益課税が行われる（法人税法22条2項）。
- ② 受益者等の存在しない信託を設定した場合には、委託者においては信託財産の価額に相当する金額による譲渡があったものとされる（所得税法6条の3第7号、59条1項1号）。
- ③ 受益者等の存在しない信託に受益者等が存することとなった場合には、

(207) 例えば、特定委託者の存しない目的信託を設定する。その目的信託は、自分のペットを飼育してもらうことを目的とするものや、地域社会の老人の介護、子育て支援、地域のパトロール等の非営利活動を行うことを目的とするものであれば、それらの受益を受ける者は存在するとしても、課税対象となりえないからである。

(208) 星田・前掲注（185）58頁は、「ペット信託または永代供養でも数百万円程度で可能と考えられ、目的信託として身近に利用される多くの場合、少額な信託財産のケースが想定されて立法化された」と解している。しかしながら、設定時の受贈益として40%の高率な法人課税では負担が大きすぎる。確かに大規模な目的信託も考えられようが、一般財団に比し気軽に柔軟性のある目的信託が求められていると解される。想定できる目的信託による運用はもっとシンプルで金融資産程度しか考えられず、かつ目的信託は法人との親近性がなく20年の制限がある。特定の業者・寺院もしくは個人または人格なき団体を受益者または受託者（まだ認められていないが）と指定するスキームとの比較において、目的信託のスキームが優れていても他の手段を選択することになるのだろうか。」と述べている。このような一定の信託については、税率を軽減するなどの特例措置が検討されてもよいのではないだろうか。

当該受益者等の受益権の取得による受贈益について、所得税又は法人税が課税されないこととなる（所得税法 67 条の 3 第 1 項、第 2 項、法人税法 64 条の 3 第 2 項、第 3 項）。

- ④ 受益者等の存在しない信託が終了した場合には、残余財産を取得した帰属権利者に対して所得税又は法人税が課税されることとなる。
- ⑤ 受益者等の存在しない信託を利用した相続税又は贈与税の租税回避（とみなされる）に対しては、次の措置が講じられた。

イ その信託の受託者に適用される法人税率と相続等により適用される相続税率等の差を利用した租税回避については、受託者に相続税等が課税されることとなる（法人税等は控除される。）（相続税法 9 条の 4）。

ロ 受益者等が特定した時に、当該受益者等が委託者の孫等である場合には、当該受益者等に贈与税が課税されることとなる（相続税法 9 条の 5）。

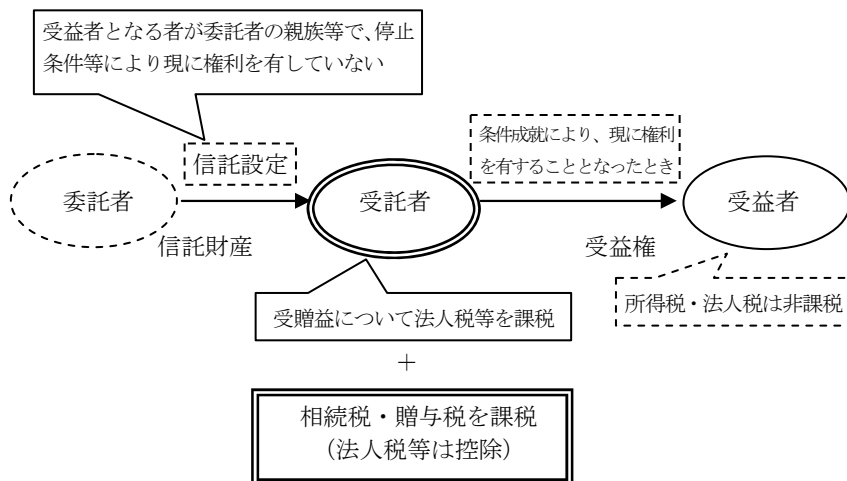
- ⑥ 公益信託については、改正前と同様の取扱いが維持されることとなった。

（1）特例の趣旨

上記⑤のイが相続税法第 9 条の 4 の特例であり、ロが相続税法第 9 条の 5 の規定の内容となる。この相続税法第 9 条の 4 の特例の趣旨について、主税局担当者は、『改正税法のすべて』の中で、「受益者等が存しない信託における受託者への法人課税は、その後存在することとなる受益者等に代わって課税されるという考えによるものです。具体的には、受益者等が存しない場合に受託者に対し受贈益について課税し、その後の運用益についても受託者に課税します。その後において、受益者が存することになった場合には、受益者が受託者の課税関係を引き継ぐことになり、この段階で特に課税関係は生じさせないこととされています。そこで、このような仕組みを使った相続税等の課税回避策としては、例えば、相続人 A に半年後に受益権が生じる停止条件を付した信託をすることにより、相続税（最高税率：50%）ではなく、法人税（実効税率：40%）の負担で済ませてしまうことが考えられます。課税の公平を確保する観点からこのような課税回避に対応するため、受託者へ

の受贈益が生じる段階において、将来、受益者となる者が委託者の親族であることが判明している場合等において、受託者に課される法人税等に加えて相続税等を課することとされました。」⁽²⁰⁹⁾と説明している。

【相続税法第9条の4の特例のしくみ】⁽²¹⁰⁾ [第1項]



(2) 特例の概要

イ 受益者等が存しない信託の効力が生ずる場合において、「当該信託の受益者等となる者」がその信託の委託者の親族等（相続税法施行令第1条の9に規定する親族等をいう。以下同じ。）であるときは、その信託の効力が生ずる時において、その信託の受託者は、その委託者からその信託に関する権利を贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課税されることとなる。ただし、その信託の委託者の死亡に基因してその信託の効力が生ずる場合には、遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課税されることとなる。

なお、受益者等が存しない信託の受益者等となる者が明らかでない場

(209) 松田淳ほか・前掲注(30)478～479頁。

(210) 松田淳ほか・前掲注(30)480頁。

合にあつては、その信託が終了した場合にその信託の委託者の親族等がその信託の残余財産の給付を受けることとなるときにも相続税法第9条の4第1項の適用がある。

- ロ 受益者等が存する信託について、その信託の受益者等が存しないこととなった場合において、「当該受益者等の次に受益者等となる者」がその信託の効力が生じた時の委託者又はその次に受益者等となる者の前の受益者等の親族等であるときは、受益者等が存しないこととなった場合に該当することとなった時において、その信託の受託者は、その次に受益者等となる者の前の受益者等からその信託に関する権利を贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課税されることとなる。ただし、その次に受益者等となる者の前の受益者等の死亡に基因してその次に受益者等となる者の前の受益者等が存しないこととなった場合には、遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課税されることとなる。

なお、受益者等が存しないこととなった信託の次に受益者等となる者が明らかでない場合にあつては、その信託が終了した場合にその信託の委託者又はその次に受益者等となる者の前に受益者等の親族等がその信託の残余財産の給付を受けることとなるときにも相続税法第9条の4第2項の適用がある。

- (注) 上記イの「当該信託の受益者等となる者」又はロの「当該受益者等の次に受益者等となる者」については、相続税法基本通達9の4-3（受益者等が存しない信託の受益者等となる者）において、「法第9条の4第1項に規定する『当該信託の受益者等となる者』又は第2項に規定する『当該受益者等の次に受益者等となる者』が複数名存する場合で、そのうちに1人でも当該信託の委託者（同項の次に受益者等となる者の前の受益者等を含む。）の親族（令第1条の9に規定する者をいう。以下9の5-1において同じ。）が存するときは、法第9条の4第1項又は第2項の規定の適用があることに留意する。」とされ、複数名の受益者等のうち1

人でも委託者の親族がいたら、法第9条の4第1項又は第2項の規定が適用されることとなる⁽²¹¹⁾。

(3) 事例による検討

相続税法第9条の4の規定の適用について、次の事例について検討を行う。

【事例4】Aは、夫Bを先に亡くし、長男Cがいるのみである。長男Cは結婚して事業にも大成功し、Aとは同居せず、別の場所に邸宅を構えて生活してきた（Aからの遺産相続は望んでいない）。Aはペットが大好きで、自宅に犬5匹、陸亀20匹、蛇5匹など、多くの動物を大事に飼育してきた。Aの主な財産としては、自宅とその敷地のほか、金融資産などで、時価5億円となる。Aは、高齢であり、自分の死後、ペットの面倒を見てくれる人がいないことから、遺言によって全遺産をいわゆる目的信託（信託法258条による受益者の定めのない信託）とした。

【事例5】事例4と基本的な事実関係や信託の目的も同じであるが、その信託行為に別段の定め（信託法147条）を設け、委託者をAの長男Cとした。なお、長男Cは特定委託者となるものとする。

事例4と事例5は、いずれも受益の中心となるのは、Aのペットである、事例4と事例5と相違するのは、委託者たる権能を有する者がいなくなるのを恐れ、長男Cが委託者（特定委託者）となるということである。

ところで、信託法第258条第1項に規定する受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。）のない信託（目的信託）で、かつ、特定委託者の存しないものについては、受益者等が存しない信託に該当することから、受託者（受託者が個人である場合には法人とみなされる）には、信託財産

(211) 星田・前掲注(185) 57頁は、「9条の4第1項の文理解釈から、親族が独りでもいれば、たとえその一部を公益法人に与える場合であっても、各々贈与税が課されることになると解される（相基通9の4-3）が、極端すぎて、従前の税制を維持することと新たな類型の信託の課税の調和が取れていないように感じられる。」としている。

の価額（受贈益）及び信託財産から生ずる所得に法人税が課税される。また、委託者については、信託財産の価額に相当する金額による譲渡があったものとして課税される。ただし、目的信託で、かつ、特定委託者の存しないものについては、相続税又は贈与税の課税関係が生じ得ないことから、相続税法第1章第3節の規定の適用がないことが明らかにされている（相続税法基本通達9の4-1）。

事例4については、上記で説明した課税関係となるケースであり、受託者に対して法人税等が課税され、特定委託者に該当する者は存しないことから、受託者に対する相続税の課税関係は生じない。

事例5については、目的信託に該当し、長男Cは特定委託者となることから、受託者に対して法人税等が課税されるだけでなく、相続税法第9条の4の規定の適用を受け、受託者に相続税が課税される。

長男Cとしては、特定委託者に該当することから、目的信託の信託財産から給付を受けることとなっており、具体的にどのような給付を受けるかどうかは定かではないが、相続税法第9条の4の適用はやむを得ないということとなろう。ただし、第1章第5節の4「受益者の定めのない信託（目的信託）」で述べたとおり、目的信託の中には、かなり公益性の高い活動等を行うものも出てくると考えられるが、事例5のように特定委託者に該当する者が存する場合には、相続税法第9条の4の適用を受けることとなることから、目的信託を設定する場合には、その信託目的にあったものにすることは当然であるが、課税規定の内容を十分に理解した上で信託を設定する必要がある。

なお、受益者等が存しない信託に該当すると、受託者に法人税等が課税されることとなるが、その法人税の申告手続きや納税等について、信託契約等の中で委託者等と十分に協議し、後で問題とならないようにしておく必要がある。

3 相続税法第9条の5

受益者等が存しない信託については、前条に続き、相続税法第9条の5も設けられた。この規定は、いわゆる相続税の世代飛ばしに対処するための特例と言えるであろう。

相続税法第9条の5

受益者等が存しない信託について、当該信託の契約が締結された時その他の時として政令で定める時（以下この条において、「契約締結時等」という。）において存しない者が当該信託の受益者等となる場合において、当該信託の受益者等となる者が当該信託の契約締結時等における委託者の親族であるときは、当該存しない者が当該信託の受益者等となる時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみなす。

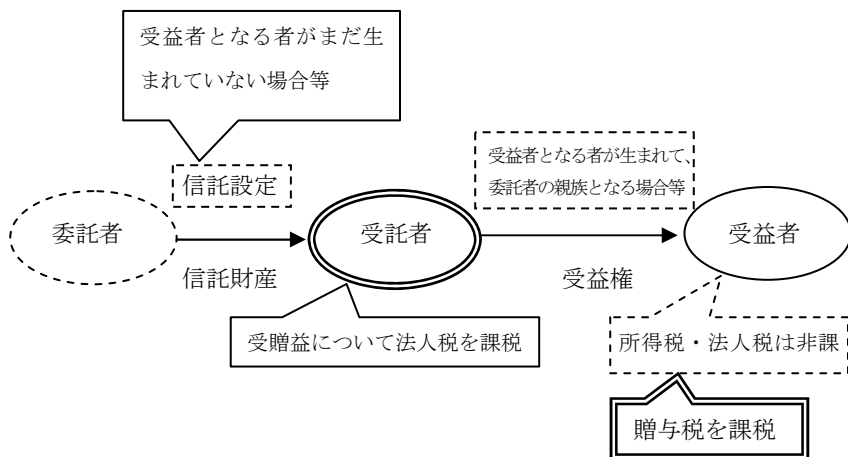
（1）特例の概要

受益者等が存しない信託について、その信託の契約締結時において存しない者がその信託の受益者等となる場合において、その信託の受益者等となる者がその信託の契約締結等における委託者の親族等であるときは、その存しない者がその信託の受益者等となる時において、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課税されることとなる。

この特例の適用については、「相続税法第9条の4の適用があった場合を除く」旨の規定がないことから、同条の適用の有無とは関係がないこととなる。これは、相続税法基本通達9の5-1「受益者等が存しない信託については、法第9条の4第1項又は第2項の規定の適用の有無にかかわらず、当該信託について受益者等（同条第1項又は第2項の信託の残余財産の給付を受けることとなる者及び同項の次に受益者等となる者を含む。）が存することとなり、かつ、当該受益者等が、当該信託の契約締結時（令第1条

の11各号に規定する時をいう。)における委託者の親族であるときは、法第9条の5の規定の適用があることに留意する。」からも明らかである。したがって、例えば、未だ生まれていない子を受益者とする信託を設定し、当該信託の効力が生じた時に当該信託の受託者に対して贈与税(又は相続税)が課税(受託者に対して課税された法人税等相当額が控除される)されたものについて、さらに当該生まれていない子が出生し、当該信託の受益者となった時に贈与税が課税されることとなる。

【相続税法第9条の5の特例のしくみ】⁽²¹²⁾



(2) 特例の趣旨等

相続税法第9条の5は、特例規定として設けられているが、その創設の趣旨について、主税局担当者は「未だ生まれていない孫等を受益者とする信託を設定した場合等には受託者段階での負担(相続税法第9条の4による贈与税等の負担を含みます。)だけで孫等への財産移転が可能となります。ところで、通常の相続では生まれていない孫等へ財産を承継させるために

(212) 松田淳ほか・前掲注(30)481頁。

は、少なくともその前に誰かに一旦帰属させ、その後、生まれてきた孫等に承継することとなります。このような場合に少なくとも2回の相続を経る必要がありますが、上記のように信託で行うと相続の回数を減らすことができ、その分の相続税負担を免れることとなります。また、受益者指定権を有する者を定め、信託の設定時において相続税法第9条の4の課税を回避し、その後親族等を指定するような場合についても同様の問題が生じます。このようなことに対して、課税の公平を確保する観点から、本特例により適正化措置を講ずるものです。」⁽²¹³⁾と述べている。

上記のとおり、相続税法第9条の5は、「未だ生まれていない孫等を受益者とする信託を設定した場合等」に対応する課税規定であるといえる。信託法が改正され、様々な信託が利用できることとなり、米国において導入された世代飛び越し移転税（Generation-Skipping Transfer Tax）⁽²¹⁴⁾のように、信託課税において相続税の世代飛ばしに対応するための規定が必要となったと言うことができよう。

我が国の相続税においては、相続税法第18条⁽²¹⁵⁾に相続税額の加算する

(213) 松田淳ほか・前掲注(30)480頁。

(214) 渋谷雅弘「資産移転課税（遺産税、相続税、贈与税）と資産評価（一）」法学協会雑誌110巻9号1346～1349頁（平5）。世代飛び越し移転税（Generation-Skipping Transfer Tax）とは、①移転者が二世以上若い世代の者（跳躍者）に対して財産の移転を行ったとき（直接跳躍）、②信託に保有される財産に対する何者かの利益が終了し、以後跳躍者のみがその財産に対して利益を有するとき（課税利益終了）、及び③信託からの跳躍者への利益の分配であって上記①及び②に該当しないものがあったとき（課税分配）、という3つの場合について課税されるという制度である。納税義務者は、①は移転者や信託の受託者、②は移転者又は信託の受託者、③は受領者である。税額は、上記3つの課税原因に係る財産の価額に遺産税の最高税率を適用して計算することとされている。また、100万ドルの非課税額が認められており、これを用いた複雑な計算が採用されている。なお、世代飛び越し移転税は、1976年に導入された後、1986年に全面改正されている。

(215) 相続税法第18条（相続税額の加算）

相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含む。）及び配偶者

ための規定が設けられ、平成 15 年にその内容が一部改正されてはいる（相続税が加算される対象となる者に被相続人の直系卑属でその被相続人の養子となっている者（いわゆる孫養子）が含まれることとされた。）が、相続税の世代飛ばしに対応しているとまでは言いがたい。すなわち、被相続人が（既に生まれている）孫等に対して遺贈する、養子縁組をして相続させるなどの方法は、民法においても禁止されているわけではなく（遺留分制度により相続人の権利保障はなされている）、上記の相続税額の加算規定があるものの、2 回の相続税を 1 回にするようなことについての否認規定が設けられているわけではない。

このような中で、相続税法第 9 条の 5 が規定され、今後、この規定の意義とともに、世代飛ばしの問題が議論されるのではないだろうか。信託課税に止まることなく、相続税全体のあり方の中で議論がされることを期待したい。ただし、このような規定がないと、受益者等が存しない信託と組み合わせ、様々な方法によって租税回避が行われやすくなることは間違いないであろう。

以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算した金額とする。

- 2 前項の一親等の血族には、同項の被相続人の直系卑属が当該被相続人の養子となっている場合を含まないものとする。ただし、当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となっている場合は、この限りでない。

第4章 新しい信託課税制度における問題点とその解決策等

序

第2章において従来の信託課税制度の検討を行ったところ、複数の問題点(①信託行為時課税、②裁量信託に対する課税、③始期付受益者に対する課税、④受益権評価の適正化等)が判明し、それらの解決の方向性について検討を行った。続く第3章では、改正後の信託課税制度の内容を確認するため、条文ごとに検討を行った結果、改正後の信託課税制度は、基本的には従来の信託課税制度の考え方(信託導管論)を踏襲、あるいは強化させることにより、課税関係の明確化は図られてはいるが、信託行為時課税等の従来の信託課税制度の問題点が完全に解決されたわけではなく、また、受益者連続型信託や受益者等の存しない信託等の規定について新たな問題点が生じていると考える。そこで、本章では、従来の信託課税制度の様々な問題点を踏まえた上で、新しい信託課税制度について引き続き検討を行うこととする。

また、新たな信託課税制度には、租税回避策をあらかじめ封じるような規定が設けられている。佐藤英明教授が、「今回の改正信託法においては、三つのパターンの租税回避防止の手法がとられていると思います。第一は、特定委託者を受益者とみなすというみなし受益者の規定であります。これはアメリカ法のグラントー・トラストと類似の処理でありまして、委託者の所得分割への対応という効果を持ちます。二つ目は、法人の一部が切り出されたりして信託になることによって、法人税が免税されるという可能性が出てきますから、これに対して信託段階での課税を確保するという手法があります。法人課税信託の中に、例えば法人の事業を信託し、法人株主等が受益権の過半を得るものであるとか、法人の特殊関係者が受託者で、存続期間が20年を超えるものであるとか、こういうものが法人課税信託とされているのは、いわば信託段階での法人課税を確保するという趣旨によるものと思います。三つ目が、これは信託に特有の

ものではなく、一般の法人と同様に法人課税信託における組織再編等へ対処するものであって、行為計算否認規定の適用範囲を拡大するという方法で対応されております。」⁽²¹⁶⁾と述べていることから明らかである（これらは、必ずしも資産課税について述べているわけではなく、所得課税を中心に述べていると考えられる。）。しかし、信託とはそもそも租税回避を図るために利用しやすい制度でもあることを考えると、改正後の信託課税制度の実効性についても様々な角度から検討しなければならないと考える。これが本章のもう一つの目的である。

第1節 新しい信託課税制度における問題点とその解決策

新しい信託課税制度上の問題点については、次の第2節とも関連するが、租税回避防止策を念頭に置いていることに基因するものが多いと考える。相続税法における租税回避防止策としては、①相続税法第9条の2第6項により、信託財産に属する資産及び負債はその信託の受益者等が自ら有するものとみなし、相続税法施行令第1条の12第3項により、(i)受益者等が1である場合には、その信託に関する権利の全部をその受益者等が全てを有し、(ii)受益者等が複数の場合には、その信託に関する権利の全部をそれぞれの受益者等がその有する権利の内容に応じて有するものとしていること（これにより課税対象外となるスキームを作れないこととなる。）、②アメリカのグランター・トラストと類似した処理が可能となる特定委託者という概念を採用したこと、③受益者連続型信託に対して特別な課税方法を採用したこと、④受益者等の存しない信託について法人課税信託であるとともに受託者課税を採用したこと、⑤相続税法第64条に第5項を新設し、行為計算否認規定の適用範囲を拡大したことなどが考えられる。

上記①については、必ずしも租税回避のためではないとの反論も予想される

(216) 金子宏ほか・前掲注(129)9～10頁。

が、この考え方を採用することにより、租税回避を図ることが難しくなることは相違ないと考える。そして、新たな信託課税制度では、信託行為時課税を変更することなく、受益者等（特定委託者を含む）から受益者等への贈与課税等が仕組まれている。すなわち、信託の効力が生じ、一旦、受益者が存在することになれば、その信託の受益権はすべて誰かに帰属し、その後は受益者等が変わる度に、課税関係が生じるのである。したがって、前述したように、複数の受益者の中に停止条件が付されている受益者がいる場合には、その停止条件が付されている受益者が将来受けるべき課税を、受益しない者が受けなければならないという場合も考えられる。ただし、せっかく特定委託者が受益者の仲間入りをし、活用の仕方によっては無駄な課税を受けることなく理にかなった課税関係とすることもできるわけであるから、信託の設定に当たっては、特定委託者の活用を十分に考慮しなければならないのである。また、上記③の受益者連続型信託の課税において、「・・・受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす。」という規定の内容が示しているとおり、課税のすき間は作らない、すなわち租税回避や課税漏れを生じさせないことを狙った課税方式と言えるのではないだろうか。

1 受益者連続型信託における課税上の問題点とその解決策

受益者連続型信託における問題については、第3章第2節の2で取り上げたが、ここでさらに検討を行うこととする。まず、信託が合意等により終了した場合における取扱いが相続税法基本通達9-13⁽²¹⁷⁾に定められており、こ

(217) 相続税法基本通達9-13(信託が合意等により終了した場合)

法第9条の3第1項に規定する受益者連続型信託（以下「受益者連続型信託」という。）以外の信託（令第1条の6に規定する信託を除く。以下同じ。）で、当該信託に関する収益受益権（信託に関する権利のうち信託財産の管理及び運用によって生ずる利益を受ける権利をいう。以下同じ。）を有する者（以下「収益受益者」という。）と当該信託に関する元本受益権（信託に関する権利のうち信託財産自体を受ける権利をいう。以下同じ。）を有する者（以下「元本受益者」という。）とが異なる

の通達の解説⁽²¹⁸⁾によれば、「当該信託に関する収益受益権（・・・）を有する者（・・・）と当該信託に関する元本受益権（・・・）を有する者（・・・）とが異なるもの（・・・）が、新信託法第 164 条の規定により終了（・・・）した場合には、元本受益者は当初予定された信託期間の終了を待たずに信託財産の給付を受けることになり、その反面、収益受益者は当初予定された信託期間における収益受益権を失うこととなる。したがって、当該元本受益者は、何らの対価も支払うことなく合意終了直前において当該収益受益者が有していた収益受益権の価額に相当する利益を受けることとなるから、法第 9 条の規定により、当該利益を贈与又は遺贈により取得したものとみなされることとなる。」と説明されている。ただし、この取扱いの対象となる信託は、受益者連続型信託以外の信託に限られている（受益者連続型信託が除外されているのは、相続税法第 9 条の 3 に特例が設けられ、課税対象財産が規定されているからであろう。）。しかしながら、相続税法第 9 条の 3 の規定においては、収益に関する権利を有する者（収益受益者）は、自らの生存期間中には一定の受益のみを受けるにもかかわらず、その権利の価値に作用する要因としての制約は付されていないものとみなされ、すべての受益権（又は信託財産）に対して課税されることと、整合が取れているのであろうか。すなわち、相続税法基本通達 9-13 の取扱いで受益者連続型信託を除外したように、受益者連続型信託に関する権利者は、第 1 次受益者であっても第 2 次受益者・・・であっても、受益権を取得するだけであり、信託目的が終了したときの残余の信託財産は帰属権利者等に帰属することとなるのである。繰り返しとなるが、相続税法第 9 条の 3 に規定する「・・・当該受益者連続型信託

もの（以下 9 の 3-1 において「受益権が複層化された信託」という。）が、信託法（平成 18 年法律第 108 号。以下「信託法」という。）第 164 条（（委託者及び受益者の合意等による信託の終了））の規定により終了した場合には、原則として、当該元本受益者が、当該終了直前に当該収益受益者が有していた当該収益受益権の価額に相当する利益を当該収益受益者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。

(218) 前掲注(180)4 頁（相続税法基本通達 9-13 の説明）。

の利益を受ける期間の制限その他の当該受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす。」との部分に疑問を感じるのである。この点については、第3章第2節の1「相続税法第9条の3」で指摘した「所得税・法人税の課税のあり方とも関連した難しい問題」もあることから、今後の議論に期待することとしたい。

なお、上記の問題から離れ、受益者連続型信託の受益権（収益受益権）の評価方法についてみれば、第2章第4節の4「まとめ」で引用した佐藤英明教授の考え方（①収益受益者が「有している受益権は、・・・20年間定期金を受け取る権利である定期金債権に類似した権利であるというべきであろう」、②「受益者の死亡によって終了する信託の存続期間はその者の統計上の平均余命とするなど」）を用いて、例えば、相続税法第24条第1項第3号⁽²¹⁹⁾の規定する終身定期金の評価方法（現在の平均余命を前提とした見直しは必要と考える。）を基本とした評価方法によるべきではないだろうか。もちろん財産評価基本通達202に定められた収益受益権の評価方法によることもできるが、その場合には、平均余命⁽²²⁰⁾を参考にして「課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間」を算定することとなると考える。

最後に、受益者連続型信託の課税上の問題点を整理しておくため、次の事例で比較・検討を行うこととする。

(219) 相続税法第24条第1項第3号

終身定期金については、その目的とされた者の当該契約に関する権利の取得の時のにおける年齢に応じ、1年間に受けるべき金額に、次に定める倍数を乗じて算出した金額

25歳以下の者	11倍
25歳を超え40歳以下の者	8倍
40歳を超え50歳以下の者	6倍
50歳を超え60歳以下の者	4倍
60歳を超え70歳以下の者	2倍
70歳を超える者	1倍

(220) 厚生労働省が公表している「平成18年簡易生命表」によると、男の平均寿命は79.00年、女の平均寿命は85.81年である。

【事例6】Aは賃貸住宅とその敷地を所有し、第三者に対して賃貸していた。その後、Aに相続が開始し、その賃貸住宅（相続税評価額1億円）とその敷地（相続税評価額2億円）については妻Bが相続により取得した。

【事例7】Aは賃貸住宅とその敷地を所有していたが、その賃貸住宅及びその敷地について遺言代用の信託の契約を締結し、A自らを収益受益者とした。その後、Aの死亡により信託は終了し、賃貸住宅（相続税評価額1億円）とその敷地（相続税評価額2億円）は妻Bに帰属された。

【事例8】Aは賃貸住宅とその敷地を所有していたが、その賃貸住宅及びその敷地について受益者連続型信託の契約を締結し、Aが生存中は自らが受益者（第1次受益者）となり、Aの死亡により、妻Bが受益者（第2次受益者）となり（賃貸住宅の相続税評価額1億円、その敷地の相続税評価額2億円）、その5年後、妻Bの死亡により、Aの先妻の子Cが受益者（第3次受益者）となった。

※ 事例7の収益受益者及び事例8における受益者は、賃貸住宅から生じる賃貸料収入のうちから受益するものとする。

事例6と7については、いずれもAの死亡により、賃貸住宅とその敷地を妻Bが取得する。事例8については、Aの死亡により、Bが取得するのは収益受益権のみであるが、相続税法第9条の3の規定により、事例6と7と同様に、賃貸住宅とその敷地を取得したものとみなされる。

事例7については、Aが自ら収益受益者となり、相続税法第9条の4に規定する受益者等が存しない信託には該当しないことから、Aとしては、事例6の方法を選択しても、事例7の方法を選択してもBの課税される価格としては変わらないこととなる。事例6と事例7との相違点であるが、事例7は遺言と同様の効果があり、Aが特定の財産である「賃貸住宅とその敷地」を特定の者である妻Bに譲与したと言えるが、事例6では、Aの意思とは直接関係なく、相続人間の協議により結果として妻Bが「賃貸住宅とその敷地」を相続することが決定したという点である（なお、事例7は、遺言代用の信託であるが、Aが受益者等に該当することから、相続税法第9条の4に規定す

る「受益者等の存しない信託」には該当しない。次の 2「受益者等が存しない信託における課税上の問題点とその解決策」を参照。）

問題は事例 8 である。通常では妻 B の死亡により「賃貸住宅とその敷地」を先妻の子 C は取得（相続）することはできないが、A は受益者連続型信託を選択することにより、それを可能とすることができる。A にとっては、民法においては許されない後継ぎ遺贈の代わりに受益者連続型信託によって同様の効果を得ることができることから、その結果には満足するであろう。しかし、この事例で言えば、妻 B は、相続税法第 9 条の 3 の規定により「賃貸住宅とその敷地（相続税評価額合計 3 億円）」を取得したものとみなされ、この 3 億円が相続税の課税対象となるが、B の生存期間 5 年間の受益額が仮に 5,000 万円であったとすると、B に対する課税が過大であったのではないかと考えるのは当然のことではないだろうか。

それでは、A に係る相続税において、賃貸住宅とその敷地（相続税評価額合計 3 億円）ではなく、5,000 万円の受益権を課税対象とすればよいのではないかという意見もあり得るが、それでは課税価格を引き下げ、延いては租税回避につながり兼ねないので容認することはできない。それではどのように解決したらよいか。繰り返しとなるが、受益者連続型信託のような生存期間によって受益できる信託期間が変化するようなものについては、上記で述べたような平均余命を考慮に入れた評価方法を基に受益権の評価を行うことを基本とすべきではないだろうか。そして、この考え方に基づいて評価を行ったところ、5,000 万円になったとしたら、残りの 2 億 5,000 万円については、B に対して課税するのではなく、信託財産自体に課税するか、受託者に課税する（相続税法第 9 条の 4 のように。ただし、受託者に課税するといっても、税金相当額については、実際は信託契約等によって信託財産又は信託報酬等の中から拠出されることとなるのではないだろうか。）という方法がよいと考える（繰り返しとなるが、この場合、受益者等に対する課税と法人等に対する課税が並存するといった問題等を解決しなければならない）。

最後に、受益者連続型信託の課税方法に対する批判を紹介しておく。「後継

ぎ遺贈型または類似の受益者連続信託の相続税法上の課税の考え方が新法を無視するだけでなく課税理論からも逸脱していること、福祉型信託に対する配慮がないことである。第二・第三受益者または帰属権利者の経済的権利の取得が確定していないことを配慮し、設定時に課税しないことは首肯できるが、だからといって、同様に信託にかかる経済的権利を全部取得しえないにもかかわらず、相続税法9条の3により、第一次受益者になんら制限のない財産を取得したとみなして課税することはもっとも問題である。どこからその担税力が生じるといえるのか。極端に表現すれば、ないものをあるとみなして課税すると読め、取得者課税として理解し難い課税関係である。また、第二受益者に対する信託の権利は第二受益者が生存していることが条件であり、単なる不確定期限付きではない、停止条件付遺贈に準ずる経済的効果があるといえる。さらに、福祉型信託または家族の生活保障・支援のための家族信託は、負担付遺贈に代替する法的安定性があり、今後期待したい方法である。確かに負担付遺贈と受益者連続信託の法的効果は異なるが、その経済的効果が同じ場合もあり、福祉型信託においては相続税法基本通達の11の2-7⁽²²¹⁾または11の2-8⁽²²²⁾のいずれかに準ずる税制を考慮すべきではないだろうか。両者には納税負担に差があり、中立性どころか信託の活用を阻害する税制との不安を抱く。・・・」⁽²²³⁾受益者連続型信託の課税方法に対する問

(221) 相続税法基本通達11の2-7（負担付遺贈があった場合の課税価格の計算）

負担付遺贈により取得した財産の価額は、負担がないものとした場合における当該財産の価額から当該負担額（当該遺贈のあった時において確実と認められる金額に限る。）を控除した価額によるものとする。

(222) 相続税法基本通達11の2-8（停止条件付遺贈があった場合の課税価格の計算）

停止条件付の遺贈があった場合において当該条件の成就前に相続税の申告書を提出するとき又は更正若しくは決定をするときは、当該遺贈の目的となった財産については、相続人が民法第九百条から第九百三条までの規定による相続分によって当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。ただし、当該財産の分割があり、その分割が当該相続分の割合に従ってされなかった場合において当該分割により取得した財産を基礎として申告があった場合においては、その申告を認めても差し支えないものとする。

(223) 星田・前掲注(22)189頁。星田・前掲注(187)52～57頁にも同様な批判が述べられ

題については、様々な議論がなされ、誰もが納得する課税方法となることを期待する。

2 受益者等が存しない信託における課税上の問題点とその解決策

相続税法第9条の4（受益者等が存しない信託等の特例）については、第3章第2節の2で検討したとおりであるが、ここでは、信託法によって新たに認められた遺言代用の信託を基に、この特例の問題について検討を行うこととする。

【事例9】甲と乙には、やや知的障害のある一人息子丙（40歳）がおり、現在も3人で一緒に生活している。甲と乙は丙の将来を案じ、甲は金銭3億円を信託財産として信託法第90条第1項に規定する信託（遺言代用の信託）を設定した。この信託では、委託者が死亡するまでの間は、受益者としての権利を有する受益者が誰も存しないこととなるが、受益者等が存しない信託として、法人税等が課税され、相続税法第9条の4の規定の適用があるか。

事例9は、遺言代用の信託が設定された場合の問題である。第1章第2節の3「遺言代用の信託」で述べたとおり、典型的には、遺言代用の信託については、委託者である者が、ある財産を信託し、委託者が生存している間は、委託者自身を受益者とし、委託者が死亡した時に、財産の分配を信託によって行おうとするものである。このように委託者が受益者となっている場合であれば、受益者等が存しない信託には該当しないことから、法人課税信託として法人税が課税されることはなく、相続税法第9条の4の適用はない（相続税法第9条の2第1項の規定により、受益者となる息子の乙に贈与税が課税されるのではないかと疑義があるが、乙は、受益者として権利を現に有する者ではないことから、贈与税の課税はない⁽²²⁴⁾。）。ただし、本事例につ

ている。

(224) 能見善久教授は『現代信託法』（242頁）の中で、遺言代用の信託は、信託法・相続税法が改正される前においても、「効果との関係ではなお、若干の問題はあるが、

いては、委託者である甲が死亡するまでは、受益者が息子の乙と指定されていても、それまでの間は受益者が存せず、かつ、遺言代用の信託の効力は生じると考えられることから、受益者等が存しない信託に該当し、法人課税信託として法人税等が課税され（所得課税の観点から言えば、受益者等が存しない以上、法人課税信託となるのは当然との主張になろう。）、相続税法第9条の4も適用されるのではないかと疑義が生じる。

ところで、死因贈与であれば、民法においても遺贈に関する規定がその方式を除いて適用され、贈与者はいつでもその贈与を撤回することができる（遺言代用の信託についても受益者の変更が可能である。）。そして、相続税法においても死因贈与は、遺贈と同様に取り扱うこととしている（相続税法第1条の3）。そうであれば、遺言の代用信託についても、死因贈与と同様の機能を持つ遺言代用の信託についても、死因贈与と同じ課税関係になるべきではないかと考える。遺言代用の信託において、委託者が受益者となっていない場合であっても、「信託の変更をする権限を現に有し」ていることから、「当該信託財産の給付を受けることとされている者」という要件がクリアでき、相続税法第9条の2第5項に定義された「特定委託者」として扱うことができれば、問題が解決できると考えられる。それとも遺言代用の信託は、法人課税信託となり、相続税法第9条の4も適用されるべき信託なのだろうか。

3 その他の問題点とその解決策

これまで第2章第5節及び様々な事例を使用しながら、信託課税上の問題点とその解決策を検討してきたが、次の2項目について検討を行うこととす

信託法上は撤回権留保の信託も有効である。ただし、税制との関連で遺言代用の生前信託は使い難いといわれている。」と述べるとともに、「委託者 A が自分の財産を他人 B を受益者として受託者 T に信託すると、この時点で受益者 B に贈与税をかけられる可能性がある。これでは遺贈より不利なので、遺言の代わりに信託を使おうとするものはいないであろう。」と述べている。

る。

① 信託行為時課税について

信託行為時課税については、現実受益時課税よりも課税の公平という点で優れていることから、評価精度の向上という課題はあるものの、維持すべきであると述べたとおりである。ただし、以前から多くの指摘があったことも事実であり、信託行為時課税に全く問題がないとはいえない。収益受益権については、信託が設定されれば、一般には受益が開始されるであろうが、信託の終了時に元本の交付を受ける元本受益権については、その信託が終了し、その元本を実際に受益するのは将来となる（近い将来か遠い将来かは、原則として信託契約等における信託期間の長さによる）。したがって、元本受益者は、その受益権について信託行為時に課税されても、その時に受益者として経済的な利益を享受しているわけではなく、また課税されても担税力の点において問題が生じる場合があると考えられる。そこで、贈与税や相続税における農地等の納税猶予制度のような特例制度を信託課税において（元本受益権に対して）導入することにより、問題の解決が図れるのではないだろうか（ただし、猶予税額を一定期間の後に免除するわけではない。）。この新たな特例制度は、信託行為時課税の原則を崩すことなく、納税者感情や担税力にも配慮した制度ができるものと考えられる。

具体的に言えば、元本受益権に対する課税は、これまでと同様に、信託行為時に行われることとなるが、一定の要件（信託期間の長さ、撤回可能か否かなど、様々な要件設定が可能と考える。）を満たすものについては、信託の設定時の内容により算出された税額（贈与税又は相続税）はその時に納付することなく、税務署長の承認を受けて一旦猶予され、実際に元本を取得したときに納付しなければならないというものである。そして、仮に、信託契約等によって定められた信託終了予定時よりも前に、何らかの原因によって信託が終了し、その元本受益者がその信託財産である元本を受益したような場合には、その時点で猶予期限が確定し、猶予されていた

税額は納付しなければならないこととなる。なお、特例の適用に当たっては、上記のとおり、適用対象となる信託に一定の制限を加えるとともに、この納税猶予の特例の適用を受ける者には、毎年、継続届出書のようなものの提出を義務付け、信託が終了していないことなどを明らかにしてもらう必要があると考える。信託法の改正により、より信託の個別性が強くなると予想されることから、このような制度も検討の余地があるのではないだろうか（また、租税回避の防止にも有効ではないかと考える）。

② 特定委託者の明確化

特定委託者とは、前述したとおり、相続税法第9条の2第5項において「信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）⁽²²⁵⁾をいう。」と定義され、この「信託の変更をする権限」には、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むものとされている（相続税法施行令第1条の7第2項）。また、「軽微な変更をする権限」とは、信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限をいうこととされている（相続税法施行令第1条の7第1項）

新しい信託課税制度において、この特定委託者となるか否かについては、課税関係や特例の適用の有無に大きく係わってくることから、極めて重要なものとなる。しかし、信託の変更をする権限については、上記の政令等及び相続税法基本通達9の2-2（特定委託者）において用語の意味が解説されてはいるが、実務においては「特定委託者」に該当するか否かの判断に迷う場合もあるのではないかと考える。信託の変更とは、一般的には「信託行為に定められた信託の目的、信託財産の管理方法、受益者に対する信

(225) 相続税法施行令第1条の12第4項は、「停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者は、法第9条の2第5項〔贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利〕に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するものとする。」としている。

託財産の給付内容その他の事項について、事後的に変更を行うもの」⁽²²⁶⁾を意味し、信託法には、第 149 条（関係当事者の合意等）及び第 150 条（特別の事情による信託の変更を命ずる裁判）に規定が設けられているが、この「特定委託者」については、今後、信託設定事例の中で例示されることにより、共通の具体的な理解が得られることが望ましいのではないかと考える。

なお、特定委託者を定義する相続税法第 9 条の 2 第 5 項と同様な規定が、法人税法第 12 条第 2 項にも設けられている。この規定により受益者とみなされる者（みなし受益者）については、法人税法基本通達 14-4-8（受益者としてみなされる委託者）があり、「法人税法第 12 条第 2 項（（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）の規定により受益者とみなされる者には、同項に掲げる信託の変更をする権限を現に有している委託者が次に掲げる場合であるものが含まれることに留意する。(1)当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合(2)信託法第 182 条第 2 項（（以下 14-4-8 において「残余財産受益者等」という。））の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合」との留意通達）が定められている。

第 2 節 考えられる租税回避策とその対応策

1 資料情報の充実

新しい信託課税制度においては、租税回避の防止に力点が置かれていることは、前述したとおりであるが、どのような立派な課税制度を構築したとしても、課税の基となる資料・情報がなければ何の意味もないこととなる。相続税法第 59 条（調書の提出）について、次の改正が行われたが、資料情報の

(226) 寺本・前掲注(5)339 頁

重要性を物語っているといえよう。資料情報の充実については、単に規定が整備されればよいと言う問題ではないことから、それに関連する問題も含めて考えることとする。

相続税法第 59 条第 2 項

2 信託の受託者でこの法律の施行地に当該信託の事務を行う営業所、事務所、住所、居所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所等」という。）を有するものは、次に掲げる事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、財務省令で定める様式に従って作成した受益者別（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者別）の調書を当該営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、信託に関する権利又は信託財産の価額が一定金額以下であることその他の財務省令で定める事由に該当する場合は、この限りでない。

一 信託の効力が生じたこと（当該信託が遺言によりされた場合にあつては、当該信託の引受けがあつたこと。）。

二 第 9 条の 2 第 1 項〔贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利〕に規定する受益者等が変更されたこと（同項に規定する受益者等が存するに至つた場合又は存しなくなった場合を含む。）。

三 信託が終了したこと（信託に関する権利の放棄があつた場合その他政令で定める場合を含む。）。

四 信託に関する権利の内容に変更があつたこと。

【参考】信託に関する法定調書提出制度の概要

法定調書名		信託に関する受益者別（委託者別）調書 （相続税法 59②）	信託に関する計算書 （所得税法 227）	信託受益権の譲渡の 対価の支払調書 （所得税法 225①十 二）
提出義務発生時期	信託効力発生時 受益者変更時 信託終了時 権利内容変更時	提出を要す		
	信託期間中		提出を要す	
	信託受益権の譲渡時			提出を要す
提出義務者		信託の受託者で国内に営業所等を有するもの （注）信託会社から信託の受託者に対象範囲が拡大された	信託（但書き信託を除く）の受託者	個人に対し、信託の受益権の譲渡の対価の支払をした法人又は売委託を受けた信託受益権販売業者（但書き信託を除く）
提出期限		上記の提出義務に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月末日	①信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）は毎事業年度終了後 1 月以内 ②①以外の受託者は毎年 1 月 31 日	支払の確定した日の属する年の翌年の 1 月 31 日

提出省略基準	信託財産の評価額が50万円以下のもの(規則30③一)	各人別の信託の収益の額の合計額が3万円(計算期間が1年未満の場合は1万5千円)以下のもの	同一人に対するその年中の信託受益権の譲渡対価の支払金額が百万円以下であるもの(規則90の4②)
--------	----------------------------	--	---

(注) 「但書き信託」とは、所得税法第13条第1項但し書(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託をいう。

資料情報の重要性を確認するために、次の幾つかの事例を基に検討を行うこととする。

【事例10】Aは、現在、B社の資材置き場として貸し付けている甲土地(相続税評価額10億円)があり、地代収入が年間1,500万円ある。懇意にしていたC社を受託者に甲土地を信託(信託契約期間10年間)し、長男Dを収益受益者とし、信託の終了時に元本の交付を受ける元本受益者はAとしておいた。2年経過後に、AとDは、関係者合意の上で信託契約を変更して元本受益者をE(長男Dの子供)に変更した。C社は相続税法第59条第2項第2号の規定に基づく調書(信託に関する受益者別(委託者別)調書)を所轄の税務署長に提出しなかった。それから7年後、F税務署はこの事実を把握し、Eに対して贈与税を賦課したいと考えているが、Eは、相続税法9条の2第2項(新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合)に係る事実が7年前であり、期限後申告をする必要はないと申し立てている。

事例10のように、受託者が前述した相続税法第59条第2項の規定に基づく義務を履行しないと、元本受益権Aが変更されて元本受益者Eとなった事実を把握することは困難な場合が多いと考える。したがって、受託者は、適正公平な課税の実現について正しい理解が必要であり、同項の規定に基づき適正に調書を提出しなければならないことは言うまでもないが、もし、受託

者が租税回避に加担し、本事例のように調書を故意に提出しなかった事実等が把握されるような場合には、受託者等への罰則⁽²²⁷⁾の強化等について検討すべきであると考える。

なお、相続税法第 59 条の改正の趣旨について、主税局担当者は「信託の受益者別又は委託者別の調書については、従来からすべての課税機会に対応して提出が行われていないといった問題があったことに加えて、新信託法の制定や信託業法の改正により、信託に対する需要の拡大や受託者の範囲の広がりなど信託を巡る事情の変化により、適正公平な課税の実現のためには、次のような問題に対処することが求められることとなりました。①新信託法の制定、信託業法の改正などにより、信託の受託者の範囲の拡大が見込まれますが、調書の規定がそれに対応するものとなっていないこと。②受託者である信託会社が信託を引き受けた時にしか調書が提出されない状況では、課税漏れが生じ兼ねないこと。③今回の改正により、新たに創設された法人課税信託などをはじめとして、従来の法人税、所得税、相続税の枠を超えた課税のつながりが生じ、単に個人の委託者に限定した調書では対応が難しくなっていること。このようなことから、今回の改正においては、委託者又は受益者を個人に限定することなく、法人であってもその調書の対象とすることとするとともに、調書の提出機会を増加させるほか、調書の提出者を受託者すべてに拡充することとしています。」⁽²²⁸⁾と述べているが、全くそのとおりと考える。信託制度の良さを引き出し、多くの人々が安心して有効活用するためには、税を含めた正しい知識と理解が不可欠だからである。

それでは、次に、租税回避を行うため、海外にある信託銀行を受託者として信託を設定した事例について考えることとする。

(227) 相続税法第 70 条

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する。

一 第 59 条〔調書の提出〕の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

(228) 松田淳ほか・前掲注(30)485 頁。

【事例 11】A は、長年の間、国内で製造業を営んできたが、高齢となったため、事業は長男 C に任せ、妻 B とともに国内で隠居生活を送っている。A は 100 億円程度の財産を有しているが、租税回避を企み、もう一人の子供（長女 D、国籍不明）がヨーロッパにある X 国に居住していることから、X 国の Y 信託銀行（日本国内には営業所等はない法人である）を受託者とし、長女 D のみを受益者とする信託を設定した。信託財産としては、A が有する金融資産のうちから、50 億円を拠出することとし、X 国の Y 信託銀行に送金することとした。

【事例 12】事例 11 と基本的な事実関係は同じであるが、受益者を長女 D ではなく、受益者等を定めずに信託（受益者等の存しない信託）を設定することとした。ただし、いずれは長女 D がこの信託の受益者となることとされている。

事例 11 についてみると、受益者となっているのは長女 D であることから、相続税法第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用があるとすれば、受益権の価額は 50 億円と評価（財産評価基本通達 202）とされ、この価額に対して贈与税が課税されることとなる。

ただし、長女 D は、X 国で生活していることから、贈与税の納税義務者に該当するか否かを判定しなければならない。相続税法第 1 条の 4 に贈与税の納税義務者について規定されているが、同条第 2 号に「贈与により財産を取得した日本国籍を有する個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前 5 年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）」とされていることから、長女 D が日本国籍を有するなど、この規定に該当すれば、贈与税の納税義務者となり、贈与税が課税されることとなる。

また、同条第 3 号には、「贈与によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（前号に掲げる者を除く。）」と規定されていることから、長女 D が贈与

税の納税義務者となるためには、この事例の受益権が「この法律の施行地にある財産」でなければならない。では、この受益権は「この法律の施行地にある財産」と言えるのであろうか。財産の所在に関する規定は、相続税法第10条に置かれているが、一般の信託に関する権利（受益権）は第1項各号に個別に列挙されておらず、第3項の「第1項各号に掲げる財産及び前項に規定する財産以外の財産の所在については、当該財産の権利者であった被相続人又は贈与した者の住所の所在による」とされている。したがって、事例11においては、贈与した者（委託者）であるAの住所地が日本国内であることから、長女Dは「この法律の施行地にある財産」を取得したこととなり、「この法律の施行地に住所を有しない」場合であっても、長女Dは贈与税の納税義務者となり、贈与税が課税されるものと考えられる（ただし、相続税法第9条の2第6項に「・・・信託財産に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（・・・）の規定を適用する。」と規定されていることから、この受益権が「この法律の施行地にある財産」かどうかが問題となるのではなく、長女Dが取得したものとみなされる受託者Yの信託財産が「この法律の施行地にある財産」かどうかの問題となるとも考えられる（すなわち、信託財産の種類ごとにその所在が判定されることとなる。ここでは、Y信託銀行の預金となっていると仮定する。）。そして、Y信託銀行の預金となっているのであれば、相続税法第10条第1項第4号等の規定により、財産の所在はY信託銀行の所在地となり、「この法律の施行地でない財産」を取得したこととなり、長女Dは贈与税の納税義務者とならず、贈与税が課税されないと考えことはできないのであろうか。）。いずれにせよ、事例6でも取り上げたとおり、事例11の信託が設定されたことを把握する資料がなければ、適正公平な課税を実現することはできないことは明らかである。

事例12についてみると、事例11とは異なり、受益者等が存しない信託となるが、いずれは長女Dが受益者となることから、この信託の受託者は、相続税法第9条の4第1項の規定の適用を受けることとなる。

ただし、受託者はX国のY信託銀行であることから、事例11と同様、Y信託銀行が贈与税の納税義務者に該当するか否かを判定しなければならない。

「受益者等が存しない信託の受託者の住所等」については、相続税法施行令第1条の12に規定が設けられている。同条第1項第1号には「法第9条の4第1項又は第2項の信託の受託者の住所は、当該信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地にあるものとする」とあることから、Y信託銀行の所在地はX国内にあることとなる。また、同令第1条の12第1項第2号には「法第9条の4第1項又は第2項の信託の受託者は、法第1条の3第2号又は第1条の4第2号の規定の適用については、日本国籍を有するものとする」とされていることから、Y信託銀行は、日本国籍を有することとなる。さらに、相続税法第9条の4第3項の規定により、Y信託銀行は個人とみなされることから、Y信託銀行は相続税法第1条の4第1項第2号に照らしてみれば、「贈与により財産を取得した日本国籍を有する個人」で「当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前5年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）」に該当することとなる。したがって、贈与税の納税義務者となり、相続税法第9条の4第1項の規定の適用を受けることとなると考えられる。

なお、法人税法第2条第29号の2ロ⁽²²⁹⁾の規定により、受益者等の存しない信託については、法人課税信託となる。そして、同法第4条の6に「法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この章において同じ。）及び固定資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第2条第29号の2（定義）、第4条（納税義務者）

(229) 法人税法第2条第29号の2ロ

ロ 第12条第1項に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。）が存しない信託

及び第 12 条(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)並びに第 6 章(納税地)並びに第 5 編(罰則)を除く。以下この章において同じ。)の規定を適用する。」と規定されていることから、法人課税信託の受託者は法人税が課税されることとなる。ただし、法人税法第 4 条の 7 第 2 号の規定により、法人課税信託の信託された営業所が国内にないことから、事例 12 の Y 信託銀行は外国法人となり、同法第 9 条(外国法人の課税所得の範囲)及び第 138 条(国内源泉所得)等の規定により、国内源泉所得には該当せず、法人税は課税されないものと考えられる。

以上の 3 つの事例を検討したが、新しい信託課税制度においては、租税回避の防止に力点が置かれ、租税回避が簡単にできないように仕組まれている。すなわち、信託が設定されると、すべての受益者等が決まって委託者以外の者に対しては課税が行われ、その後、受益者等の変更又は信託の終了があれば課税される仕組みとなっていることから、基本的に租税回避は困難なものとなっている。また、受益者等が存しない信託についても、法人課税信託及び受託者課税が採用されるなどしていることから、容易に租税回避ができないような仕組みとなっている。したがって、最も重要な問題は、課税するための資料情報が的確に収集されるかどうかである。納税者が適正申告を行うことは当然のことではあるが、租税回避を未然に防止するため、より一層幅広く資料情報収集に努めることが重要となるであろう。特に、海外で信託を設定する場合については、その内容を的確に把握することが重要である。また、信託業法等が改正され、信託の受託者の範囲が拡大され、故意に調書を提出しない受託者が現れないとも限らないことに留意すべきである。

なお、平成 10 年 4 月 1 日から、新たな外国為替及び外国貿易法が施行されるのに併せて、銀行などの金融機関に対し、税務署への顧客の国外送金等に係る調書を提出することなどを義務付ける制度(国外送金等に係る調書提出制度)が導入された。この制度の導入により、銀行等の金融機関は、顧客が 200 万円を超える国外送金をした場合には、その顧客の氏名又は名称、その顧客の住所、その国外送金をした金額などを記載した調書(国外送金等調書)をその為替取引を行っ

た日として財務省令で定める日の翌月末日までに、その金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされている⁽²³⁰⁾。したがって、この国外送金等調書の有効活用が期待されるところである。

2 信託受益権の評価を利用した租税回避策

信託受益権の評価を利用した節税策が話題を呼んだことは、第2章第4節の2で述べたとおりであるが、信託受益権の評価を行う場合、課税時期において入手できるデータを基に将来収益の予測をして評価を行うといった手法であることから、課税時期において異常な状況を作り出し、それを尤もらしく見せようとする租税回避策が考えられる。

そこで、経済合理性のない行為により評価額を作り出し、相続税法基本通達9-13を悪用して租税回避を目的とした事例を考えることとする。なお、この事例は、新しい信託課税制度に係る問題ではないが、その内容から本節の中で整理することとした。

【事例13】Aは、所有している甲土地（相続税評価額10億円）について、自らが主催する同族会社（乙社）に対し、資材置き場として賃貸借契約を締結した。この賃貸借契約については、通常に比べて極めて高い賃貸料に設定した。その上で、懇意にしているC社を受託者とし、Aを収益受益者（Aは、賃料収入から信託報酬等の額を控除した額を受益する。この時点では3,000万円）、長男Bを信託の終了時に元本の交付を受ける元本受益者として信託契約（信託期間30年）を締結した。そして、3年経過後に、受託者であるC社は、当初の乙社との賃貸借契約を終了し、この土地について同族関係等のない会社（丙社）に、通常に比べて極めて安い賃貸料

(230) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条（国外送金等調書の提出）、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令第8条（国外送金等調書の提出を要しない国外送金等の上限額）、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第8条（為替取引を行った日）及び第10条（国外送金等調書の記載事項）

（賃料収入から信託報酬等の額を控除した額は、300 万円にしかならない。）で資材置き場として数年間の賃貸借契約を締結した。その上で、4 年経過時に信託に関し関係者により合意解除を行った。

※ 信託設定時における基準年利率は、便宜上、（短期、中期、長期とも）2%、年 2%の複利年金現価率は 22.396（30 年）とし、信託終了（合意解除）時についても基準年利率（短期、中期、長期とも）は 2%、年 2%の複利年金現価率は 20.121（26 年）とする。

事例 13 についてみると、A は、所有している土地を極めて高い賃貸料で同族会社乙社に貸し付けていた。その上で、懇意にしている C 社を受託者として信託契約を締結し、A 自らを収益受益者、長男 B を元本受益者としていた。この場合、収益受益権の価額は、年収益額×信託期間に応じる基準年利率による複利年金現価（年収益が信託期間に渡って得られるものとした場合の現在価値）によって評価することができるが、年収益額が高ければ高いほど、収益受益権の価額は高く評価されることとなる。一方、贈与税の課税対象となる元本受益権の価額は、信託財産の価額から収益受益権の価額を控除することから、収益受益権の価額は高く評価されることにより、その分だけ元本受益権の価額は低く評価されることとなるのである。

【信託設定時】

A の収益受益権：3,000 万円×22.396（30 年、年 2%の複利年金現価率）＝6 億 7,188 万円

B の元本受益権：10 億円－6 億 7,188 万円＝3 億 2,812 万円

また、信託終了時においては、相続税法基本通達 9-13「・・・当該元本受益者が、当該終了直前に当該受益者が有していた当該信託受益権の価額に相当する利益を当該収益受益権者から贈与によって取得したものとして取り扱う」こととされていることから、長男 B に対しては、6,036.3 万円の収益受益権の贈与があったものとされ、贈与税が課税されることとなる。

【信託終了時】

A の収益受益権：300 万円×20.121（26 年、年 2%の複利年金現価率）＝6,036.3 万円

仮に、A から賃貸借契約を引き継いだ受託者 C が信託終了時においても同族会社である乙社に同じ賃貸料で貸し付けていたとした場合には、A の収益受益権は6 億 363 万円となる。すなわち、上記のとおり、安い賃貸料で貸し付けることにより、贈与対象となる価額を10分の1に引き下げることとなる。

【信託終了時】

A の収益受益権：3,000 万円×20.121（26 年、年 2%の複利年金現価率）＝6 億 363 万円

以上のとおり、長男 B は、相続税評価額 10 億円（地価の変動等を考慮しなければ）の土地を 3 億 8,848.3 万円（＝3 億 2,812 万円＋6,036.3 万円）にて A から贈与を受けることができることとなる。ただし、この事例はあくまでも仮の事例であり、このとおりに租税回避が成功するとは考えられない。

なぜならば、この事例においては、財産評価基本通達 202 により収益受益権と元本受益権を評価したが、収益受益権の価額を計算する際の「年収益の額」については、3,000 万円と 300 万円を使用した⁽²³¹⁾が、これが本当にこの土地の正しい土地の収益力を示しているかどうかである。そうでないとすれば、これらの金額（3,000 万円と 300 万円）を基に収益受益権の評価を行うこと自体に誤りがあるからである⁽²³¹⁾。また、この事例の収益受益権と元本受益権を評価する場合において、財産評価基本通達 202 を適用することが著しく不適当と認められる場合には、財産評価基本通達 6 項（この通達の定めにより難い場合の評価）⁽²³²⁾の適用を受ける可能性もある。さらに、この事例では同族会社を利用したものであることから、相続税法第 64 条（同族会社等の

(231) 財産評価基本通達 202(3)ロでは、「収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が受けるべき利益の価額」を使用しなければならず、本事例の 3,000 万円と 300 万円が異常な金額であれば採用できないこととなる。

(232) 財産評価基本通達 6（この通達の定めにより難い場合の評価）

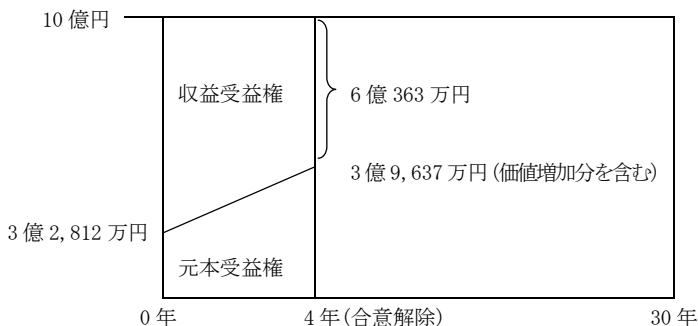
この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

行為又は計算の否認等) 第 1 項⁽²³³⁾の規定の適用を受ける可能性も付言しておくこととする。

(注) なお、事例 13 について、相続税法基本通達 9-13 の定めに従うと、上記のような課税関係となると考えられるが、相続税法第 9 条の 2 第 4 項は残余財産の課税関係についての規定であるが、相続税法基本通達 9-13 のような収益受益権の価額に相当する利益についても同項の適用があるものとして考えると、「当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。」こととされていることから、元本受益者である長男 B は、地価変動等を考慮しないとすれば甲土地 10 億円(残余財産の価額)から 3 億 9,637 万円(受託者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものの価額)を控除した価額(6 億 363 万円)に対して課税されるとみることもできるのではないかと考えられ、相続税法基本通達 9-13 を悪用した租税回避は成り立たないこととなろう。

また、賃貸借の変更された時点において収益受益権の価値が変わることから、この時点で元本受益者である B に課税関係が生じることも考えられるがどうであろうか。

(参考)



(233) 相続税法第 64 条第 1 項

同族会社等の行為または計算で、これを容認した場合においてはその株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

3 まとめ

以上のとおり、考えられる租税回避策を事例にして検討を行ってきたが、租税回避を実行しようとする者は、信託の特性を利用して様々な方法を考えると予想されることから、これだけの検討では当然のことながら不十分である。したがって、今後も様々な検討が行われ、十分な対策が必要となる。

さて、本章の第1節において、新しい信託課税制度は、租税回避の防止に力点が置かれ、租税回避が簡単にできないように仕組みられていることは述べたとおりである。信託が設定されると、すべての受益者等が決まり（受益者等はその受益権に相当する信託財産を有するものとみなされ）、委託者以外の者に対しては課税が行われる。その後、受益者等の変更される都度、また信託が終了すれば、確実に課税される仕組みとなっていることから、租税回避を行うのは困難な仕組みとなっている。また、受益者等の存しない信託についても、法人課税信託とされ、受託者課税が採用されるなどしていることから、容易に租税回避ができない仕組みとなっている（もちろん、税法や通達の隙間を狙って行うのが、租税回避であるから、どのような課税制度であっても万全ということはないであろう。）。

このように考えると、信託課税において一番重要なことは、やはり課税するための資料情報が的確に収集されるかではないだろうか。納税者が適正申告を行うことは当然のことではあるが、租税回避を未然に防止するため、より一層幅広く資料情報収集に努めることが必要となるであろう。特に、海外で信託を設定する場合については、その内容を的確に把握することが重要である。また、信託業法等が改正され、信託の受託者の範囲が拡大され、故意に調書を提出しない受託者が現れないとも限らないことから、そのような事実が把握された場合には、罰則（相続税法 70 条 1 項 1 号⁽²³⁴⁾）の強化も含め

(234) 相続税法第 70 条（秩序犯）第 1 号

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する。

一 第 59 条〔調書の提出〕の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記

厳正に対処すべきと考える。

次に重要なのは、やはり信託受益権の評価ではないだろうか。最初に述べたとおり、信託とは、「自分の財産を信じて託すこと」であり、代わりに受益者となる者が受益権を取得することから、その受益権の評価が重要となるのは当然である。また、相続税・贈与税における租税回避全般に渡って言えることではあるが、いかに課税対象となる財産の評価額を引き下げられるかにかかっているのである。そのような観点からは、本来、財産価値が 100 あるとしても、何らかの手段を講じてその財産価値を 80 や 50 に引き下げようとするのが財産評価における租税回避策である。そして、評価額を引き下げるとしても、外見からは簡単に分らない又は分かりにくくしなければならず、さらに用意周到に準備を行った上で実行され则认为られる。したがって、そのような申告書が提出された場合には、よく財産の本質的な価値を見極められるようにして置かなければならない。これまでの評価に関する租税回避策を見ると、何らかの経済合理性のない行為や取引等を行っている場合が多いことから、それらを的確に判断し、本質を見抜く力を発揮することが必要である。

おわりに

新しい信託法の内容を見ると、「資産流動化信託」や「福祉型信託」を念頭に置いたものであると理解することができる。これら2種類の信託は、社会・経済活動が发展・多様化し、高齢者・障害者の財産管理が注目されている中で、信託法の改正において避けることができない課題であったと考えられる。しかし、信託法学者の中では、その課題の達成度合いについては、様々な意見や評価があるのではないかと考える。これについて、新井誠教授は、「新信託法が資産流動化信託と福祉型信託というまったく異質な信託を等しく規律しうるのは、今後の信託法学の発展のためにも、真剣な議論が必要ではなかろうか。」⁽²³⁵⁾と述べている。いずれにしても、信託の実際の活用によって、新しい信託法における評価が決まることとなるのではないだろうか。

このことは、信託課税制度についても同じである。新しい信託課税制度の真の評価がされるのはこれからである。すなわち、実際に様々な信託が設定され、それに伴って課税関係が決定する、その際に様々な議論がなされることとなるであろう。第2章で考察したとおり、信託課税制度をどのような仕組みにするかは、大正11年の制度発足当時から様々な検討がなされ、今日を迎えている。言うまでもなく、信託は、弾力性を有するなどの特質を有するだけでなく、委託者、受託者、受益者という三者が登場し、財産を有する者と受益する者が異なることなどから、課税関係を規定する上で大きな困難を伴うこととなるのである。さらに、信託の特質を利用して租税回避を企む者がいないとも限らないことから、その防止策を意識して課税規定を設けなければならないこととなるなど、課税の公平を完全に実現できる信託課税制度を構築することは極めて困難であると考ええる。

平成19年度改正は、税目横断的かつ一体的な改正であり、所得課税においても資産課税においても、基本的には受益者課税という同じ考え方で課税制度が

(235) 新井誠「新信託法の成立と信託法学の役割」新井誠編『新信託法の基礎と運用』4頁（日本評論社、2007）。

仕組まれていると考えられる。しかし、それぞれの課税対象が所得（信託財産に帰せられる収入及び費用）と財産（信託に関する権利、いわゆる信託受益権）という相違（すなわち、所得課税と資産課税という相違）があり、さらに、資産課税のその対象とする信託受益権（信託財産に属する資産及び負債を有するとはしているが）は、いわゆる収益受益権と元本受益権に分かれ、その価値（時価）を評価するには、適正に将来予測を行い、信託の不安定性等を加味しなければならないことから、極めて困難を伴う場合が多いということとなる。したがって、信託課税制度において、所得課税と資産課税と基本的に同じ考え方（受益者課税）を採用することが本当に望ましいと言えるのであろうか。

我が国においては、これまで民事の福祉型信託そのものがそれほど多くは利用されてこなかったと言えると思うが、そのために信託における資産課税において問題が内在していても表面化しなかったことも多いと言えるのではないだろうか。信託法が改正され、特に福祉型信託が活用されるようになると、具体的な問題が表面化する可能性があると言える。したがって、今後、信託課税制度のあり方について、様々な側面から議論が行われ、より良い信託課税制度が構築されることを期待したい。

最後に、佐藤英明教授が「信託と税制—若干の立法的提言」と題した論文の最後で述べた部分を引用しておく。「信託課税に関し、望ましくないものも含めて豊富な経験を有するアメリカ連邦税の制度を参照しつつ、今後のわが国における制度のあり方を考えるとき、残念ながら、信託課税の1つの重要な論点が、信託が租税回避に用いられるのをどのようにして防ぐか、という点にあることは明らかである。また、信託を利用した租税回避の横行は、わが国において信託自体への社会的不信を醸成する恐れなしとせず、これへの適切な対処は常に重要な問題である。しかし、それと同時に、信託という制度が社会に有益であるならば、その利用を税制が妨げることはないよう、細心の注意が払われなければならない。信託が制度として根づいているとはいいがたい日本の現状ではこの点も特に重要である。適切な『信託税制』はこの両者のバランスの上に

のみ存在しうることを、最後に強調しておきたい。」⁽²³⁶⁾

(236) 佐藤・前掲注(112)49頁